

衆議院

厚生労働委員会議録 第七号

平成二十八年十一月十六日(水曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 丹羽 秀樹君

理事 後藤 茂之君 理事 田村 憲久君

理事 高鳥 修一君 理事 とかしきなおみ君

理事 三ツ林裕巳君 理事 井坂 信彦君

理事 柚木 道義君 理事 榎屋 敬悟君

理事 あべ 俊子君 理事 赤枝 恒雄君

秋葉 賢也君 岩田 和親君

江渡 聡徳君 大隈 和英君

鬼木 誠君 木原 誠二君

木村 弥生君 小松 裕君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

瀬戸 隆一君 田中 英之君

田畑 裕明君 高橋ひなこ君

谷川 とむ君 豊田真由子君

中川 郁子君 長尾 敬君

丹羽 雄哉君 福山 守君

藤原 崇君 堀内 詔子君

村井 英樹君 山下 貴司君

和田 義明君 阿部 知子君

大串 博志君 大西 健介君

岡本 充功君 郡 和子君

玉木雄一郎君 中島 克仁君

長妻 昭君 初鹿 明博君

牧 義夫君 水戸 将史君

伊佐 進一君 角田 秀穂君

中野 洋昌君 高橋千鶴子君

堀内 照文君 河野 正美君

厚生労働大臣

財務副大臣

厚生労働副大臣

総務大臣政務官

塩崎 恭久君

大塚 拓君

橋本 岳君

島田 三郎君

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人

(厚生労働省労働基準局長)

政府参考人

(厚生労働省年金局長)

厚生労働委員会専門員

堀内 詔子君

馬場 成志君

伊原 和人君

山越 敬一君

鈴木 俊彦君

中村 実君

委員の異動

十一月十六日

辞任

田畑 裕明君

豊田真由子君

村井 英樹君

岡本 充功君

中島 克仁君

初鹿 明博君

岩田 和親君

鬼木 誠君

和田 義明君

大串 博志君

玉木雄一郎君

牧 義夫君

同日

藤原 崇君

同日

辞任

瀬戸 隆一君

十一月十六日

堀内 詔子君

馬場 成志君

伊原 和人君

山越 敬一君

鈴木 俊彦君

中村 実君

委員の異動

十一月十六日

辞任

田畑 裕明君

豊田真由子君

村井 英樹君

岡本 充功君

中島 克仁君

初鹿 明博君

岩田 和親君

鬼木 誠君

和田 義明君

大串 博志君

玉木雄一郎君

牧 義夫君

同日

藤原 崇君

同日

辞任

瀬戸 隆一君

十一月十六日

補欠選任

村井 英樹君

田畑 裕明君

藤原 崇君

中島 克仁君

岡本 充功君

初鹿 明博君

同日

補欠選任

瀬戸 隆一君

十一月十六日

補欠選任

豊田真由子君

労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外六名提出、第百九十回国会衆議院第二七号)は委員会の許可を得て撤回された。

同(真島省三君紹介(第四三三三号))

同(宮本岳志君紹介(第四三三五号))

同(宮本徹君紹介(第四三三六号))

同(本村伸子君紹介(第四三七七号))

同(吉川元君紹介(第四六八八号))

安心・安全の医療・介護に関する請願(赤松広隆君紹介(第五二六号))

は本委員会に付託された。

十一月十五日

安心できる年金制度の実現を求める意見書(兵庫県新温泉町議会(第九七五号))

介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書(北海道釧路市議会(第九七六号))

介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書(北海道知内町議会(第九七七号))

介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書(北海道古平町議会(第九七八号))

介護報酬の見直し等に関する意見書(北海道蘭越町議会(第九七九号))

介護報酬の再改定を求める意見書(宮城県延岡市議会(第九八〇号))

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書(岩手県花巻市議会(第九八一号))

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修等の継続を求める意見書(岩手県一関市議会(第九八二号))

介護保険制度における軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(宮城県多賀城市議会(第九八三号))

介護保険制度における軽度者への給付の継続に関する意見書(山形県尾花沢市議会(第九八四号))

同(池内さおり君紹介(第四一七号))

同(梅村さえこ君紹介(第四一八号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

同(田村貴昭君紹介(第四二七号))

同(高橋千鶴子君紹介(第四二八号))

同(照屋寛徳君紹介(第四二九号))

同(畑野君枝君紹介(第四三〇号))

同(島山和也君紹介(第四三一号))

同(藤野保史君紹介(第四三二二号))

同(堀内照文君紹介(第四三三三号))

同(吉川元君紹介(第四六六六号))

同(大平喜信君紹介(第四六七号))

同(逢坂誠二君紹介(第四七一七号))

同(福島伸亨君紹介(第四七五五号))

同(堀内照文君紹介(第四八一八号))

同(小沢一郎君紹介(第五一九九号))

同(じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四一六号))

同(大平喜信君紹介(第四一九号))

同(笠井亮君紹介(第四二〇号))

同(穀田恵二君紹介(第四二二二号))

同(斉藤和子君紹介(第四二二三号))

同(志位和夫君紹介(第四二三四号))

同(清水忠史君紹介(第四二四五号))

同(塩川鉄也君紹介(第四二五六号))

同(島津幸広君紹介(第四二六六号))

<

号)

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書(福島県矢吹町議会(第九八五号) 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書(埼玉県入間市議会(第九八六号) 介護保険制度における要介護軽度者への給付継続を求める意見書(埼玉県朝霞市議会(第九八七号)

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書(埼玉県吉川市議会(第九八八号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具等の給付を継続することを求める意見書(千葉県市川市議会(第九八九号) 介護保険制度における軽度者への給付を継続することを求める意見書(東京都清瀬市議会(第九九〇号)

介護保険制度の給付から要介護一・二を外さないよう求める意見書(神奈川県大和市議会(第九九一号) 介護保険の負担をこれ以上増やさないことを求める意見書(愛知県扶桑町議会(第九九二号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書(三重県亀山市議会(第九九三号)

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書(兵庫県明石市議会(第九九四号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(和歌山県新宮市議会(第九九五号)

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(岡山県議会(第九九六号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(岡山市議会(第九九七号)

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(岡山県倉敷市議会(第九九八号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与

及び住宅改修の継続を求める意見書(岡山県早島町議会(第九九九号) 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書(高知県須崎市議会(第一〇〇〇号)

介護保険制度改正における軽度者への給付見直しに関する意見書(福岡県小郡市議会(第一〇〇一号) 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続に関する意見書(鹿児島市議会(第一〇〇二号) 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書(鹿児島県霧島市議会(第一〇〇三号)

「経済・財政再生計画」に基づく医療保険制度の改革に関する意見書(大阪府議会(第一〇〇六号) 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(北海道古平町議会(第一〇〇七号) 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(山形県真室川町議会(第一〇〇八号)

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(沖縄県名護市議会(第一〇〇九号) 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(沖縄県南城市議会(第一〇一〇号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措

置の継続を求める意見書(北海道小樽市議会(第一〇一一号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書(北海道釧路市議会(第一〇一二号)

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道登別市議会(第一〇一三号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道伊達市議会(第一〇一四号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道北広島市議会(第一〇一五号)

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道当別町議会(第一〇一六号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道寿都町議会(第一〇一七号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道仁木町議会(第一〇一八号)

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書(北海道長沼町議会(第一〇一九号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道豊浦町議会(第一〇二〇号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道洞爺湖町議会(第一〇二一号)

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道むかわ町議会(第一〇二二号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書(北海道安平町議会(第一〇二三号) 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の

維持・継続を求める意見書(北海道新冠町議会(第一〇二四号) 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書(宮城県塩竈市議会(第一〇二五号)

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書(宮城県気仙沼市議会(第一〇二六号) 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書(宮城県角田市議会(第一〇二七号) 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書(宮城県多賀城市議会(第一〇二八号)

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書(埼玉県秩父市議会(第一〇二九号) 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書(宮崎県議会(第一〇三〇号) 公的年金の積立金を株式投資に運用しないことを求める意見書(京都府向日市議会(第一〇三一号)

公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度にすることを求める意見書(千葉県酒々井町議会(第一〇三三三号) 国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書(長野県高森町議会(第一〇三四号) 国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の見直しを求める意見書(愛知県東浦町議会(第一〇三五号)

国民健康保険における子どもに係る均等割額の軽減に関する意見書(福岡県行橋市議会(第一〇三六号) 国民健康保険に対する新たな財政支援措置を求める意見書(沖縄県宮古島市議会(第一〇三七号) 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(山形県米沢市議会(第一〇三八号)

子どもの医療費の無料化を求める意見書(山形県鶴岡市議会(第一〇三九号)
子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書(福島県郡山市議会(第一〇四〇号)
子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(埼玉県川越市議会(第一〇四一号)
子どもの医療費助成に対する減額調整措置の早期見直しを求める意見書(東京都国分寺市議会(第一〇四二号)
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(東京都清瀬市議会(第一〇四三号)
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(東京都西東京市議会(第一〇四四号)
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子ども医療費の助成制度の創設を求める意見書(岐阜県郡上市議会(第一〇四五号)
子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(静岡県下田市議会(第一〇四六号)
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(滋賀県豊郷町議会(第一〇四七号)
子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(和歌山県海南市議会(第一〇四八号)
子どもを性被害から守るための法改正と対策を求める意見書(大阪府茨木市議会(第一〇四九号)

いように、慎重な審議を求める意見書(大阪府吹田市議会(第一〇五三三号)
さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように慎重な審議を行なうことを求める意見書(大阪府泉南市議会(第一〇五四号)
C型肝炎等新薬の影響による医療費増加に対する財政措置を求める意見書(滋賀県近江八幡市議会(第一〇五五号)
次期介護保険制度改正における福祉用具貸与・住宅改修の見直しに関する意見書(青森県八戸市議会(第一〇五六号)
次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続することに関する意見書(宮城県石巻市議会(第一〇五七号)
次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の見直しに関する意見書(宮城県気仙沼市議会(第一〇五八号)
次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続することに関する意見書(宮城県大和町議会(第一〇五九号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(福島県郡山市議会(第一〇六〇号)
次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具・住宅改修の継続を求める意見書(宇都宮市議会(第一〇六一号)
次期介護保険制度改正に向けた福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(埼玉県川口市議会(第一〇六二号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(埼玉県本庄市議会(第一〇六三号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(埼玉県越谷市議会(第一〇六四号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(埼玉県坂戸市議

会(第一〇六五号)
次期介護保険制度改正において、「要介護一・二」の生活援助給付等の見直しの検討を慎重に行うことを求める意見書(東京都府中市議会(第一〇六六号)
次期介護保険制度改正においての「要介護一・二」の生活援助等の慎重な検討を求める意見書(東京都柏江市議会(第一〇六七号)
次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修に係る保険給付の見直しに関する意見書(横浜市議会(第一〇六八号)
次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の見直しに関する意見書(神奈川県相模原市議会(第一〇六九号)
次期介護保険制度改革における福祉用具貸与・住宅改修の見直しに関する意見書(静岡県島田市議会(第一〇七〇号)
次期介護保険制度改革における軽度者に対する給付の見直しに関する意見書(名古屋市議会(第一〇七一号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(三重県四日市市議会(第一〇七二号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府福知山市議会(第一〇七三号)
次期介護保険制度改革における福祉用具貸与・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府亀岡市議会(第一〇七四号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府長岡京市議会(第一〇七五号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府京田辺市議会(第一〇七六号)
次期介護保険制度改革における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府木津川市議会(第一〇七七号)
次期介護保険制度改革における福祉用具・住宅

改修の見直しに関する意見書(京都府大山崎町議会(第一〇七八号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府井手町議会(第一〇七九号)
次期介護保険制度の改正に関する意見書(京都府宇治田原町議会(第一〇八〇号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府和束町議会(第一〇八一号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府精華町議会(第一〇八二号)
次期介護保険制度改革における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(京都府京丹波町議会(第一〇八三号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(大阪府八尾市議会(第一〇八四号)
次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(兵庫県高砂市議会(第一〇八五号)
次期介護保険制度改革における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書(和歌山県田辺市議会(第一〇八八号)
次期介護保険制度改革における福祉用具貸与・住宅改修の見直しに関する意見書(島根県出雲市議会(第一〇八九号)
次期介護保険制度改革における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書(広島県議会(第一〇九〇号)
次期介護保険制度改革における福祉用具貸与等及び住宅改修のサービスの見直しに関する意見

書(広島市議会(第一〇九一号))

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(広島県福山市議会(第一〇九二号))

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(広島県三次市議会(第一〇九三号))

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(広島県世羅町議会(第一〇九四号))

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(高知県安芸市議会(第一〇九五号))

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(福岡県議会(第一〇九六号))

子宮頸がんワクチン(HPVワクチン)接種による副反応被害者の早期救済を求める意見書(福岡県古賀市議会(第一〇九八号))

子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書(沖縄県宜野湾市議会(第一〇九九号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県銚子市議会(第一一〇〇号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県更津市議会(第一一〇一号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県勝浦市議会(第一一〇二号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県君津市議会(第一一〇三号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県四街道市議会(第一一〇四号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書(千葉県袖ヶ浦市議会(第一一〇五号))

指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関する意見書(千葉県大網白里市議会(第一一〇六号))

児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書(北海道美唄市議会(第一一〇七号))

「受動喫煙防止法」の早期制定を求める意見書(静岡県三島市議会(第一一〇八号))

障がい者(児)の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(埼玉県秩父市議会(第一一〇九号))

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(埼玉県戸田市議会(第一一一〇号))

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書(福岡県北九州市議会(第一一一一号))

シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書(新潟県糸魚川市議会(第一一二二号))

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書(北海道北広島市議会(第一一二三号))

水道施設の耐震化に対する支援の充実・強化等を求める意見書(兵庫県丹波市議会(第一一二四号))

スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書(宮崎県議会(第一一二五号))

地域医療を守ることを求める意見書(北海道石狩市議会(第一一二六号))

地域医療を守ることを求める意見書(北海道日高町議会(第一一二七号))

地域の実情に応じた民泊制度の実現に向けた法整備を求める意見書(長野県議会(第一一二八号))

地域の実情に配慮した民泊制度の実現を求める意見書(佐賀県議会(第一一二九号))

地域の実情に応じた「民泊」の運用を認める法制度の構築を求める意見書(熊本県議会(第一一二〇号))

地域の状況に応じて運用できる「民泊」法制化を求める意見書(大分県議会(第一一二一号))

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の新設等を求める意見書(兵庫県養父市議会(第一一二二号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(水戸市議会(第一一二三号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(埼玉県上尾市議会(第一一二四号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(千葉県市川市議会(第一一二五号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(東京都清瀬市議会(第一一二六号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(石川県七尾市議会(第一一二七号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(岐阜市議会(第一一二八号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(静岡県伊東市議会(第一一二九号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(大阪府枚方市議会(第一一三〇号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(大阪府八尾市議会(第一一三一号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(大阪府松原市議会(第一一三二号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(和歌山県議会(第一一三三号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(和歌山県議会(第一一三四号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(山口市議会(第一一三五号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(山口市議会(第一一三六号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(千葉県鴨川市議会(第一一三七号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(千葉県香取市議会(第一一三八号))

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(千葉県難病対策の充実に関する意見書(大津市議会(第一一三九号))

同一労働同一賃金の安全な運用を求める意見書(茨城県取手市議会(第一一四〇号))

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書(奈良県広陵町議会(第一一四一号))

年金の適正な運用を求める意見書(福岡県中間市議会(第一一四二号))

東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金免除に関する意見書(宮城県塩竈市議会(第一一四三号))

東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書(宮城県角田市議会(第一一四四号))

福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置に関する意見書(滋賀県米原市議会(第一一四五号))

民泊のあり方に関する意見書(富山県議会(第一一四六号))

民泊に対する地域の状況に応じて運用できる法制化を求める意見書(石川県議会(第一一四七号))

民間保育所保育士の人材確保対策を求める意見書(愛知県知多市議会(第一一四八号))

民泊に対する地域の状況に応じて運用できる法制化を求める意見書(和歌山県議会(第一一四九号))

民泊の法制化に当たっては、地域の実情に応じた運用を認める法制度とするよう求める意見書(岡山県議会(第一一五〇号))

民泊の法制化に関する意見書(岡山県倉敷市議会(第一一五一号))

民泊の法制化に関する意見書(高知市議会(第一一五二号))

無年金者対策の推進を求める意見書(宮城県加美町議会(第一一五三号))

無年金者対策の推進を求める意見書(水戸市議会(第一一五四号))

無年金者対策の推進を求める意見書(前橋市議会(第一一五五号))

無年金者対策の推進を求める意見書(埼玉県杉戸町議会(第一一五六号))

無年金者対策の推進を求める意見書(千葉県市川市議会(第一一五七号))

無年金者対策の推進を求める意見書(東京都清

瀬市議会(第一一五八号)
無年金者対策の推進を求める意見書(石川県議
会)(第一一五九号)
無年金者対策の推進を求める意見書(石川県小
松市議会)(第一一六〇号)
無年金者対策の推進を求める意見書(静岡県伊
東市議会)(第一一六一号)
無年金者対策等の推進に関する意見書(名古屋
市議会)(第一一六二号)
無年金者対策の推進を求める意見書(京都府向
日市議会)(第一一六三号)
無年金者対策の推進を求める意見書(大阪府吹
田市議会)(第一一六四号)
無年金者対策の推進を求める意見書(大阪府茨
木市議会)(第一一六五号)
無年金者対策の推進を求める意見書(大阪府松
原市議会)(第一一六六号)
無年金者対策の推進を求める意見書(和歌山県
議会)(第一一六七号)
無年金者対策の推進を求める意見書(佐賀県議
会)(第一一六八号)
無年金者対策の推進を求める意見書(長崎県議
会)(第一一六九号)
「要介護一・二」の「保険外し」を中止し、安心・
安全の介護保障の推進を強く求める意見書(北
海道芦別市議会)(第一一七〇号)
「要介護一・二」の「保険外し」を中止し、安心・
安全の介護保障を強く求める意見書(北海道安
平町議会)(第一一七一号)
若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求
める意見書(岩手県金ケ崎町議会)(第一一七三
号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、第九十回国会閣法第五四号)
労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦
君外六名提出、第九十回国会衆法第二七号)
の撤回許可に関する件

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

この際、一言申し上げます。
去る十一月四日の当委員会の運営につきまして、円満なる運営ができなかったことに對し、まことに遺憾に存じます。

○丹羽委員長 第九十回国会、内閣提出、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房年金管理審議官伊原和人君、労働基準局長山越敏一君、年金局長鈴木俊彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前九時三十五分休憩

午前十時十五分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

井坂信彦君

この際、井坂君に申し上げます。
井坂君の配付資料につきましては、一部につき理事会での合意が得られておりませんが、委員長

の判断により、特別に許可いたしました。今後、資料の扱いにつきましては、引き続き理事会で御協議をお願いいたす存じます。

なお、資料の御使用に当たっては、国民に誤解を与えぬよう御留意されることを望みます。

井坂信彦君

○井坂委員 冒頭、ここまで委員会の開催がうまくいきました。そして今、委員長から、資料が一部出すべきではない、こういう話があったんですけれども、この資料なんです、(パネルを示す)このパネル、このパネルの……(発言する者あり)いや、理事会の議論で、一体このパネルを理事会で何で出したらだめになったのか。配付は、資料はしていただいているんですよ。配付は、資料はしていただいているんですよ。……

○丹羽委員長 井坂委員に申し上げます。

合意できていないパネルはしまってください。

○井坂委員 このパネル、特にこの、所得代替率が三割マクロ経済スライドで下がりますと。それに対して、基礎年金が五万円、基礎年金が五万円……

○丹羽委員長 再度、井坂委員に申し上げます。

理事会で合意ができていないパネル資料については御提示を許可できませんので、おさめいただきますようお願いいたします。

○井坂委員 この資料を出さしていただいて、議論をさせていただきたいんですよ。(発言する者あり)

○丹羽委員長 井坂委員に申し上げます。

理事会で合意ができていないパネル資料の掲示につきましては御許可できません。(発言する者あり)

○井坂委員 うそ、うそではないですよ。

この件は、もともとさうのメーンでありますから、また後ほど配付資料に基づいて議論させていただきます。

本日は、冒頭、理事会が非常に時間がかかりましたのは、この件も大きかったですけれども、ほかにも三点、与野党の合意がとれずに、また本委

員会が委員長長の職権で開催をされたわけでありま

す。そのことについては、やはり強く抗議をさせて

いただきましたというふうに思っています。

理由は、大きく三つです。

一つは、年金カット法案が発動したら、高齢者と、それから将来世代にどのような影響があるのか、本日に至るまで基本的な試算がなされていないということでもあります。

二つ目に、電通過労死事件で問題となった長時間労働に関する集中審議が、参議院ではあすの定例日で開かれるのに對して、衆議院ではいまだに日程の確約が得られない。理事会の中では、もうこの年金カット法案の議論が終わるまでは、電通過労死事件の集中審議、長時間労働の審議はしない、こういうことでもあります。

三点目には、委員長から冒頭御発言がありましたけれども、本会議の開催を調整している最中に、委員長が野党の反対を押し切つて職権で四日に強行開催をした。この委員会についての御認識。また、冒頭は、何と、けさに至るまで議長委員長に事実確認もされていなかったということ、理事会が途中で休憩をされて、そして、ここに至っているわけでもあります。

本日も極めて遺憾な委員会でありま

す。私にとつては法案審議の初日ということであり

ますから、年金カット法案で、きょうは将来世

代の年金額がどうなるのかというテーマで質疑を

させていただきますというふうに思っています。

まず一点目に、試算の出し直しについて伺いま

す。

本法案は、パートへの雇用保険の適用拡大や、産前産後の国民年金保険料免除、また、GPIFの組織見直しや年金機構の不要財産処分など、さまざまな内容が含まれる大規模な法案であります。

その中に、物価・賃金スライドの見直しという項目があり、どうも年金が今より減るらしい。当然の疑問として、今よりどれだけ減るのか、厚生

かして試算をしたのがこちらです。これは、既に予算委員会初めさまざまな委員会で何度も出させていたでいるパネルであります。これは、政府側が、今回年金カット法案で減るとしたらどれだけ減るんですかと、全く明確なお答えが事前になかったので、ちよつと自分で手を動かして試算をいたしました。

過去十年と同様の物価・賃金改定率のもとでは、年金カット法案があるときとないときで五・二%も差が開く、こういう計算結果になりました。そして、これを見て二週間後に政府が出してこられたのが、政府試算、高齢者の年金カットは三%、そして将来世代は七%ふえる、こういう試算を出してこられたわけであります。

高齢者の年金が過去十年の物価・賃金改定率でどれだけ減るのか、差が開くのか、ここについて、私は五・二%減るんじゃないか、そして政府側は、いやいや、年金が減るのは三%なんだ、こういう数字の開きはあったわけであります。

しかし、この間委員会で議論を詰めた結果、政府の試算でも、途中までは私と同じ、当然、同じ計算をしているわけですから、途中までは五・二%という数字が計算過程で出ており、そして、政府の試算は、最後に、可処分所得割合の減少分、こういうものを二%つけ加えて、その差がもうに、こちらの五・二%とこちらの三%、三・一%かもしれないが、そういう差につながっているということ、見解の相違ということに今はなっております。

私は、二つのものを比べるときに前提条件をそろえるのはもう基本中の基本であり、政府試算のように片方だけ二%のけたを履かせるということはありませんが、しかし、私の、この年金カット法案で五・二%減るんじゃないか、一方、政府試算では、年金カット法案で三%減るんじゃないか、この差というのは、単純にそこだけの違いでありました。

一方で、将来世代の年金が七%もふえるという政府試算については、これは年金カット法案と全

く関係のない試算であるということを強く申し上げたいと思います。

配付資料の四をごらんいただきたいと思えます。上が政府の将来試算、そして下が我々が求める法案審議の前提とすべき基本的な将来試算であります。

政府の将来試算というのは、これは、二〇〇五年から長期にわたってカットを継続しましたという前提。そして、二〇〇五年から特例水準もなくしましたという前提。そして、試算の方だけ可処分所得割合減少分をなしにしている。そしてさらに、ここがポイントですけれども、二〇一六年以降、年金カット法案の発動は二一〇一年まで一切なし、こういう前提で政府試算を出されております。年金カット法案、年金カットは起こらないからということで年金カット法案とは関係のない試算になつてしまっている。

一方で、我々が求める将来試算、これはもう極めて素朴で基本的な試算であります。年金カット法案が発動したら高齢世代と将来世代がどうなるんでしょうか、この試算を出してください、このことをもう一月前から繰り返し繰り返し要求しています。当然、年金カット法案の発動後の試算でありますから、早くとも二〇二一年、平成三十三年の法施行後にカットが始まったとすればという一定の前提を置いて試算をすることになろうかというふうに思います。

まず、大臣にお伺いをしたいんですけれども、この資料四の上の政府の将来試算、これはそもそも年金カット法案の試算ですらない。これは私は、速やかに撤回をしていただいて、そして我々が求める、法案審議の本当に前提となるべき素朴な基本的な試算を求めています。

年金カット法案が二〇二一年以降に発動したらどうなるのか、この大前提となる試算を改めて提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 将来年金確保法案についてのお尋ねだと思いますが、もともと、この試算を出せ

と言われたのは、井坂委員がおつくりになられたものについて政府はどうなのかということでありますから平成十七年からの試算をお出しした、こういうことでもありますので、何らかしなことをやっているわけでは全くないということでございます。

そもそも、今回の額の改定ルールの見直しは、賃金が物価よりも低下するという望ましくない経済状態となった場合でも、所得代替率が上昇しないように確保するとともに、将来世代の年金水準をしっかりと確保するというために行うものでございます。

そもそも、政府としては、物価、賃金とともにプラスとなる経済をしっかりとつくっていくということを想定しているわけでありますので、御指摘のように、今回の改定ルールが将来発動するような経済前提を置いた試算を行う考えはございません。

なお、仮に議員御指摘のような試算を行う場合でも、基礎年金が三%低下する時期がいつになるかなど、前提条件の置き方次第では結果がどうにも変わってしまうので、一概に将来何%改善するかは申し上げられないということは何度も申し上げてきたところであります。足元の給付水準が上昇すれば将来の給付水準は低下するという構造に変わりはございません。

また、今回の改定ルールが早期に適用された場合の方が将来の年金額の上昇幅は大きくなって、早期にこの改定ルールを導入した方が将来世代の年金額の確保につながるものと考えております。今回の改正はあらゆる事態に備えて見直しを行うものでございますが、政府としては、何よりも重要なことは強い経済をつくること、繰り返し言及してまいりましたが、強い経済をつくるべくいくことが大事でありまして、そのため、デフレから脱却を、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでいるところでございます。

○井坂委員 この配付資料の四の上と下のグラフを比較していただければと思うんですが、

上の政府試算の方は、やはり二〇〇五年から二〇四〇年あたりまでずっとカットが続くという前提になっているんですね。当然、これだけの面積、カットが続いたら、それがさらに運用利回り四・二%という中で長期にわたって複利運用されて物すごく膨らむ、それが右側の政府が言うところの、何か七%上がるんだ、こういうところにつながつているんだろというふう思うんですけれども、ただ、これは、繰り返し申し上げますけれども、そもそも年金カット法案が一度も発動しないという前提での試算。

やはり、我々が求めているのは、二〇二一年以降に、一定の前提を置いて、年金カットが発動したら、それに見合つて将来世代の年金はどれだけ影響を受けるのか、こういうことなので、明らかにこれは、上の政府試算に比べてこの年金カット法案がもし発動したらという試算をすれば、どういう前提を置いても、この上と下の左半分の面積を比べていただければ一目瞭然であります。年金カットの総量は少なくなる、当然、将来の世代に与える影響も少なくなるということだろうというふうに思います。

このことは、実は大臣も既に委員会で認めておられる話でありまして、資料五のところに、十月二十一日の厚生労働委員会の議事録をつけさせていただきました。

今と同じような話です。政府試算は二〇〇七年、まあ二〇〇五年からずっと長い間カットしてようやくそうなる話だ、一方で、実際、この年金カット法案でどうなるかという、最速でも二〇二一年からカットが始まったつてせいぜいこの程度じゃないですかと私がお尋ねをして、ちよつといろいろと答弁の調整の時間があつて、速記をとめてくださいということになつて、塩崎大臣がまた再開後に答弁をされたのが、これは傍線を引いてありますが、平成十七年、二〇〇五年からルールを当てはめたらということ、計算をして、それに見合う将来世代の代替率アップがどうなるのかといえ七%だということを申し上げたわけ、

今御指摘の、二〇二一年、平成三十三年、このときからやるときは、調整期間が短くなるという意味において、この上がり幅、いわゆる将来世代の上がり幅が小さくなるということは、それはそれとおりだというふうに思いますと答弁をされています。これは、私も至極そのとおりだと思うので、得のできる答弁であります。

要は、政府試算と比べて、本当に真面目に、カット法案、二〇二一年以降に発動したらどうなるのかという試算をやれば、当然七％アップなどにはならず、非常に小さな影響にならざるを得ないということだと思います。

では、本日、私、この法案審議の初日でありますけれども、ここに至るまで政府側から将来試算が出していただけていませんでした。これは大変遺憾に思いますが、しかし、では一体将来世代にはどれだけの影響があるのかということで私がまた試算をしてまいりました。これは年度ごとに試算をしてまいりました。それが次の配付資料の六番です。

エクセルで百五年分の計算ですので、非常に字が小さくなってしまつて、きつい方にはきつい、大変申しわけないんですけども、これは、一番上の段が結論です。左半分は政府試算、そして右半分は井坂試算と書いてありますが、私の試算であります。

政府試算はどういう前提かというと、二〇二〇年から特例水準なし、そしてカット法案あり、こういう前提で、三％カットだと将来は四・九％アップ、これは七％と書きたかつたところなんです。これは、これはマクロ経済スライドで、後ほどやりますけれども、所得代替率が三〇％減つた後の残りの七〇％に対する七％ですから、実際は上がり幅としては四・九％ということになってしまふんですが、政府試算では三％カットで四・九％。私の試算では、これは二〇二一年から十年かけて三％カットに至るという前提を置いたときは、三％カットで将来世代が上がるのはちょうど二％アップだ、こういう試算結果であります。

政府試算と私の試算の最大の違いは、この資料六の点線で囲んでいるところ、要は、どれだけ長い期間カットをしているかというのが最大の違いであります。政府試算はこの左側の点線で囲んだ長いところ、二〇〇五年以降、ずっとカットをしている。上の方の数字がいろいろばらつきがあるのは、これは、次の資料七のところ、実際、厚生労働省年金局から数字をいただいて、それを当てはめております。

一方、私の試算の方は、右側の縦の点線、これは政府試算の半分ぐらいの期間しかそもそももカットをしていない。当然、二〇二一年以降の話でありますから、最速でカットを始めても、こういうことになる。

ここが最大の違いになつて、それが、カットの総額が、スプレッドの利率一・七％で五十年、五十五年と複利運用された結果、右辺の、右側のアップ累計になる。この両者を比較して数字をやると、私の試算では、年金カット法案で仮に三％カットというような事態が起こつたとしても、将来世代のアップ率は二％程度だということになります。

ちなみに、これはちゃんと高齢者の人数、老齢基礎年金の受給者数も年度単位できっちり定めて、これは政府資料をもとに、政府資料の数字がない五年、十年のあきの期間は、これは順番に案分をして、老齢基礎年金の受給者もしつかり掛け算をして出した数字であります。スプレッドの利率も、そしてその運用の期間もきちんと反映をさせて行つた試算であります。

このように、私なりに試算をさせていただきまして、バックデータも全てこれはお渡しをして、また世間にも公開をした上で、大臣に通告しております。お伺いをいたします。

年金カット法案が二〇二一年以降に発動して、基礎年金が三％、これは所得代替率にして一・一％カットされた場合、マクロ経済スライド終了後の現役世代、将来世代の基礎年金は、現状より二％、所得代替率にして〇・七％しか改善しないの

ではないでしょうか。

○塩崎国務大臣 繰り返し申し上げるわけでありまして、我々のこの将来年金確保法案で意図しているところは先ほど申し上げたとおりであつて、もともと、平成十七年からの試算を政府で試算し直せというから、平成十七年からの前提を置いた試算をやっているわけでありまして、それでいけば将来世代は七％アップするということ、御指示どおりやつた結果が七％だったということ、これは繰り返し申し上げておきたいというふうに思います。

私どもとして、先ほど申し上げたとおり、もと、賃金、物価が両方上がることで毎年のスライドもプラスでいけるということをやはり目指しているわけですし、そういうことを想定しているわけでありまして、今回御提起申し上げている万が一のときのケース、デフレのとき、これは、民主党政権時代に、マクロ経済スライド発動のためにも、デフレ下のルールの適用のあり方について宿題として残つていた。

このことについて私どもは答えを出しているわけ、平成二十一年の財政検証で既にデフレにおける問題点というのが指摘をされて、当時、まだ自民党のときに出てきた検証の結果でありましたけれども、それを受けて民主党政権が考えをいただいて、一体改革としてその中に、この宿題としてデフレのもとでのルールのあり方ということ、御提起いただいた、私どもも三党合意の中でこれも受け継いでやつて、今回の直近の財政検証でも、やはりデフレの問題については、きちっとルールを定めることによって、代替率が上がつてしまつて、マクロ経済スライド調整期間が長期化をし、なおかつ基礎年金の代替率が下がつてしまふということを避けるためのルールとして、今回、将来年金を確保するという、まさに未来への責任のために私どもが御提起を申し上げているということでもあります。

いずれにしても、今回、今御自身でいろいろな前提を多分お置きになつて試算をされたんだろう

と思うので、これはこれで議論のもととして多とするとところでございますけれども、私どもは、将来、今回の改定ルールを発動するような経済前提を置いた試算を行う考えはないというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○井坂委員 いや、政府がやつていただけないということなので、私がもう本当に全部、計算過程も含めてお示しをしているわけですから、再度お答えいただきたいんですが、要は、年金カット法案で三％カットということが仮に起こつても、私は、絶対起こるとか、起こつてほしいと言っているんじゃないくて、これは試算ですから、仮に起こつても将来世代に対する影響はせいぜい二％です。それと、これは御答弁いただきたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げます、きょう引用していただいた私の議事録も同様のことを申し上げているわけでありまして、どういう前提を置くかによつて数字は変わるのでございますので、二％、七％、どうのこうのという数字を具体的に申し上げるようなことはできないということだと思ひます。

○井坂委員 どういう前提を置くかということ、まさに先ほど配付資料の六でも御説明しました。配付資料の四でも御説明をいたしましたけれども、政府試算は、二〇〇五年から、私はそんな要望を出したつもりはないんですけども、二〇〇五年から長期にわたつてカットしたら、それは将来世代には大きな影響がありますよと。ただ、実際この年金カット法案は早く二〇二一年でありまして、それから初年度にいきなりカットがあるわけでも本当はないんじゃないかと、それは最速でカットがあつたとしても、将来世代へ与える影響はせいぜい二％だ。これは十月二十一日の大臣の議事録でも、数字はおつしやらないですけども、まさにその構造は答弁でお認めのとおりであります。

この件は、大臣は将来年金確保法案という名前を今広めようと努めておられるんだというふうに思ひますけれども、将来年金の確保とおつしやる

けれども、しかし、この年金カット法案は実は将来世代に与える影響というのはせいぜい二%、所得代替率にして〇・七%。しかも、当の大臣がそもそもこれは発動しませんとおっしゃっているんで、発動しない限りは将来世代への影響は、極論すればゼロだということでもあります。

マクロ経済スライドとの関係についてお伺いをしたいんですけれども、このパネル資料の二と書いてある資料を、配付はしております、このパネル資料の配付資料をもらいただきたいというふうに思います。

将来世代の基礎年金は三割カットされるわけでありまして。これはどういう計算かといえば、基礎年金の所得代替率、現状、このパネル資料二と書いてあるものですね。この基礎年金の所得代替率は、現状三六・八から二六・〇まで下がる。これがちょうど三割に当たるわけで、これが青いグラフで示されて、マクロ経済スライドで基礎年金の所得代替率が三割下がりますよという図であります。三割、三〇%、これに対して、年金カット法案の将来世代への影響はわずか二%ということでもあります。

所得代替率が三割減るといふのがどういふことなのか、この点で、これは現在の所得水準に置きかえれば、まさに、基礎年金、今、平均月五万円ですけれども、この平均月五万円の基礎年金が平均月三万五千円にまで落ち込む。今の所得水準に合わせれば、まさに五万円が三万五千円になるということそのものであります。

事前に理事会でこの点、田村筆頭理事と大分激論を交わしたわけでありましてけれども、恐らく政府が答弁でおっしゃるのは、何か、物価で割り戻したらそんなに減っていませんよという答弁だということふうに思います。その図は、また資料の八の方でおつけはしております。

現状の基礎年金の平均月額五万円が、これが所得代替率、マクロ経済スライドで三割カットされてしまうと、基礎年金平均月額三万五千円しかもらえなくなるのと同じだ。これは私は大問題だと

いうふうに思います。年金カット法案の効果は、せいぜい将来世代の基礎年金が三二%カットが三〇%になりますよという程度の話でありますから、まさにこのマクロ経済スライドの破壊力の前では焼け石に水だというふうに思うわけであります。

大臣にお伺いいたしますが、マクロ経済スライド終了後の現役世代、将来世代の基礎年金は現在の所得代替率三六・八から二六・〇へ三割も減つてしましますが、年金カット法案はこの問題の解決には全く役に立たないのではないですか。

〇塩崎国務大臣 恐らく井坂議員はよくわかった上でおっしゃっているんだと思うんですが、名目下限というのがあることを申し上げておかないといけないというふうに思います。

この法案は、将来の年金水準を確保するという法案でありますので、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、あるいは国民年金の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直しなど、今回一度に提案をしているわけでありますけれども、これらはいずれも若い世代が将来高齢期となったときに受け取る年金の水準の確保を図るというものであります。

その中で、今お取り上げをいただいている年金額の改定ルールの見直しについては、平成二十六年度までは本来よりも高い水準の年金が支給をされていた中で、マクロ経済スライドが発動されずに、さらに、現役世代の賃金が下がったときに負担能力に合わせて年金額を下げるということをしなかった、このことによつて、今の高齢者の基礎年金の給付水準が約一割上昇をし、その分マクロ経済スライド調整の終了期間が先ほど申し上げたようにおくれ、さらに将来の基礎年金の給付水準が約一割低下したことを背景とするものであります。

今回の見直しによつて、若い世代の方々が受け取られる年金の水準が御指摘の水準よりさらに下がることが未然に防止し、未然に防止するということが大事であります、世代間の公平性が確保

されることになるわけであります。だからこそ、将来年金確保法案、こう申し上げているわけでありまして。

なお、平成十六年改正で導入されたマクロ経済スライドは、一・二人で一人の高齢者を支えることになりましたが、二〇五〇年、平成六十二年においても年金制度を次世代に引き継いでいくために必要な仕組みと考えているわけでありますので、それが今いろいろ下がつてしまふというお話を強調されておりますけれども、もし対案があるのであるならば、ぜひ財源も含めて御提案の上で議論を深めるということが建設的かつ有意義ではないかというふうに思います。

〇井坂委員 ちよつと答弁がいま一つはつきりしませんが、マクロ経済スライド、三割カットされるわけですよ、この青い線で書いてありますけれども、三割カットされるのに対して、この点線が、まさにこの年金カット法案が発動しなかったときのルートを書いています。

年金カット法案が発動しなければこの点線のようになつて、それは本当にわずかの差は将来世代には与えるんだと思いますが、しかし、先ほど私が資料も含めて全部データもお示したように、この差というのはせいぜい二%ですよ。それに對して、マクロ経済スライドで所得代替率が落ち込むのは三〇%落ち込むんですよ。ですから、このマクロ経済スライドで将来世代の基礎年金が三割減るといふ大問題に對して、この年金カット法案はまさに焼け石に水、ほとんど役に立たないのではないですかというふうに伺っています。まして、大臣は発動すらないとおっしゃっているんですから、役に立たないんじゃないですか。

〇塩崎国務大臣 先ほど申し上げたと思いますが、三割減というをおっしゃっている、強調して、正確であるがゆえに配ることが、配るといふかパネルとしては使ふなという委員長のお裁きを受けているところに書いてある、絶対水準としての金額ベースでお書きになっているところがあります、それはやはり意味が違ふというふ

うに考えなければならぬというのは、先ほど名目下限の問題を申し上げたわけでありまして、公的年金制度は、年金制度を支える現役世代の負担が重くなり過ぎないように、保険料収入には既に上限が一八・三ということで固定をされています。

その限られた財源をマクロ経済スライドによつて現在と将来の受給世代の間で適切に配分をする、いわば世代間の分かち合いということ、その数字がどうなるか。何%、何というか、削られた面積と、こつちの左側の面積と右側の面積がイコールになるといふことはそのとおりでありますし、それがゆえに将来の年金を確保するということにつながらるわけでありますけれども、その数字が今、三とか二とか七とか五とか、いろいろ出ていますが、それは、どういう前提を置くか、そしてまた実際に何が起きるかということによつて決まってくるわけで、そもそも今回のルール自体が、物価も賃金も上がつていけば発動はされないルールでありますから、だから、年金だけで全てを解決しようと言つていらつしやる今の御主張でいくと、それはやはり政治にはなかなかなりづら

いというふうに思います。

やはり政治は、経済政策も含めて、そしてまた社会保障政策全体でいろいろな立場の方々にしっかりと手を差し伸べていくということが大事でありますので、そのような包括的な、やはり全体の政策をきつちりとやつていくというのが責任ある政治のあるべき姿だということふうに思っております。

〇井坂委員 将来世代の年金額、年金の給付水準を真面目に考えるときに、この年金カット法案の影響というのには、まさに誤差の範囲としか言いようがない小さな影響であります。政府は発動しないとおっしゃっているのだから、なおさら影響は小さいわけでありまして、一方で、このマクロ経済スライドの影響、将来世代に対する影響というのは、これは金額に直せば本当に甚大であります。

このパネル資料の三をごらんいただきたいんですけれども、私の問題提起は、将来世代の老後生活は今の仕組みをそのまま続けて本当に成り立つんでしようかというこの一点であります。

現在四十代以下の現役世代、将来世代は、老後の厚生年金が二割カット、そして基礎年金は三割カットをされる。

これは、今の所得水準に直せば、モデル世帯は、二十二・一万円が十七・七万円ですから、まあ何とかなるだろうというふうに思います。ところが、厚生年金は、平均支給額というのは非常に低くなっておりまして、今十四・五万円、それが二割減ると十一・六万円になってしまう。

国民年金は、三割、マクロ経済スライドで、将来世代、減るわけでありまして、これは満額受け取っておられる方々でも、六・五万円が、今の所得水準に直せば、まさに所得代替率が三割減るわけですから四・五万円。そして、国民年金も、実際の平均支給額はもう今わずか五万円にまで落ち込んでいますから、平均五万円の国民年金がマクロ経済スライドで将来世代は三・五万円まで下がってしまう。これは、まさに今の所得水準に置きかえた正しい生活実感だというふうに思います。

大臣にお伺いいたしますが、基礎年金の平均支給額、今でさえ五万円しかないのに、これがマクロ経済スライドで将来世代は三割カットされたら、これはさすがに、将来世代の老後生活は基礎年金ではもう成り立たないのではないですか。

○塩崎国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、マクロ経済スライドというのは、時間をかけて年金水準を徐々に調整するということで分かち合いを成り立たせているわけでありまして、現在の受給者に配慮をし、マクロ経済スライドによって名目の年金額を下げることはしないという名目下限の仕組みを導入しているもので、これ自体は適切なものだと思います。先ほど来、この名目下限を無視した御議論をされているように聞こえますが。

平成二十六年の財政検証のケースEというのがあります。物価で平成二十六年に割り戻したモデル年金の年金額は、二〇一四年の二十一・八万円に対して、マクロ経済スライドの調整が終了する二〇四三年度は二十四・四万円と増加をしております。それから、基礎年金を夫婦二人で見ても、二〇一四年度の十二・八万円に対して二〇四三年度は十二・五万円とほぼ横ばいというふうになっているわけでありまして。

その上で、現に低所得や低年金の高齢者への対策、今低年金の方々についての言及がございましたけれども、これはもう社会保障・税一体改革において、参議院の方で先ほど可決をさせていただきまして、年金の受給資格期間の短縮、それから年金生活者支援給付金の創設、これは平成三十一年の十月、消費税の引き上げと同時にスタートするわけでありまして、それから医療、介護の保険料の負担の軽減などに取り組みと。特に、年金生活者支援給付金は、保険料納付期間の長短によらずに、受け取る年金額の約八％に相当をいたします、年金と相まって高齢者の生活を支えることになるわけでございます。

加えて、低所得の方へのきめ細やかな支援としては、生活困窮者自立支援制度というのもスタートしているわけであって、高齢者も含めて、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談、就労支援など、包括的な支援を実施しているわけでございます。年金のみならず、社会保障全体で総合的な対策を打っていく。

そして、原点は、強い経済をつくっていくことによつて、今回、万が一のためのルールを御用意しようということでありましてけれども、それが発動しないように、むしろ年金がスライドで上がっていくように、物価、賃金が上昇するような経済政策をとることが最も大事だというふうに思っています。

○井坂委員 基礎年金の所得代替率は三割減つてしまふという状態で、これがなぜ将来年金確保法案だと大臣は強弁をされるんですか。最後にその

一点だけお聞きしたいと思います。

○塩崎国務大臣 三割、三割というのは、これは代替率の話であるということをもう一つはつきりさせておきたいというふうに思っております。マクロ経済スライド自体は、名目下限を前提にして調整が行われることになりましたので、単純に、この代替率が三割下がるから年金額も三割下がるといふようなことを言っていたらだくのは不正確ではないかというふうに思います。

○井坂委員 予定していた質疑の三分の一ぐらいしかきようはできませんでしたので、また引き続きしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民進党の柚木道義でございます。大臣、きょうもよろしくお願ひいたします。先ほどの井坂委員の、まさに最後の、年金カット法案で三割減額、そして将来は七割増額、こういう試算を出されて、そして、これは安倍総理大臣も、これは発動しない試算だと明確に十一月一日の私の代表質問への答弁で認められている中で、我々が、まさに政府が出されている、これは井坂さんの、これは紙でしか出されませんでしたけれども、所得代替率ベースで三割カットだとか（発言する者あり）いや、井坂さんの資料、いいじゃないですか、何でもだめなんですか。いやいや、私も、ボードも含めて、（パネルを示す）これは何でもだめなんですか、大臣。大臣、何でもだめなんですか、これ。（発言する者あり）いやいや、三割、三割カット……

○丹羽委員長 柚木委員に申し上げます。理事会で合意ができていないパネル資料の掲示を御許可はできませんので、おさめください。○柚木委員 将来年金カット法案じゃないですか。何でもだめなんですか、塩崎大臣。紙で出さしていたら、ボードで出さしていただけじゃないと。安倍総理が、あるいは政府が、七割、五割、

年額で六万円上がるということは発動しないと答弁されました。あり得ない試算を出しておいで、起こり得る将来試算を……

○丹羽委員長 柚木委員に申し上げます。パネルを掲示するのをやめてください。

○柚木委員 きょうまでに出していただき、出してくださいというところをお願いしたにもかかわらず、政府側は試算を出さずに、なぜ我々が、政府が出している所得代替率ベースで、それぞれ政府が出している所得代替率、平均五万円の基礎年金月額が、将来、私たちの将来世代が受給するところには三割カットで約三万五千元になってしまう。何でもこの資料を出してはいけないのか。これは委員長に抗議しているんですよ、委員長に抗議しているんです。

塩崎大臣、なぜこの資料を委員長は出していただけなのか。大臣、おかしいと思いませんか。大臣の見解を教えてください。何でもだめなんですか、これを委員会に出しては。

○丹羽委員長 柚木委員に申し上げます。理事会で合意ができていない資料のパネルの掲示については御許可できませんので、おさめください。

○柚木委員 いやいや、これは紙はあるじゃないですか。何でも紙はよくてフリップは出せないのか。大臣の見解を教えてください。委員会ではこれが認められないと思いませんか。大臣の見解……（発言する者あり）いやいや、なぜ認められないと思うかということをお大臣に聞いていますんですよ。

私たちは委員会でも抗議をさせていた、いただきました。この資料を紙で出させていただけでも、ボードでは出させていただけじゃないということについて抗議をしたんです。そして、なぜこれを、五万円の基礎年金月額が、将来、我々が受給世代になるころに三万五千元に所得代替率ベースで減るといふことをなぜボードで出させていただけじゃないかということ、なぜ委員長がそういう判断をされたかということ

価上昇より上回った方がいいに決まっていますよ。しかし、今や日銀も物価上昇二バーすら諦めて、賃金上昇も上回っていない中で、起り得る不都合な現実にも目を背けずに、そのようなバリエーションの経済前提で試算も出していただきたいんです。

その上で、私、資料の二枚目にもつけておきましたけれども、(パネルを三す)(発言する者あり)いや、これが誤解を招くというので出すというのであれば、二枚目の、現役世代の将来水準が現在より七%上がる、五千人、一人当たり年額六万円上がる、この間違った、国民が誤解をしている年金のアップ率、アップ額、これについても訂正をして、ちゃんとした試算を出し直してください。

○塩崎国務大臣 これは、井坂議員のお求めに応じて、計算をあえてしろということなのでしたわけでございますので、三%下がって七%上がるということとは、これは計算上そうなるわけでありまして、その数字についていろいろ言われても、私どもとしては非常に困るわけで、出せと言われたから出したということでございます。

○柚木委員 減額の三%、二千万と政府は出されましたけれども、井坂委員は、その減額について五・二%、月額何千円だったかな、その五・二%の減額について試算を出しました。ですから、政府が減額の三%、二千万のダウンについて、それは井坂さんの試算を使つて、別に求めていますよ、それで出されたということだと思ひますが、増額の七%、五千万の試算まで、そういう前提に基づいて出せとは一言も言っていないんですよ。

ですから、ぜひ塩崎大臣、安倍総理も十一月一日の私の代表質問への答弁で、将来にわたって今回のまに財政検証に基づく年金新カッパールが発動されることはあり得ませんと答弁されているんですから、あり得ない試算を出しておきながら、これは全国に、全てのテレビ、新聞、報道されているんですよ、将来七%、一人当たり五千万、年間六万円上がる。これはあり得ない試算

だと安倍総理大臣が認めたんですから、こういう、三%、二千万下がるけれども、将来、年間七%、五千万、六万円上がるということは起り得ないということとは、ここで明確に認めてください。そうでないと、総理大臣の答弁と違うことになりますよ。

○塩崎国務大臣 今の御発言、失礼ですが、やはり、マクロ経済スライドを含めて、今の平成十六年の法改正に基づく年金制度の仕組みというものを御理解いただいていないか、あるいは、今回我々が、万が一のときのルールをつくつて、そのことの、言つてみれば減る方だけのことを言つて、実際これは何のためにやるかという、分かち合いのためにやつていくわけですから、分かち合いのためにできている仕組みでありますので、当然、所得代替率が上がつてしまつたことによつて将来世代が失うものについて、きちつと整理をつけてお示しをするのは未来に対する責任であるわけで、これはもう年金制度の基本であります。

したがつて、先ほど井坂議員がお示しをいただいたように、代替率が上がった分を修正する部分の面積と、将来の年金の受け取ることに本来のレベルまで戻すということの面積は同じになるわけでありまして、減つた分は将来世代の年金を確保するということになるわけですから、当然、セツトで出さなければ何の意味もないということだと思ひます。

○柚木委員 総理大臣の答弁を否定されるんですか。もちろん、さつき井坂さんとの議論でも、将来、所得代替率三割カッパでせいぜい二%程度の改善という議論はあるけれども、七%、五千万、将来上がるんですかとか聞いているんですよ。安倍総理大臣は、そういうことは起り得ないと答えているんですよ。塩崎大臣、認めないんですか。七%、五千万のケースは起り得ないと安倍総理が、隣に座つていらつしやいましたよね、塩崎大臣、起り得ないと答弁したんですよ。七%、五千万、将来上がるんですか、上がらないんですよ。

か、ちゃんと答えてください。そうじゃないと、国民が誤解しているところを、そのまま誤解をさせておいた方がいいと思つていふことになりませんよ。

○塩崎国務大臣 総理が申し上げたのは、平成十七年からの試算をいきなりお出しになつた井坂試算に対して申し上げていることであつて、私どもも、平成十七年から試算をしつていくことであるから三%だということを申し上げただけのことであつて、言われたことをやつて怒られる理由は余りないような気がいたします。

○柚木委員 いや、それは不誠実な答弁ですよ。全国に向けてわざわざ記者会見まで行つて、三%、二千万月額下がつても、将来は七%、月額五千万、年間六万円上がる全国に向かつて、全てのテレビや新聞で報道させておいて、誤解を流布させておいて、その誤解については正さず、そのままの方がいいという答弁は余りに不誠実ですよ。

これは、七%、五千万、現実に上がるんですか、塩崎大臣。安倍総理は、こういうことは起り得ないと代表質問で答弁されていますよ。起り得ないということとは、上がらないということではないんですか。

○塩崎国務大臣 もともと平成三十三年から導入するもので、そのときの物価、賃金がどうなるかも全くわからないし、そもそも、責任ある政府は、少なくとも我々安倍内閣は責任ある政権だと思つておりますから、その場合には、まず物価、賃金が上がるようにしていくというのが基本であります。

そもそも、三%、七%は井坂議員からの求めによつて計算をしたので、平成十七年からやつた場合の三%に対して将来はどうなるのかというところを、受給者の人数が減ることを加味した上できちつと示せば七%になりますねという仮定計算をしつて言われたのでやつたのであります。

○柚木委員 野党や井坂さんのせいにばかりするのは本当にやめていただけませんか、そろそろ。

私たちは、そういう前提で試算を出せとは一言も言つていません。

だから、これだつて、私だつて、だめと拒否されたんですよ。(パネルを三す)だからこういうものを下さざるを得ないんじゃないんですか。だからこそ我々は、そちらがあり得ない試算を出すから……

○丹羽委員長 直ちに資料の提示をやめてください。

○柚木委員 起り得る試算を、月額の五万円を、これは政府試算ですよ、政府の所得代替率によつて、五万から四万八千、四万三千、三万五千と下がる。これを使わせてもらえないんですよ。(発言する者あり)

どつちがひきょうなんですか。試算を出さない方がひきょうなんですか。これを紙で出させていただいて、ボードでは出させていただけない。なぜなんですか。

なぜ、あり得ない試算だと答弁をされておいて、私たちは、政府が、これは井坂さんの資料の八ページにもついている、起り得るこの財政検証ケースEの所得代替率、下に所得代替率がそれぞれ書いてありますよ、この所得代替率に従つてこれを出しているんですよ。政府の数字に基づいて出した試算を、政府の数字に基づいていないんですよ、私たちが勝手に出しているんじゃないんですよ。政府の数字に従つて、所得代替率で、基礎年金の平均月額ベースで出した試算を、何で提出させていただけないんですか。額が出るのが、そんなに政府にとって不都合な現実なんですか。(発言する者あり)誤解を与えているのは政府の方じゃないですか。

○丹羽委員長 柚木委員に申し上げます。ただいまの御質問でございますが、理事会で合意ができていない資料でございますので、あくまでも理事会で合意ができた資料を提示していただきますようお願いいたします。

○柚木委員 では、試算を出してくださいよ、起り得る試算を。答弁お願いします。

○塩崎国務大臣 政府は名目下限を前提にしてマクロ経済スライドを発動するということをお忘れにならない方がいいと思います。

それから、代替率の低下の問題を言っておられますが、そもそも、私どものこの今回提案をしているのは、代替率が上がって、実際の基礎年金の将来の代替率が下がってしまうようにするために導入しようというルールであるわけでございます。そういうことをよく考えていただきたいということ。

それから、何で三だけ示して七を一緒に示しちゃうんだみたいなことをおっしゃったような気がしますが、実はこれは、井坂議員は十月三日の予算委員会でこうおっしゃっています。私とのやりとりの中で、「一方で、将来もおっしゃったので、将来世代の方も試算をやはりしていただきたい、そして公表していただきたいというふうに思っています。」こういうふうに明言をされているわけがありますので、だから、三％、七％というのを示したわけで、何ら、私どもは言われたとおりやっていますので、何で七を出したんだと言われても、それは言われたとおりやったんだと言われても、いようがないということでありまして。

○榎本委員 これは本当に不誠実な御答弁ですよ、塩崎大臣。

私はね、そこに数理課長もお座りですけれども、井坂さんとのやりとりも横で聞いていましたよ。現場レベルでは本当に誠実なやりとりをしていましたよ。塩崎大臣、現場レベルでまさにリアル試算の話をしていのに、何で起こり得ない七％という数字を出されたんですか。何で出されたんですか、七％という数字を。最初はそんな数字を出してはなかったと聞いていますよ。塩崎大臣が、七％、五千円上がるという起こり得ない試算を出されたんですか。

○塩崎国務大臣 これは井坂議員の方から、平成三十三年から導入をするルールを、平成十七年から当てはめてみたケースを試算せよということでありましたし、将来世代についての試算も出せと

いうことでありますから、マイナス三、プラス七というのが出てくるわけで、これは誰が計算してもそうなるのでございいます。

○榎本委員 ですから、将来世代に起こり得る試算を出してくださいというのを井坂さんも言っている、私も、その後、何度も何度も年金課の方、あるいは安倍総理にも、この間、代表質問で再質問、再々質問までして、将来起こり得る試算を出してくださいと言ったんですよ。ですから、まさに将来世代の試算を、井坂さんのを別に前提でやれなんて一言も言っていないんですよ。ちゃんと将来に向かって起こり得る試算を出してくださいと言っているんですよ、出してくだいよ。

○塩崎国務大臣 総理は衆議院の本会議でこう言っています。「今回の改正は、あらゆる事態に備えて見直しを行うものであります。安倍政権としては、……（榎本委員「早くお願いします、聞いていますから、聞かれていますから」と呼び、その他発言する者あり）申し上げますが、「安倍政権としては、何よりも重要なことは、強い経済をつくっていくことであり、そのため、デフレから脱却をし、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでおります。お尋ねのような、賃金が物価よりも低下する状況を前提とした基礎年金と厚生年金の計算を行うことは考えておりません」ということを申し上げたところでございます。

先ほど私が繰り返し申し上げたことと全く変わらないことを言っているの、総理と異なることを言ったというようにことを御指摘いただきましたが、全く当たっていないというふうに思います。

○榎本委員 いや、総理は否定をされたんですよ。七％、五千円上がる、そういうことの試算を、起こり得ない、つまり、上がらないと否定をされたんですよ、明確に。しかも、あらゆる事態に備えてと言われるんだつたら、まさに不都合な現実が起った場合の試算もやってください。しかも、強い経済という精神論じゃないです

ね、安倍総理の口癖は結果でしょう。過去十年で六回発動しているんですよ。その結果を、ちゃんと現実を見据えて、不都合な現実が起ったときのケースもちゃんと想定して試算をすることの方が、よほど未来への責任を果たすことになるんじゃないですか、違いますか。

目指してこれた方がいいですよ。過去十年、六回年金カットルールが発動されている。そういうことも、将来も、では一度も起こり得ないんですよ。起こり得ないんじゃないんですよ。起こり得るから、念のためにと今何遍もおっしゃっているじゃないですか。そうしたら、念のためにカットルールを強行するんじゃないに、ちゃんと試算もしてください。それが未来への責任ですよ、大臣。

○塩崎国務大臣 もともと井坂議員がマイナス五・二％という、根拠が少し私ども最初がよくわからないような試算を出してきて、これと同じようなものを政府としてやってみて、こういうことでありましたから、あえてやってみたのを、機械的に当てはめたものをお示しして、マイナス三％、プラス七％という誰がやっても同じ答えになる数字をお示ししただけで、政策論としては、私どもは政府として、物価、賃金はプラスにしているということ、その経済を想定しているわけでありまして、今おっしゃっているような、今回の改定ルールが将来発動するような経済前提を置いた試算を行う考えはないということを申し上げているところでございます。

○榎本委員 そういう、本当に将来に対して無責任な、試算も出さないようなままにカットルールを強行するかどうかということになるんですよ、将来。

これは、貧困高齢者比率の将来見通し、稲垣教授、これは元厚労省の年金基金の室長ですよ。この方が、数理室長、マクロ経済スライドを適用しない場合とする場合で、まさに私たちが受給するスライド調整期間終了時に六ポイントも貧困率が変わってくるんですよ。しかも、プラス、年金

カットルールが発動されるわけですから、貧困高齢者の比率が、今回のマクロスライド、そして新カットルールが適用されたら、どれだけ貧困高齢者比率がふえるのか、ちゃんと試算してください。通告していますよ。

○塩崎国務大臣 そもそも、経済の状況がよく、物価と賃金が上がっている状況では、年金額が下がることはございません。むしろ、賃金と物価が上昇している場合は年金が上がるということがあり得るわけでありまして。

もとより、安倍政権はデフレ脱却や賃金の上昇に全力で取り組んでいくわけでありまして、将来、例えばリーマン・ショックのような不測の事態が起きた場合に、そういう経済状況が起きて賃金が下がることがないとはもちろん言えないわけでありまして、そうしたときにも、将来の基礎年金の水準がこれ以上低下することのないように改定ルールを今回見直しという御提議を申し上げている、民主党政権時代からの宿題のお答えを出しているわけでございます。

また、この見直しは、基礎年金のみ受給する低所得の方に最大六万円の福祉的な給付を平成三十一年十月までにスタートをさせた後の平成三十三年度からの導入ということとして行っているわけでありまして、このように、今回の改定ルールの見直しについては、現在の低年金の高齢者には十分に配慮しているというふうに思っているところでございます。

○榎本委員 いや、今の、そもそも六万円の年金生活者支援給付金というのは、消費税が上がった場合の逆進性対策であって、この年金のカットルールが適用された場合の最低保障機能の強化とは全く別枠ですよ。実際に、三党合意、あるいは社会保障の、あの一体改革の推進法やプログラム法の議論、国民会議の議論を見ても、長妻議員がこの後丁寧にされると思いますが、この六万円の生活者支援給付金以外に、抜本的な最低保障機能の強化を行うべきと明記されているんですよ。それをちゃんとやらずに、しかも、この六

万円をやるかどうか、まだ全く決まっていらないんですよ。先食いでカットルールだけ発動するかもしれないんですよ。

おまけに、これを見てください。これは立命館大学の唐鎌教授が、年収百六十万円以下の高齢者が直近五年で百六十万人増加、高齢者の四人に一人が貧困、前回の五年前のデータから試算して、七百三十五万四千から、百五十八万八千人も上回って、そういう状況が今既にトレンドとしてあつて、そして私、昨日、うちの調査チームで、「下流老人」というベストセラーになった藤田さんのお話も、厚労省の皆さんとも一緒に聞きました。

藤田さんが言っていたのは、年金カット法案は、これが発動すれば下流老人急増法案だ、ぜひこれは何としても成立させないでほしい。しかも、この藤田さんがせめてお願いだと言っているのは、まさにここに、安倍政権が検討を進めている医療・介護の負担増メニユー、しかも、けさの朝刊によれば、来年度は医療・介護負担増、現役並み収入七十歳以上などは、これまでの外來の、これは年収三百七十万から七百七十万で、月百万円の場合、月四万四千円が八万七千円に倍増する。さらに、七十五歳になる人の保険料の軽減特例を廃止。さらには、介護についても、一般的な収入の人の毎月の自己負担額を引き上げ、三万七千円から四万四千円に、これは課税所得百四十五万未満で市区町村税の課税世帯、約三万七千円が四万四千円に、七千円もアップする。

負担増メニユーオンパレードで、せめてこういう医療、介護の負担増や、低所得者ほど高い家賃、住宅の負担、住宅改修費の負担、税、保険料の過重な負担、あるいは、高齢者、女性の方は軽自動車に乗っていますよ、軽自動車増税もありました。維持費の負担、交通費の負担増、電気、ガス、水道代の負担などの負担増を何とか抑えてほしいと。そうでないと、下流老人、貧困高齢者の方が急増をして、藤田さんはそういう方々と日々接していて、こういう年金カットルールが強行されれば本当に自殺とか無理心中とか殺人とかい

ようなことが急増する。本当に心配をされているんですよ。

塩崎大臣、安倍政権が検討を進めているこの医療・介護の負担増メニユー、私は、年金カットルールを強行して、この負担増メニユーまで強行するべきじゃないと思いますが、仮にこういうことも検討されるのであれば、年金の負担増、減額による負担増だけじゃなくて、こういった負担増もパッケージでアメリカのように試算をして、そして最低保障機能の強化、六万円以外の抜本的な最低保障機能の強化を行うべきだと考えますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたように、平成二十一年の財政検証で、マクロ経済がデフレでいく可能性があるということをやまず考え、その中において年金制度のあり方についての問題点が指摘をされました。特に、所得代替率が上昇するということについての問題点でありまして、今回ののはまさに、それをどう解消して将来年金が減らないようにするかという、未来への責任を果たすということでもあります。

そのことをも含めて、民主党政権でも、一体改革の議論の際に、当時の岡田副総理が、「今後ともデフレということは長いスパンをとれば起こり得るわけですから、そのときに、マクロ経済スライド的な考え方が、今の制度であれ新しい年金制度であれ、発動できないということではいけないので、それはそれで何らかの改革が必要だということふうに思います。」と。

このときは、民主党政権下では、名目下限を突破する、つまり、名目額を年金額も減らしていこうという意見があったやに聞いておりますが、そういう中で、社会保障・税一体改革について、低所得、低年金、今先生御指摘の御懸念の点でありますけれども、支援策として、今回の二十五年、十年の支給資格期間の短縮、それから年金生活者支援給付金の創設、さらには医療、介護の保険料の負担の軽減と、社会保障制度全体で総合的に対策を打っていくということが一体改革で行われ

て、その後の、先ほどお触れをいただきました国民会議でも、やはりこういったことで、「どのような制度体系を目指すとも必要となる課題の解決を進め、つまり、今提起をしているように、十分ではない部分について、現行制度については改善、提案を絶えずしていくということが大事だ」ということであり、「将来の制度体系については引き続き議論するという二段階のアプローチを採ることが必要。」だと。

その一段階目がまだ完成をしていない今の段階でこの今回の法律を通さないとということとは未来への責任を果たさないとということになるので、社説など、この法案は通すべき、賛成ということを明確にされています。

○柚木委員 私たちは、まさにこういった医療・介護の負担増メニユーオンパレード、そのまま放置するようなことはやっていたらたんです。総合合算制度という、医療、介護、保育、障害、収入の例えば一割を超えればそれは無料化する負担上限制度、四千億円の財源もきつちりと一体改革の中で明記をしてつくったのを、やめたのは自民党政権じゃないですか。

具体的に、先ほど言われた六万円の給付金は枠外です、それ以外に、今言われたようなことでも不十分ですよ。(資料を示す)井坂さんの、この五万円から三万五千円に月額で一万五千円、年間幾らになるんですか。全く……(発言する者あり)これは紙ですよ。紙はいいと認められたじゃないですか。これだけを見ても、今の対策では不十分ですよ。ですから……(発言する者あり)いや、認めていますよ。認めていますよ。

これは、長妻さんが以前試算をされたものをもとに、六十五歳以上の年金受給者、これは高齢者ほど経済格差、健康格差が大きくなるわけですよ。世代間格差の是正ももちろん必要。だから私たち、未来への責任、将来世代カット法案だから責任を果たさないということをお願いしています。が、世代内格差の是正も必要で、七倍の賃金格

差、おまけに医療・介護の負担増メニユーオンパレードだから、総合合算制度も含めて、私たちは抜本的な最低保障機能の強化を申し上げておりますが、加えて、財源も提案、提案とおっしゃるから、私たちに言われるんだしたら、そちらがそういう最低保障機能の具体的な強化策メニユーを、こういうことが起こることも対応できるものを出した上でお願いします。私たちが、私たちは今議論していますよ、ちゃんと。

今回は、例えば、質問通告もしておりますけれども、高額年金所得者の方々、例えばそれは、還付をいたしたくローバック制度であつたり、さらには、財務副大臣にもお越しいただいておりまして、高所得年金者の公的年金控除の見直し、あるいは所得税や相続税の累進性の強化策、そういったことで、まさに世代間、世代内の格差同時是正を図りながら、制度と生活の両立を私たちは果たしていこうとしているんです。

塩崎大臣、伺いますが、真の抜本改革というのは、まさにそういったことも含めての全体像を示しすることだと思えます。これは、社保・税一体改革の中でも抜本改革をすべきということは明記をされているわけで、この間、それを怠つてきたのは、申しわけないですけども、自民党政権ですよ。

ぜひ、真の抜本改革に取り組む決意がござるか、そして、今申し上げた、これは所管であれば厚労省、クロバック制度、こういったことも当然導入を進めることも含めて、真の抜本改革を行う決意があるかどうか、大臣、お答えください。○塩崎国務大臣 先ほどの御質問の中にも、マクロ経済スライドが発動されることによって年金が随分下がるというお話でありましたが、それは、マクロ経済スライドそのものに反対という意味なのかというふうにとらざるを得ないと思います。

私も、先ほど申し上げたとおり、社会保障制度改革国民会議でも二段階アプローチということをお願いしているように、我々としては、やは

将来世代、将来世代のためという議論を政府はよくおっしゃいますけれども、現在の世代が本当にバラ色の年金をもらっているのであればそういう議論もあるかもしれませんが、もう今の年金でも大変不十分な中、将来世代、将来世代。しかも、その将来世代というふうにおっしゃっている将来世代の年金も、本当に確かなものなのか。将来世代と言っているのは、若い人たちは自分のことだと思いきや、もつと先の将来世代。将来世代、将来世代と言つて、逃げ水のようにずっと先の将来世代になる。こんなような、将来世代をも巻き込んだ、年金の非常に大きな問題がここの議論されてしかるべきだというふう思うわけであります。

まず、基礎年金の水準の考え方について、これは前回も大西議員が資料を配付したと思いますけれども、配付資料の一枚目に、かつて基礎年金ができたときの吉原年金局長の答弁があるんですね。当時は五万円ということでありましたけれども、この答弁は、何で五万円なんだという質問に対して、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしよう」と。保障する、これが基本的な考え方なのであります。

当時は、下の図を見ていただきますと、「六十五歳以上の単身・無職世帯の衣食住に係る支出と基礎年金額」ということなんです。昭和五十四年、平均支出、月額四万六千八百八十五円。ただ、この吉原局長は、物価にスライドさせてこの金額を、直近が五十四年の調査でありましたので、この答弁は五十九年でありまして、この五年間に物価が上がったので、それをこの後段の答弁で「衣食住を中心とした基礎的な消費額」というのが四万七千六百円という数字が現実に出ていたわけでございます。この四万七千六百円というのは、四万六千八百八十五円を物価で割り戻して四万七千六百円。そして、基礎年金額、決めた五万円、この五万円の範疇におさまっている、こういう考え方で、当時、基礎年金というのは定義された。

一番直近の、同じ平仄を合わせるデータでいうと、一番近いものでは、今や単身でいうと七万四千四百六十四円になっている。そして、基礎年金の満額が六万四千四百円。これは一万円も差がある。賄い切れない。そして、しかもこれは満額なんです。これだけ未納がふえると当時予想していたかどうかということもあるんですが、全体でいうと、平均額が五万四千四百九十七円なんです。月額、基礎年金、これは二階建て部分の一階の基礎年金も入れた平均であります。では、基礎のみ、国民年金のみの平均でいうと五万四千円。これは、到底、生活を保障する、そういう年金とはほど遠くなっている。

これはもう、年金の抜本改革を今する時期に来ているんじゃないでしょうか。いかがですか。
○塩崎国務大臣 この問題については、もう長妻委員から何度か御指摘をいただいております。もちろん、私も私も絶えずあらゆる立場の方々にも配りをききつつした上で政策対応をしていくということが大事であり、基本的には、社会保障政策、経済政策全体で見ていくというのは当然なことだというふうに思っております。

今、年金局長の昭和五十九年当時の答弁についてお触れをいただきました。
昭和六十一年の導入当時の基礎年金水準は、基礎的消費支出のほかに、現役世代が負担可能な保険料の水準などを勘案して設定されたものだというふうな理解をしています。

今のこの局長の答弁の中にも、今このことだけお取り上げをいただいておりますけれども、ほかの部分では保険料負担との兼ね合いについて触れているところがあり、あるわけでございます。当然、保険方式の年金制度は負担と給付というもので成り立っているということでありまして、給付をふやそうということであれば負担もふえるということ、基本中の基本でございます。

平成十六年の改正に向けた議論の中でも、少子高齢化の一層の進行などを背景に、当時の制度のままでは保険料が大幅に上昇してしまつて、将来

年金を受け取る現役世代の負担が過重なものになつて、示されておりました。

そのために、平成十六年改正で、現役世代の保険料負担を過重なものにならないように上限を固定するとともに、その範囲内で給付水準を調整する仕組み、すなわちマクロ経済スライドを導入することとして、高齢期の生活の状況等を参考にしながら給付水準の下限を定めることとした経緯がございます。

基礎年金水準を考える上で、保険料の水準をより考慮するようになったのは事実だというふうに思います。

こうした中で、年金の支給額はどこまで賄えるかということについては、基礎年金で全てを賄うことは難しく、ある程度の蓄えはやはりお願いをせざるを得ないというふうな考えております。お配りをいただいている前原議員とのやりとりの中でもお示しをいたしました。

現在の基礎年金の額も、高齢無職世帯の支出との比較で見ますと、先ほどいろいろ数字を御説明いただきましたが、夫婦世帯では、基礎年金額十三万九千六百円が衣食住といった基礎的消費支出十一万五千九百三十三円をカバーしております。一方で、単身世帯では、基礎年金額六万五千八百円が基礎的消費支出七万二千二百九円をおおむねカバーしているということを申し上げてまいりました。

これに加えて、基礎年金のみの方など、低年金、低所得の方への対策については、平成三十一年十月までに施行される年金生活者支援給付金、これに加えて、医療、介護の保険料の負担の軽減など、年金のみならず社会保障制度全体で総合的に講ずるということでありまして、まずはこれらにしっかりと取り組んで、今回の提案もその一つでございますけれども、年金制度の現段階での機能強化をしつかり図っていきたいというふうな思いです。

○長妻委員 長々御答弁されましたけれども、非常に苦しいというか、お答えになつておられない

んですね。私も、生活を丸ごと全部できるんだかなんて聞いていないわけ、貯金とかそういうことではないと丸ごとの生活はできない。

私が聞いていますのは、では、今ここに、答弁にある、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準」では、今、基礎年金は、ないということなんですか。
○塩崎国務大臣 これは先ほど申し上げたとおりで、単身世帯でも基礎的消費支出をおおむねカバーしているということをおっしゃってきたところでございます。

○長妻委員 これはちよつと重要な論点なんですけれども、そうすると、今の御答弁というのは、今現在も吉原局長の答弁は守られていて、つまり、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できる」、今こういう状況になつているということですよしいんですね。
○塩崎国務大臣 給付と負担とを片一方だけ見ていたのでは制度として成り立たないわけでありまして、さつき申し上げたとおり、負担の部分も含めて給付の水準というものを決めていくわけであります。

さつき申し上げたとおり、消費支出そのものももっと多いわけでありまして、やはり、暮らしていくために必要な基礎的な消費支出についておおむねカバーはできているという水準は維持をしているというふうな理解をしております。この点は同様にやはり考えていかなければいけないというふうに思います。また、先ほど来議論になつて、資料もお配りをいただいている、将来の代替率にあつても、あのグラフにあつても、実際の実質価値がいけば、ほぼ横ばいで将来もいけるということが今確認を、今回の財政検証でもできていくということだと思ひます。

○長妻委員 これも御答弁されておられないんですね。
〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

おおむね賄えるかどうかということを聞いてい

わる重要なことなでありまして、これはぜひちゃんと答弁いただきたい。簡単な質問なんです。

もう一回言いますと、この吉原局長がおっしゃっているように、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準」、これが今も守られているということであるらしいということですね。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたように、この吉原局長も同じ答弁の中でこう言っています。

「もう一つ、やはりこれからの年金の水準の額を決めるに当たりましては、保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりません。現在の保険料負担そのままで、将来は一万九千円にもなるということになっておるわけでございまして、そういった将来の保険料負担というものを、被保険者の方々が十分負担できるという範囲内におさめるということも考え合わせまして、四十年で月額五万円という基礎年金の額を決めたわけでございます。」こう言っているわけでございます。

給付が大事であることはそのとおりでありますけれども、同時に、それを成り立たせている負担の部分についても配慮をして、バランスの中で決めるということも言っているのがこの吉原局長の答弁の全体像でございます。（長妻委員「答えていません。何度も言っているんだ。一回とめてください、時計。もう何回も質問しているから」と呼ぶ）

○丹羽委員長 長妻昭君。（長妻委員「これは別に、易しいというか、ちゃんとした質問をしていますから。一回時計をとめてください。丹羽委員長、時計をとめてください」と呼ぶ）

長妻委員に申し上げます。答弁はいたしておりますので、質問を続けてください。（長妻委員「していないって。委員長、おかしいですよ。一回とめてください。今ここで協議しているんだから」と呼ぶ、その他発言する者あり）

○長妻委員 これは、委員長もやはり質疑をちゃんと聞いていただいて。答弁ありませんから。

おおむね賄えるということはおっしゃいました。私が聞いているのは、基礎年金が老後生活の基礎的な部分というものを保障できる水準なのかと。保障という言葉を使っているんです。それを聞いています。

○塩崎国務大臣 吉原局長は、今お配りをいたしたような、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしよう」ということを考えたわけでございます。というところで、そしてまた、今お配りをいただいている終わりの方に、「基礎年金として保障すべきでないか」という考え方を示しています。

しかし、一方で、さつき申し上げたとおり、負担の部分、つまり、「年金の水準の額を決めるに当たりましては、保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりません。」というふうに言っているわけで、現在の保険料負担そのままで、すとは将来は一万九千円にもなってしまうということ、保険料負担というものを同時に考えなきゃいけないということもこのときに言っているわけであって、基本的には、先ほど申し上げたように、基礎的な支出について、夫婦であれば力バールを、基礎的な生活の基礎的な部分をおおむねカバーしているというところを言っているわけで、そこをどうは、何ら違うことを言っているわけではないというふうに思います。

○長妻委員 では、もう一回だけ質問しますけれども、ということは、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準」ではないということですね、今は。

○橋本副大臣 重ねての問いでございますが、当時の吉原委員の発言について補足をさせていたいただきたいと思ひます。

全部読むと長くなりますので、かいつままとおっしゃいますが、まず、「五万円の考え方の基礎でございまして」というところで、「基本的な考え方が、老後の生活の基礎的な部分を保障するような

水準の額にしたい」という考え方が基本にある、これは御指摘のとおりでございます。そして、その続きがございまして、その同じ答弁の中で、もう一つが、まずは「生活保護の水準をいたしまして、一体老人の単身者世帯の生活扶助の基準がどのくらいだろうか」ということも触れています。

そして、その先にもう一つ、大臣が繰り返し答弁しておりますとおり、保険料負担との関連というものを考えなければならぬということも言っております。吉原委員の答弁は、その三つをトータルで勘案して五万円にしたということを申し上げているわけでございまして、今、私たち、大臣が答弁をしているのは、その三つの考え方をセットで踏襲しているということを申し上げているのでございます。（長妻委員「だめだめ。今保障されているのかと聞いているんです。一回とめてください。委員長、おかしいよ。こんないいかげんな答弁ないよ。今、理事が話し合っているんだから。何でもめないの。異常だよ」と呼び、その他発言する者あり）

○丹羽委員長 塩崎厚生労働大臣。○塩崎国務大臣 今、橋本副大臣からもお答えを申し上げましたけれども、吉原局長も、「五万円の考え方の基礎でございまして、基本的な考え方が、老後の生活の基礎的な部分を保障するような水準の額にしたい」という考え方が基本にあるわけでございまして。と言っております。その上で、先ほど申し上げたように、保険料負担との関連というものを考えないわけにはいきません、こういうことが書いてあつて、私が申し上げているのは、おおむね力バールをしているということも言っているわけで、吉原局長が、そのような「保障するような水準の額にしたい」という考え方が基本にあるわけでございます。という表現をとっているわけでございまして。

したがって、もちろん、給付をふやすということであれば負担をふやすということをやっていくわけですから、ぜひそのやり方について一緒に御提起をいただければありがたいと思ひます。

○長妻委員 塩崎大臣、基本的な答弁はちゃんとしていただかないと議論が進んでいかないんですよ。では、今は保障されていないということですね、そうしたら。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げているように、おおむね力バールをしているということを申し上げ、また長妻委員も、全てを力バールするわけにはいかない、貯蓄も必要だということをおっしゃったわけでございまして、余り考え方に相違はないのではないかと今ふうに思っております。

○長妻委員 これは相当問題ですよ。塩崎大臣の答弁は本当に不誠実だと思いますよ。

私が申し上げたのは、全ての生活のことをさつきの話は申し上げたので、ここに書いてあるように、「基礎的な部分」、「老後生活の基礎的な部分」というもの、ということ限定して聞いているわけで、何でお答えにならないんですか。おおむね賄えるということと保障ということは意味が違うということですか。

○塩崎国務大臣 吉原局長も、一〇〇%保障をいつとも、ずっと将来的にもするというようなことを言っているわけでもないし、もともとこれを言ったときに、先ほど申し上げたとおり、「老後の生活の基礎的な部分を保障するような水準の額にしたい」という考え方が基本にあるわけであつて、我々も、基本的な考え方は、基礎的な生活についておおむね力バールをするということを今申し上げておりますけれども、基礎的なところについてはおおむね力バールできるということが大事で、一〇〇%保障ということはこの吉原局長も言っているわけでもないし、やはり実質的に保障しているということが外れてしまふわけにはいかないだろうというところを言っておられるんだらうと思ひますし、私も同じように考えているところでございまして。

○長妻委員 本当に、何で答えないんですかね。結局、この五十九年の答弁でも、実際には五万円の根拠を聞いているわけですね。それで吉原局

長が答えて。ですから、そういう意味では、基礎的な部分というのは四万七千六百円だということ、保障できるような水準というふうに考えて御答弁をされている。それで、最後には「基礎年金として保障すべきでないか」ということで、五万円というものを考えたわけでございます。」と。

だから、私が聞いている質問はシンプルなんです。当時は保障できていたという金額の水準だけれども、では、基礎年金で老後生活の基礎的な部分というものが保障できるような水準では今はないということでしょうか。それは、だから、おおむね賄うことができるのと保障というのは意味が違うということでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたとおり、吉原局長が答弁の中で言ったことは、基本的な考え方を述べているわけでありまして、私どももそれと大きく外れているわけではないし、また、先ほど申し上げたように、おおむねカバールをしていて、いうことを繰り返して申し上げているわけでございますので、同じことを申し上げているというふうな理解をしております。（長妻委員「答えていない。委員長、これはだめです。一回とめてください」と呼ぶ）

○丹羽委員長 長妻昭君。（長妻委員「こんなの異常だよ。おかしいよ。こんなの厚労委員会です。今までもないよ。委員長、何でもめないんですか。一回とめてください」と呼ぶ、その他発言する者あり）再度、長妻昭君に質問を求めます。

○長妻委員 これは、先ほど田村筆頭理事が、保障できていませんと明確におっしゃったんですけれども、やじで。ですから、私も、保障できないのであれば、今できていないのであれば、それを正直におっしゃっていただければ別にいいんですよ、それは。

つまり、おおむね賄えているということは、これは「老後生活の基礎的な部分」というものを保障できるような水準」とは違うことであるということをおっしゃっていただければいいんです。

○塩崎国務大臣 繰り返し答弁をいたしますが、

例えば、基礎年金が、平成十二年、西暦二〇〇〇年、六万七千七百円のと、家計調査で見る單身無職の方は六万九千四百六十六円ということで、六万七千円でおおむねカバールをしているという形は、もう既に平成に入ってから起きていたわけでございます。

今の、一〇〇〇保障かどうかという御指摘でありますけれども、先ほどの吉原局長の答弁、これは、橋本副大臣から答弁したように、まず第一に、この基本的な考え方は、「老後の生活の基礎的な部分を保障するような水準の額にしたい」という考え方が基本にあるわけでございます。と言います。そして、実際の食費とか光熱費とか基礎的な部分について、額についての考え方を述べて、

「大体五万円という金額を考えたわけだ」ということを言います。そして、単身世帯の生活扶助、生活保護の場合ですね、これについても、全国いろいろあつて、それによって、それから世帯の構成によつて、それから年齢によつていろいろ差があるわけでございますが、大体、と言つて、「五万円前後の金額になっておりますので、そういうのもも十分見えて五万円という金額に基礎年金の水準を決めたわけでございます。」と言つて、その後

に、先ほど申し上げたように、「もう一つ、やはりこれからの年金の水準の額を決めるに当たります。これは、保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりません。」ということ、被保険者の方々が十分負担できるという範囲内におさめるということも考え合わせまして、四十年で月額五万円という基礎年金の額を決めた」ということが語られているわけでありまして、これで保障ということをおっしゃって、今、保障しているのか、していないのかという話でありますけれども、今の吉原局長がそのとき述べられたような考え方に照らしてみても、今私が申し上げてきたとおおむねカバールをしているということ、同じことを言っているというふうに思います。

○長妻委員 おおむねカバールしているのと「老後生活の基礎的な部分」というものを保障できるよう

な水準」というのは同じことを言っているというふうにおっしゃいましたけれども、本当にそうなのかということなんです。（塩崎国務大臣「そうじゃないよ」と呼ぶ）違うんですか。今おっしゃった、議事録、訂正するんですか。

さっぱりわからない答弁が続いていて、私自身は、これは保障する水準じゃないと思ひますよ、到底。

だから、そこから始まつて、そして、では、基礎年金はどういう考え方でやらなきゃいけないのかという議論をしないと、塩崎大臣は、さつき保障できているという趣旨の答弁をしたかと思ひきや、今は、自分の席で違つたとおっしゃる。ちゃんと現状を認めていかないと、これは議論が進まないわけでありまして。

これは、委員長、先ほど理事がその委員長席の周りで協議しているときに時間がとまつていないわけ、その時間は必ず後日、その時間、同じ時間を私の質疑に充てていただきたいということ、これは強く要請をしております。

今回、塩崎大臣の答弁がないので、一時これは保留いたしますけれども、時間の関係で、では次に行きますけれども、次回は、ちゃんと答弁、統一見解を出していただきたいというのを委員長にお願いいたします。理事会で議論してください。

○丹羽委員長 質問につきましては、理事会の方でしっかりと議論してまいります。

○長妻委員 統一見解を出していただくということ、私は、保障できていない、しかも、おおむね賄うこともできていないんじゃないかということをお伺いしたいというふうに思ひます。もう既に、この時点で、単身で一万円赤字、基礎的な部分というものが賄えていない、平成二十六年でございます。

きょうは、総務省にも来ていただいているんですけれども、持ち家についてなんです、配付資料三ページなんですけれども、持ち家以外比率と単身者の六十五歳以上に占める比率の推移と、その理由について、御答弁いただけますか。

○島田大臣政務官 お答え申し上げます。

長妻委員の御指摘のとおり、住宅・土地統計調査における六十五歳以上単身世帯の持ち家以外の世帯の数は、平成五年の六十三万九千七百世帯から、平成二十五年には百八十七万三千七百世帯と増加をしております。

我が国において、高齢者数は、御承知のように、年々増加しており、住宅・土地統計調査における六十五歳以上の単身世帯総数についても、平成五年の百八十一万七千八百世帯から、平成二十五年には五百五十一万七千四百世帯と増加をしております。

六十五歳以上単身世帯の持ち家以外の世帯の数の増加は、六十五歳以上の単身世帯総数の増加に起因するものと考えております。

以上でございます。

○長妻委員 これを見ていただきますと、私もびっくりしたんですが、単身世帯、六十五歳以上で、平成五年から見ると、平成五年は一〇・二％だったんですが、一八・四％。二倍近くつています。高齢者の二人以上世帯、六十五歳以上で見ますと、平成五年は六・一％のものが、平成二十五年は一五・七％と急増をしております。

家賃についても、これは五ページ目に、総務省に調べていただいたんですが、例えば六十五歳以上の単身でいいますと、平成五年は二万八千三百八十円だった。それが、平成二十五年には四万一千五百六十二円。当然、物価どころか、相当な勢いで上昇している。六十五歳以上の夫婦世帯でいっても、賃貸、一月月の平均家賃ですけれども、平成五年が三万六千四百四十四円、これが平成二十五年には四万九千八百八十五円になっているということ、これは、前回、塩崎大臣から御答弁があったように、おおむね賄えるという計算に使った住居費というのはい万三千九百四十四円なんです。

つまり、相当の方が持ち家なので、それを平均した金額だと思ひますが、賃貸の方は、これはもう全然賄えないんです。賃貸と持ち家、これが劇

的にその人の収支を悪化させる大きな要因でありまして、それは今はもう賄えていない、基礎年金が、大きな塊の階層の方々に対しては、そういう現実をもつて、もう抜本改革に移っていかなきやいけないんじゃないのか。

ひとり暮らしもほとんどふえておりまして、四ページ、改めてこれは総務省に、ひとり暮らしの比率を、六十五歳以上、各都道府県、つくっていただいたら、東京は、何と、六十五歳以上の方の四人に一人が今ひとり暮らしです。ほとんど比率が高まっております。全国平均だと六人に一人。一番ひとり暮らし比率が低いのが山形県、高いのが東京都ということで、全都道府県、これは並べております。

そして、改めて塩崎大臣にお伺いしたいんですが、六十五歳以上の方の人口に占める生活保護の率、これが私は大変気になっているわけですが、これは、これは事前に申し上げておりましたので、どんな推移でございましょうか。

○塩崎国務大臣 先ほどお尋ねが来たようでございますが、今この数値を見ますと、平成十八年、二・二％、これが平成二十七年に二・九％となっておりますところでございます。

○長妻委員 例えば、一応さかのぼっていたいで、平成七年は何パーですか。

○塩崎国務大臣 平成七年は、一・五五、四拾五入すれば一・六ということでありまして。

○長妻委員 これは、改めて今お伺いして、私も非常に考えさせられるのでございますが、よくこういうふうに言うんですよ、役所なんか聞くところ、生活保護が六十五歳以上はほとんどふえている、これは年金が脆弱なんじゃないのかと聞くと、いやいや、高齢者の数が、絶対値がふえているからそれはふえるんです、年金とは関係ありません、あるいは、年金との関係は確認できません、こういうふうにおっしゃるんです。これが今の日本の現状把握なんです。

ただ、今のこの数字を見ますと、六十五歳以上の人口当たりの生活保護を受給されている方々

が、平成七年には一・五五％だったものが、今、平成二十七年は二・八九％、約二・九％、三％近くまで上がっている。つまり、倍ですよ、平成七年から、率でいうと。これは、当然、人口の影響じゃないと思いますよ、当たり前ですが、率ですから。

これは、塩崎大臣、生活保護の増加が年金の脆弱性に大いにかかわっているんじゃないのかと。当然、年金の脆弱性だけじゃないですよ。だけじゃないけれども、年金が脆弱であるということが非常に大きな要因の一つではないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○塩崎国務大臣 生活保護を受けている高齢者世帯の増加についてのお尋ねでありますけれども、生活保護を受給している高齢者世帯の増加というのは、いろいろな原因があると思います。

生活保護の受給状況は、高齢者の世帯構成の変化とか、経済情勢、あるいは資産をどういうような形で持っているのかとか、さまざまな要素の影響を受けるものでありますので、その要因について、年金だけの脆弱性を御指摘になるのは、なかなかそれだけで説明するのは難しいというふうに考えております。

○長妻委員 ですから、塩崎大臣、これは建設的にぜひ議論をしていただきたいんですね。私も、年金だけが影響ですかと聞いてはいないわけで、そういう、非常に、よくわからない、何にも進まない答弁というのは。

これは、我々も国を思つて質問しているわけですよ。塩崎大臣だつて国を思つて答弁されているわけでありまして、年金の脆弱性も一つの大きな要因である、これはお認めになった方がいいと思うんです。

○塩崎国務大臣 ここで一足飛びに脆弱性と、これは、長妻大臣も責任を持っていた時期があるこの年金制度であります、そこに一足飛びに行く前に、なぜ、どういう形で高齢者の方が生活保護になったのか、無年金なのか、低年金なのか、納付率はどうかだったのか、なぜ払つてこな

かつたのか、やはりそういうことをさまざま考えていかなきゃいけないので、問題から目をそらすということとは、あり得ない、いけないことだと思ひます。

それは、そういったところに問題が今、生活保護の高齢者のひとり住まいの方がふえているとか、こういうことは、長妻委員御指摘のとおり、当然、注視をして、いつも考えていなきやいけないということとは、私もそのとおりだというふうに思ひます。

一方で、これが制度の脆弱性だけで説明できるかという……(長妻委員)「だけ」と言つてないじゃないですか。それが「一つか」と呼ぶのだつたらば、もう少し立体的な分析をお互いしていくことが大事なのではないかというふうに思ひますので、否定するわけではもちろんないわけですが、やはり、そこところはよく、複合的に考えていくことが大事だろうというふうに思ひます。

○長妻委員 年金との関係を否定するわけじゃないというふうにおっしゃいましたので、立体的に何か提案しろと言つて、我々も、分析するにも、それは人物、金が少ないわけで、これは政府でやりますから、ぜひ分析していただきたい。

先ほど、いやいや、民主党政権のときも同じじゃないかのような、制度がこれじゃないかのような趣旨がありました、我々のときは、制度をやはり変える必要がある、こういう立場ですと政権運営をしてきて、そして、それが結実したのが、先ほど木本議員も質問いたしました、三党協に基つて社会保障制度改革国民会議というのができたわけです、これは法律に基ついたもので。

これは、三党合意がある、ないにかかわらず、法律に基ついた報告、これを守らなきやいけないということで、抜本改革については、「将来の制度体系については引き続き議論する」、これが入っているわけです、三年前の報告書で。我々は、この言葉をこの報告書の中に入れていたのだわけですよ。だから、抜本的に改革をするとい

う意思は続いて、政府も引き継いでいるはずなんです。

私も、その国民会議の先生方と意見交換しました。この議論というのは、新しく国民会議をつくることもありましようけれども、官邸というか政府の中の国民会議的な協議体できちつと政府が責任を持つて議論する、こういう思いだったというふうにおっしゃつておられるわけでありまして、何か、国会で勝手に議論してくださいとか、民進党が出さないとか僕たちは出さないとか、そういうことでなくて、これは政府の中で責任を持つて議論するというのが三年前に出ていたわけですが、法律に基ついて。

だから、これをサボつちゃつて、削るところはどんどんどこどこ削つて、そして将来世代のためだ。将来世代といつたつて、いつの将来世代なんだ。自分が将来世代だと思つたら、その先の将来世代。ほとんど逃げ水みたいなに逃げていく。本当にこういう年金でいいのかということを真面目に、塩崎大臣、笑つていますけれども、生活保護の比率がこれだけ、倍になっているんですよ、平成七年から。これはちゃんと分析をして、何か、立体的に分析しなきやいけませんねえと言つて、評論家じゃないわけですから。大変な危機を、高齢者の皆さん、現場現場に行つて見てください、ゴルフばかりやっている方はかりじゃないですよ、世の中、当たり前ですけども、ぜひきちつと議論を、真面目に答えていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○丹羽委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時三十分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。田畑裕明君。

○田畑裕 委員 自民党の田畑裕明でございます。

この公的年金の抜本改革の法案、十一月二日から衆議院の委員会でもスタート、審議が開始されたわけでありまして、きょう、久方、約二週間ぶりにこうして審議が再開されたわけでありまして、理事各位の先生方の御尽力にも心から敬意を表させていただきます。と思いますし、実りのある議論をしつかり行つてまいりたいと思ひます。

午前中の質疑の中で、今大臣いらつしやいませんが、将来への責任をしつかり果たすために、この法案はしつかり皆さんにお願いをして通させていた。だいたいという旨の御発言があり、種々大変丁寧な答弁があつたのではなからうかと私は感じているところでございます。

この年金については、もちろん国民の皆さんも大いに御関心があり、そしてまた、それぞれ我が事のように御不安のことが我々にもよく突きつけられているところであります。これはやはりつまびらかに、丁寧に我々も説明もしていかなければいけないと思ひますが、この質疑を通して、政府側の答弁も大変丁寧に行つていただきたというところを、まずお伝えさせていただきたいと思ひます。

そもそも、この年金についても、それこそ、長妻先生いらつしやいませんが、三党合意を踏まえ、そして社会保障制度改革推進法が制定をされ、さらに、社会保障に関する国民会議、そうした中での議論を踏まえ報告書が提出をされ、いわゆるプログラム法が制定をされたわけでありまして、そして、プログラム法で示された課題等についていろいろ審議を尽くし、このたび、法案として提出をされているというふうに認識をしております。

もちろん、それで、全てこの法案で解決されたわけではなく、質問の中でも出ておるとおり、積み残されている部分もあるかと思ひますが、まずはできることをしつかり改革をしていって、この年金の議論を前に進めなければいけないと思ひます。

ますし、何よりも、国民の皆さんにこの年金制度をより信頼していただき、そしてまた、これから我々が進める方式にのつとつて進めていくための一助、そしてまた推進をしつかりしていかなければいけないと思つております。

特に、今申しましたプログラム法に規定された公的年金の検討課題、これに基づいて、年金制度を支える経済社会の発展に資するよう、年金制度として、特に女性や高齢者の労働参加を促進する観点や、制度の持続可能性、これが本場に肝だと思ひますが、その強化とセーフティーネットの機能を強化する観点、このことが今回議題になつてくる改正法に深く盛り込まれ、そしてまた根拠として流れている考えではないのかなというふうに認識をしております。

それでは、質問の方に入つていきたいと思ひますが、今回の改正法で五つの改正概要があつて、その中で大きくは四つほどが議論の中心でなからうかと思ひますが、まず最初に、短時間労働者の被用者保険の適用拡大について質問をさせていただきたいと思ひます。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大が、本年の十月から、五百一名以上の企業を対象にスタートしているわけでありまして、また、今回の改正法案には、適用拡大の道を中小企業に広げる改革が含まれているわけでありまして、働いた分だけしつかり将来の給付に反映していくということは当然大切なことであらうかと思ひますし、この方向性、中小企業の方にもしつかり広がっていくこと、非常に評価を私はいましております。

一方、地域でも、私はいろいろな企業の皆さんとの懇談も通じて、同じ企業グループの中の企業であるにもかかわらず、いわゆる従業員の数、五百一名以上の企業なので短時間労働者に被用者保険が適用されるが、同じグループ内でも別の会社であれば、五百人以下の場合なので短時間労働者は厚生年金に入れない等の不公平ということが指摘をされたり、そうした声を耳にするわけであり

速やかに中小企業にも被用者保険の適用拡大の道を開くべきであらうと思ひますが、まず、本年十月から、被用者保険の適用拡大によつて、今、百六万円というのが一つのバーということにならうかと思ひますが、短時間労働者の働き方によつて、ような変化が起きてきているのでありましようか。働きたい方が働きやすい環境に近づいていくのか、実態とそこから見える課題等について、御認識をまずお聞きをしたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきましたように、この十月から、大企業で働く二十五万人の短時間労働者を対象といたしまして、被用者保険が適用されているわけでございます。

私も、この施行に先立ちまして、企業の方々へのヒアリングとか、あるいは労使団体にも御参画をいただいた協議会を開催いたしました。そこで情報の把握、意見交換を行つてきたわけでございますけれども、その結果、幾つかのことがわかつてまいりました。

個別の企業あるいは業界によつて多少違いがございますけれども、まず第一に、やはり短時間労働者の方々の中には就労時間を短くする方がおられるのは事実でございますが、今その理由として主として挙げられるものが、夫の扶養から外れるので会社から支給される配偶者手当がなくなるのが困るというような声が多いということが一つわかつてまいりました。

もう一方で、この対象になります短時間労働者の方々にも、より長く働きたいという方が相当数いらつしやつて、私どもがお聞きした限りでは、おおむね三割程度は、この機会により長く働きたいという希望を持っておられることもわかつてまいりました。また、企業の方でも、より多くの企業では、できるだけ長く働いていただいて労働力を確保したいというお考えが多いということも承知をいたしております。

こうしたことを受けてまして、私ども厚生労働省といたしまして、キャリアアップ助成金の拡充を

図りまして、御本人の希望を踏まえまして、働く時間を延ばすことで人材確保を進める、こういった事業主の後押しをしたいということ。そして、働く方々に対しましては、将来の年金額がふえて、医療保険の給付も充実する、こういった被用者保険のメリット、これをリーフレットなどでもわかりやすく周知、広報を行う。これによりまして、働く方が働きやすい環境の整備に努力をしてまいりたい、こういった状況でございます。

○田畑(裕)委員 答弁ありがとうございます。

今回、中小企業と大企業、二段階に分けての推進というか進行ということになるわけでありまして、特に、中小企業で働く皆さんの声をしつかり、事業主も、また労働者の皆さんの声も聞き取りをしてきたということでありまして、その中でやはり、特に労働時間を延ばすといったことについて、今御答弁もありましたが、当然本人の希望を踏まえてというのは大前提であらうかと思ひます。事業主の都合ということでは、やみくもに労働時間を延ばすということは当然あつてはならないと思ひます。

本人の希望を踏まえ、短時間労働者の方が収入がふえるということ、もちろん、それが企業収益や企業の生産性を高めるということにもつなげていただきたと思ひますし、働く方の所得が、収入がふえるということは、当然将来の年金の額も増加するということにもなると思ひます。

くまなく、またいろいろな声をしつかりお聞き取りをしていただきたと思ひますし、キャリアアップ助成金の制度をしつかり活用するということ、これもまた、いろいろな制度が氾濫してあるといひますが、いろいろな情報過多の時代でありまして、丁寧に説明を、説明といひますか周知徹底を図つていただきたと思ひますし、そうする下支え、そしてまたそれが有益な人材の育成につながる、そういうサイクルをぜひ実現していただきたと思ひます。

それでは、年金改定のルール見直し等についての質問をさせていただきたいと思います。

これに至るまで種々の議論があるわけでありますが、この法案の改定ルールの際の、主要五紙を含めたマスコミの論調、少し御紹介をしたいと思います。

十月末近くの報道でありますが、主要五紙の中でも、「年金法案審議 政治の責任を果たせ」、「国民に受けのよい話だけを進め、厳しい改革かから逃げるような姿勢は、責任ある政治の姿とは言いたくない。将来世代にも目を向け、審議を進めてほしい。」また、もう一方の、別の紙であります。年金改革法案、持続可能にする議論をしつかり行うこと。また、政争の具にせず建設的な議論を必要だ。また、孫の世代を考えた年金改革が必要だ。また、社会保障論戦、負担の議論も一体的に行うべきだ等々。また、将来につなぐ給付抑制についても逃げずに議論すべきだというのが、主要五紙の主なこの法案に対する論調であります。

至極もつともだと思いうわけでありまして、やみくもに政争の具としてまた不安をあおることとならず、事実やそしてまた痛みについても当然説明をしなげら、しかし、その痛みに対してはしっかりとしたセーフティーネットがあるということ、そうしたことをしつかりこの論戦を通じても国民の皆さんに御理解をいただける、そうした議論を行わせていただきたいと思います。

また、我々、有権者の皆さんと本当に身近に接する政治家として、この年金の事柄、多くの皆さんは残念ながら信頼をしていなく、今の受給をさされている年代の方、また、将来受給をされるであろう今は勤労世代の皆さん、どの世代と話をしても、残念ながら大きな信頼を得ていないというのが実態でなからうかと思えます。

特に、年齢が若くなればなるほど、将来の自分の年金がしっかりと受給できることに對する憂いの声ということを非常に多く感じます。やもすれば、保険料の納付についての疑義も感じている国民もいらつしやるのではなからうかと思うわけで

ありますが、もちろん、これまでもこうした論戦を通じて丁寧な説明をお聞きしているわけでありますが、まだまだ国民の耳には届いていないというところ、ぜひまた御認識の上に組み込んでいただきたいと思います。

そこで、まず一問目の質問に入りたいと思います。

担能力の範囲内の給付としていく、こういった観点から、今御指摘ございました平成十六年の点で欠かれないところでございます。

その中で、今御指摘ございました平成十六年の改正というのが非常に大きな画期をつくっておりまして、具体的に申し上げますと、まず、平成十六年の改正以前は、まず目標といたします年金水準を定めて、それに必要な保険料負担を若い世代

少なからず、今言いましたように、多くの不安やまた不満があるわけですが、特に、今受給をされている方々にとつても、御自身が受けた保険料が運用されて自分に戻ってきているといひますか、自分が払つた分がそのまま自分の給付に入つてゐるという積立方式のように思つていらつしやる方も多いのではなからうかと思ひますが、御承知のとおり賦課方式ということでありますから、今の若い世代が払つてゐる保険料が高齢者の、今受給されてゐる方々の給付金に充てられてゐるわけであります。こういった仕組みだからこそ、人口構造が変化をして、支え手である若い世代が減つた場合には、制度の持続可能性を高める工夫というのはやはりしつかり行つていかなければならないわけでありませう。

に求めるということにいたしました。そういたしました、世界のどの国も経験したことのない急速な少子高齢化がこれから進んでいくわけでございますけれども、将来年金を受け取る現役世代の負担が上昇し続けて背負い切れなくなるのではないかと、その結果、勢い若者の年金不信も高まる、こういった課題に平成十六年当時直面をしていただいたでございます。

そこで、平成十六年改正におきましては、現役世代の負担が過重なものにならないように保険料に上限を設けまして、そういたしますと、将来的に年金給付に使える財源が決まっております。具体的に、保険料、国庫負担、積立金の総額というものが決まっておりますので、それを見通した上で、そうした限られた財源の範囲内で給付水準を調整する、そういった形で世代間の分かち合

それを踏まえ、これまでも幾たびの改革が行われてきたわけでありますが、昨今では、平成十六年の改革というのが百年安心年金という仕組みの構築のための大変抜本的な大きな改革であつたわけであらうかと思いますが、まずは確認として、その抜本改革の一助でありました平成十六年の改革の以前と、そしてまたそれ以降の大きく変わった点について、まず御説明をいただきたいと思ひます。

いをつくる、こういった仕組みといたしましてあわせてマクロ経済スライドが導入された。平成十六年の改正の前後の状況を申し上げます、以上でございます。

○田畑煥彬 委員　ありがとうございます。

まさに、今現在は、保険料の上限を定めて、その枠内の中で給付を動かしていくという仕組みになつていくわけですが、そこ自身も、やはり、大多数とは申しませんが、多くの国民の皆さん

○鈴木政府参考人　お答え申し上げます。
ただいま御指摘ございましたように、我が国の公的年金制度はいわゆる賦課方式でございます。現役世代が負担する保険料、税によって高齢世代が支えられている、こういう仕組みでございます。したがいまして、この機能を適切に果たしていく年金制度という観点からは、現役世代の負

んからは、そうした制度に変わつてきており、しつかり安心されることができるといふことも、まだまだメツセージが弱いのではなからうかと、まだ思います。もちろん、なるべく安易な言葉を使つての御説明ということにならうかと思ひますが、そもそもマクロ経済スライドという単語自身も、やはりいろいろな意味で工夫をした見せ方や

聞かせ方ということをよりまた引き続き御一考していただきたいと思います。

今回の改定ルールの中では、大きく二点、一つはいわゆるキャリーオーバーということと、賃金・物価スライドの導入ということに相なるわけでありますが、そのうちの、この改定ルールの中で、賃金に見合った年金額の改定について、民進党さんは特に、年四万の年金カットであるという年金カット法案というようなレッテル張りをしていいるわけであります。それは私はもちろん正しくないと思いますし、総理や大臣も事あるごとに、しっかりと御説明として使っている言葉としては、いわゆる年金水準の確保法案であるということ、このことは決して私も譲れることではなく、あくまでも将来の世代の皆さんに対する水準を確保するんだということを強く認識したいと思っております。

過去にいわゆる特例水準というものが存在をして、いたわけですが、その解消については、将来世代の給付水準の確保をするために、現在受給している方の年金額を計画的に引き下げてその解消を図ることを、これは当時の民主党政権が決めて、その後の政権交代により、自民党政権において実施をしたわけであります。それによつて、もちろんこれは痛みということも言えるのではないかとありますが、当然、収支における一定の改善が図られたわけでありますが、なお残る課題の解決を図ろうというのが今回の改定ということになるのではないかと考えます。法案というところにならうかと思ひます。

_____ /

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、我が国の年金制度は、保険料の上限を固定いたしましたので、将来的に年金給付に使える財源の総額が決まっております。これを見通した上で、世代間の適切な配分ということで、マクロ経済スライドの仕組みを通じて長期間かけて徐々に調整をしていく、それによって世代間の適切な分かち合いを実現するという仕組みでございます。

したがって、こうした総額というものが決まっている仕組みのもとでは、現在年金を受給しておられる高齢世代により多くの財源が配分されるということになりますと、その分、将来年金を受給する現役世代が配分される財源、これが減少してまいります。そうしますと、当然、将来受ける年金額が低下するということになってまいります。したがって、一方で、高齢世代に年金を少しずつ譲っていただいて財源に余裕が生じた場合には、その分、現役世代に配分できる財源が増加いたしますので、当然、将来、現役世代が受け取る年金額が改善することになる、こういった構造にあるわけでございます。

そういう中で、今回の年金額改定ルールの見直しでございまして、不測の経済状況になったといたしまして、将来世代の年金水準がこれ以上下がることを防止するためのルールであるということを御理解賜りたいと思います。

○田畑（裕）委員 ありがとうございます。

今このような制度改革をすることによって、改善することによって、まさに将来世代の年金の受給額、改善の方向に向かうためのその措置をしつかりとるんだということが含まれているというふうに理解をしたいと思っております。

事の本質的には、やはり、現在の年金を受給されている、給付を受けている世代が我慢すれば将来の年金世代が年金が上がるというのか、そういうような単純な構造、構造ではなくて、このまま制度改革をせずに放置した場合は、不測の経済情勢、それこそリーマン・ショックというような事

態に陥ったときには、より将来の基礎年金の給付水準が今よりもさらに大幅に下がるということがやはり心配されるわけでありますから、それに対する備えというふうに理解をしたいと思っております。若い世代が将来受給する基礎年金の水準が下がらないように、これが今回の改定ルールの本質ではなからうかと思っておりますが、副大臣に改めてその見解をお聞かせいただきたいと思います。

○橋本副大臣 田畑委員から大変本質をついた御質問をいただいたというふうに思っております。

今の改定ルールでしたら、仮に現在の若い人たちの賃金が下がってしまう、それはリーマン・ショック等、不測の事態ということだと思っております。そうした場合には、現在年金を受給している高齢世代の年金水準というのは賃金・物価スライドでは下がらないというルールになっておりますので、ですから、そうしますと、そのことが、現在の若い人たちが将来受け取るはずの年金額の一部を財源として維持されるということになってまいりますので、今の若者世代からすると、そもそも賃金が下がってしまうような、生活が苦しくなるような状況になってしまう上に、将来受け取る年金水準も低くなってしまうという、これは二重の苦しみという言い方をしますけれども、そういうふうになる可能性があったということでございます。

これを今回、そのルール改正をさせていただくということで、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りしない、また、仮に現在の若い人たちの賃金が下がるような経済状況が起きた場合は、現在の年金額も若い人たちの賃金の変化に合わせて改定をすることで、若い人たちが将来受給する基礎年金の水準がこれ以上低下することを防止するためのものではないかと、いわば、若い世代の二重の苦しみを世代間で分かち合うためのものというふうに御理解いただければありがたいと思っております。

そもそも、安倍政権といたしましては、デフレ脱却をし、アベノミクス、一億総活躍、働き方改

革等々のことでもって経済をやはりよくしていくというところで、こうしたルールが発動する、要するに、賃金が下がっていくような局面をつくらないでいくということにまず私たちは全力で取り組んでいる。ただ、このルール改正は、その万一のときの転ばぬ先のつえのようなものだということに御理解いただければありがたいと思っております。

○田畑（裕）委員 副大臣、ありがとうございます。

本当に、アベノミクスをしっかりと推進させて、物価も賃金も両方しっかりと上げていくということ、これにももちろん全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

しかし、万が一のための備えのつえということであらうかと思いますが、今、この法案の中では、名目や実質、両方低下するような事態が起きた場合でも、三十一年十月からの実施となる年金生活者支援給付金、これは、基礎年金のみの低所得者の方であれば、年間六万円という厚みのある給付をしつかり行つてカバーするということがあります。

これは、私は、支えとしての枠内であるとは思いますが、やはり不測の経済情勢にも十分対応できるだけのしつかりしたものではないかと、今、年金受給の改定ルールを見直すに際して、年金受給者である高齢者に対する配慮措置、これを改めて御答弁いただきたいと思っております。

○馬場大臣政務官 田畑委員にお答えします。

そもそも経済の状況がよく、賃金と物価が上がっている状況では、基本的には年金額は上がり、マクロ経済スライドによる調整があったとしても年金額がマイナスになることはありません。もとより安倍政権は、デフレ脱却や賃金の上昇に全力で取り組んでいきますが、将来、例えばリーマン・ショックのようなことが起きて賃金の下がることはないとは思いません。そうしたときも、将来の基礎年金の水準がこれ以上低下することのないよう、年金額の改定ルールを見直すもの

であります。

この改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドの未調整分について景気のよい時期に持ち越して調整する仕組みと、賃金の低下に合わせ年金額を改定する仕組みという二つの仕組みを導入したわけであります。この導入に当たっては現在の受給者の方にも配慮して、一点目は、マクロ経済スライドの新たな仕組みについては、賃金や物価がプラスのときに発動し、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮措置を維持します。二点目の、賃金の低下に合わせて年金額を改定する仕組みについては、低所得、低年金の方に最大六万円、先ほど御紹介もありましたが、福祉的給付を平成三十一年十月までにスタートさせた後の平成三十三年度から導入することといたしております。

もとより、政府としては、賃金上昇を含む経済再生に全力で取り組んでまいり所存でございます。

○田畑（裕）委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

経済情勢の向上に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

もう時間がございませませんが、GPIFの質問を準備しておつたんですけれども、ちょっとできないことをおわび申し上げたいと思っておりますが、一点、いわゆるGPIFのディスクロージャー、これが今年から改訂をされて非常に使いやすい形になっていると思っております。今回、ガバナンスの強化であったりですとか、さまざまな運用のボードメンバーのしつかりとした規定も盛り込まれているわけでありまして、特に運用基金も、運用の額が百三十四兆円以上にも上る大変大きな、世界一の年金の運用基金でありますから、それをしっかりと堅持しながら、国民の年金のしつかりとした給付の一助になる、そうしたGPIF改革、そこをなす遂げていただきたいと思います。

特に答弁は求めませんので、以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。

よろしくお願いいたします。

まず冒頭、法案審議に入る前に、ちよつと一点、どうしても申し上げたいことがございます。

先週、十一月十一日、社会保障審議会の障害者部会で、会場がバリアフリーになつていなくて車椅子の委員の方が会場に入れなかつた、こういうことがあつたというふうに伺いました。過去にこのビルを使ったときはバリアフリーだったので、それは単純なミスだつた、こういうことも何つたんですけれども、まさに、障害者差別の解消法が全面的に施行される、今後いろいろなところで合理的配慮をしていかないといけない、こういう時代であります。こういうときに障害者の行政を行う厚生労働省がこのような失敗をした。これは、私は、言語道断であつて、猛省をしていただきたい、このように考えております。

障害者の政策というのは、ぜひ障害者の皆様のお気持ちに寄り添つて進めていただきたいというふうに思つております。こうしたミスがあれば、厚生労働省が、一番大事な、根本的な姿勢の部分で何か大きく欠けているんじゃないか、このように思われても私は仕方がないというふうに思います。

今後、二度とこのようなことがないようにしていただきたいと思ひますけれども、答弁をお願いします。

〔委員長退席、とかしき委員長代理着席〕

○橋本副大臣 お尋ねの件でございますけれども、今月十一日に開催した社会保障審議会障害者部会におきまして、外部の会場を利用したわけでございますが、会議室に入るまでに階段を上らなければならぬ構造となつておりました。そのことを先に会場に到着した車椅子を使用している委員一名の介助者の方が発見をされ、委員本人に連絡をされ、審議会にその委員の方は出席を断念されるということになつたということがございました。

これは、なぜそのようなことになつたかと申し上げますと、厚生労働省の事務局におきまして、事前にその会場施設がバリアフリーとなつていないかの現場確認を怠つていたということが原因でございます。

委員御指摘のとおり、この四月に障害者差別解消法が施行された中、まさにその障害者施策を議論する審議会においてこのような事態を招いてしまつたということは、極めて不適切としか言いようがございませんし、まさに障害者行政を所管している身としても恥ずべき、まさに猛省をしなければならぬことだと考えております。

この委員の方には、即日、担当者より謝罪を申し上げましたし、また、私も、まことに申しわけなかつたこととおわびを申し上げなければならぬ、こう思つておりますけれども、それとともに、二度と繰り返してはならない、再発防止を徹底しなければならぬというふうにも考えているところでございます。

このため、昨日付で官房長名の通知を厚生労働省内の全部局長宛てに発出をしております。障害のある方等が支障なく会議に参加、傍聴できるように対応を徹底するように指示をしたところでございまして、例えば、会議室を選定するに当たり、予約時の確認や現地確認などをきちんと行う。

こうしたことを起こしてしまつたということを忘れぬようにし、鑑み、今後、同様のことが二度と発生しないようにしっかりと努めてまいりたい、このように考えております。

まことに申しわけありませんでした。

○中野委員 ぜひともよろしくお願いいたします。

では、年金改革の質問に入らせていただきます。

皆様御承知のとおり、また、先ほど来お話が出ていますと、年金というのは賦課方式の制度であります。現役世代の支払う保険料で年金の支払いをするという世代間の支え合ひでございます。

全ての世代の方々にとって納得のいく制度でなければならぬ、このように考えております。

ずっと議論になつておまして、私が非常に違和感を感じておりますのが、今回、賃金スライドの部分だけ非常に着目されて議論が進んでおります。国民の皆様も、この部分だけ非常に何か注目をし、何か起こるのかなという感覚を持たれるんじゃないかと思ひます。

ではなくて、年金の制度というのはいろいろな改革をしておりまして、特に、低年金の対策、年金受給資格の短縮、あるいは、先ほど来、福祉的給付金の話も出ております。低年金の方には年金の充実をしつかりしていくんだ、こういう制度改革もあわせて並行して進んでおり、そして被用者保険の拡大の話もあり、そして今回の、将来の年金確保のための制度改正もあり、こういう、年金についてどうなるのかというところをやはり総合的に見ていく必要があると思ひます。

そういう意味で、年金制度改革の全体像について、改めて御説明をいただければというふうに思ひます。

○馬場大臣政務官 中野委員にお答えします。

改めまして、今回の年金改革法案は、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前産後期間の保険料免除、そして年金額改定ルールの見直しなどを内容としております。今回の改革により、中小企業で働く約五十万人の短時間労働者が、労使合意に基づき、厚生年金に加入できるようになります。これにより、将来の年金が増加し、また、より長く働いた場合には収入をふやすこともできると考えております。

また、約二十万人の第一号被保険者の産前産後期間四月分の国民年金保険料が免除されるとともに、その期間の基礎年金が保障されます。その費用として、保険料を月額百円引き上げさせていただきますこともあわせて御提案しております。

また、マクロ経済スライドについては、前年度より年金額を下げない名目下限措置を維持しながら、未調整分の先送りを防ぐことで、現在二十歳

の人が六十五歳になつて受け取る基礎年金は、夫婦で月額二千円程度改善すると見込まれております。

さらに、仮に、将来、名目賃金も実質賃金も低下するような不測の経済状態になつた場合には、賃金に合わせた年金額の改定を行うことにより、若い世代の基礎年金水準の低下を防止することができると考えております。

以上のように、本法案は将来世代の給付水準を確保するものであり、こうした改革により、若い世代の年金制度への信頼が高まると考えております。

また、法案のうち、年金額改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドは、賃金や物価がプラス時のみ発動し、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮措置を維持し、賃金が下がったときに賃金に合わせた年金額を改正する見直しについては、低所得、低年金の方に最大六万円の福祉的給付を平成三十一年十月までにスタートさせた上で導入するといった十分な配慮も行うこととしております。

一方で、無年金の問題は、かねてより年金制度の課題の一つとして指摘され、社会保障・税一体改革において、無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、受給資格期間を短縮することとしたものであります。

今回の改革により、新たに約六十四万人の方が年金受給権を得ると見込まれており、高齢期の所得や消費の底上げが期待されるとともに、納付した年金保険料を極力給付に結びつけることで、国民の年金制度に対する信頼が高まると考えております。

こうした改革により、若い世代の納付意欲を高めるとともに、安心して今の高齢者の年金を支えていただくことにより、年金制度の持続可能性も高まると考えております。

○中野委員 網羅的に御説明をいただきました。低年金、無年金対策も含めて、やはりそういう

ものも充実をさせる措置というのもしつかり講じながら、またあわせて、将来世代の年金の水準を確保するという措置も行っていく、こういう総合的な見方をしていく必要があるのではなからうかと思ひます。

その上で、今回問題となっている賃金スライドのケースでございますけれども、これをどのようにつねえるのかということでございます。

まず、これがどの程度起きるのかということがやはりこの委員会でも議論になっております。過去の経済状況もさまざま見させていただきまして、デフレ経済のもとにおいてこういった事案が一定程度起こっているんじゃないか、こういう御指摘が確かにあるところでございます。

しかし、他方で、私も自公政権がまずやっていたこととして、デフレを脱却しようということを一丁目一歩地として掲げているわけでございまして、そのための金融政策、経済政策というものをやっている、そして今後も行っていくわけでございます。

そうして、デフレではない経済状況の中で見たときに、今回の賃金スライドが起こるようなケースというのは、ほかの時期のものを見ましても、かなり例外的なケースなのではないのか、このように私は感じた次第でございます。

デフレ脱却が図られれば今回のケースというのはかなり例外的なものではないか、こういう認識についてどのように考えているのか、答弁をいただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

現在、政府は、賃金上昇を含みます経済再生に全力で取り組んでおりまして、デフレから脱却して物価、賃金ともにプラスとなる、こういった経済のもとでは、今回の見直しによります額改定ルールが発動されることはないというふうに認識をいたしております。

そこで、今回の法案でございますけれども、将来、万が一、不測の経済状況が生じまして、名目でも実質でも賃金が下がる、こういったような状況

況になった場合に、将来の基礎年金の水準がこれ以上下がることのないように改定ルールを見直すものでございます。

こういったように、年金制度が万が一の事態にも対処できるように備えることによりまして、若い世代の制度への信頼感が高まりまして、今の高齢者の方々の年金を支えていただけることになりまして、制度の持続可能性も高まる、こういったように考えているところでございます。

○中野委員 明確な御答弁であったと思ひます。であるからこそ、やはりデフレ脱却の道をより確かなものにしていくということが非常に重要になつてまいります。

その鍵を握るのは、私は、賃金がこれから継続的に上昇していけるのかどうか、これが非常に大事だということに考えておりまして、そのために、厚労省としても、最低賃金の引き上げ等々も含め、賃金を上昇させていくためのさまざまな取り組みと、このをぜひ進めていっていただきたい。

今後の取り組みの方針について、これも答弁をいただければと思ひます。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の賃上げにつきましては、中小企業を含めまして、今世紀に入りまして最も高い水準の引き上げが三年連続で実現をしておるところでございます。

持続的な賃金の引き上げのためには、企業の競争力を高めることが重要であります。そのためには、生産性の向上を図りながら、人材育成の充実にも取り組むことが必要だと考えております。

厚生労働省といたしまして、現在開催をされております働き方改革実現会議の議論を踏まえつつ、持続的な賃上げができる環境の整備について検討してまいります。

○中野委員 まさに今、検討が進んでいるところであると承知をしております。より実効的な取り組みと、この厚労省としてもぜひ進めていっていただきたいというふうに思ひます。

本法案について、この新しい賃金スライドの部分を捉えて、年金カットというレッテルを張られる方もいらっしゃる。私たちは、そうではない、将来年金の水準を確保するための法案である、このように考えております。

改めて御説明をいただきたいんですけども、若い世代、将来世代にとつて、もし仮に今回の法改正が行われなかったとすれば、将来世代の年金、これに対してどのような影響が及び得るのか、これについても説明をしていただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 まず、今回の改正の背景になつた事情でございますけれども、過去に賃金がマイナスになつた際に、これに合わせて年金額の改定が行われませんでしたために、現役世代の賃金が低下するといった状況の中で、逆に高齢者の年金の所得代替率が上昇いたしました。その分、マクロ経済スライドの調整期間が長期化し、その結果、若い世代が将来受給する基礎年金の水準が低下した、こういったことが実際に起こつたわけでございます。

このため、これを踏まえて、今回の改正におきましては、仮に、万一、賃金が下がるような状況が生じたときにも、賃金に合わせて年金額を改定することによりまして、若い世代が将来受け取る基礎年金の水準がこれ以上下がることのないように改定ルールを見直すものでございます。

したがって、お尋ねのように、今回の改正を行わなければ、今後、望ましくない不測の経済状況が万一生じたような場合に、将来の基礎年金の給付水準が一層低下するといったようなことにもなりますので、これを防ぐための改正であるというように御理解を賜りたいと思ひます。

○中野委員 今回の法改正を行わなければ、仮に不測の事態の経済状況が生じたときに、将来の世代がもらう年金水準に影響がある、これがより下がってくる、こういう答弁であつたというふうに思ひます。

いろいろな議論が確かにございますけれども、

将来のための措置というのは、年金カットという極めて一面的な見方をするのではなくて、これは世代間の分かち合いであるというふうに私は思ひます。しかも、それが必ず起こる、直ちに起こる、こういうことではなくて、しっかりと万が一の備えをそのためにしていくんだ、こういうことである。

将来世代の年金水準が下らないような万が一の備えをしっかりとしていく、こういう政策を行っていくことによつて、年金制度の信頼性そのものが向上をしていく、このように私は感じております。

今回、七月に参院選もありまして、十八歳選挙権ということもございましたので、かなり若い世代の方と意見交換をする機会というのがすごく多くて、その中で、私が非常に痛感をいたしますのは、将来の年金制度に対して非常に不信感を持っている、あるいは、将来の年金、これが、払つても、もらえないんじゃないかと、払い損になるんじゃないかと、この制度そのものに對するいろいろな御意見というのを大変にいただいているところでございます。

年金制度そのものが少し複雑なこともございまして、なかなか簡単に、一言でこうだということでは説明をしにくいというの、確かにあるんですけども、若い世代の国民年金の納付率というのは、ほかの世代に比べて低いという事実もございまして。平成二十七年ですと、二十歳から二十四歳は五八％、二十五歳から二十九歳で五三％、こういうことでございまして、もちろん経済的な問題で支払えないという方も多いんですけども、年金制度そのものに不安を感じていると、あるいは、厚労省、社保庁、こういった組織が信用できないと、こういう理由で払っていない、こういう方もかなりいらっしゃるわけでございます。

年金制度についての理解を深める取り組みというのをやはり強化していかなければならないというふうに思ひます。特に、将来の年金のもらえる

水準がどんどん下がってくるんじゃないか、こういう指摘がなされている中で、国民年金は、支払っても、結局、自分にとって払い損だから、払わなくてもいいんじゃないか、こういうお声もございいます。

こうした声に対して、国民年金あるいは年金制度そのものの理解を深める、そうした取り組みについて、もともと政府としても進めていくべきではないか、このように考えますけれども、これについても答弁をいただければと思います。

○馬場大臣政務官 とても大切な質問をありがとうございます。

公的年金制度には、将来起きるかもしれないものもときに備えて、安心を得られるという大きなメリットがあります。具体的には、高齢になったときに、どれだけ長生きしても一生受け取れる老齢年金、将来、賃金や物価が上昇すれば、それに応じて年金もふえる実質価値の保障、思いがけない事故や病気で障害を負ってしまったときに受け取れる障害年金、一家の大黒柱が亡くなったしまったときに受け取れる遺族年金があり、人生のさまざまなリスクに備えるものであります。きちんと保険料を納めていただければ、このもしものときにこうした年金を受け取ることができま

す。また、現役世代は、公的年金があることによつて、親の扶養などを心配しないで生活できるというメリットもあります。

いずれにしろ、納めた保険料の何倍の年金が受け取れるのかという数字だけを見て損か得かを考えられるものではありません。あえて一定の前提を置いた上で、納める保険料と受け取る年金額を計算して比較しても、平均余命まで生きた場合には、保険料として納めた額以上の年金を受け取ることができま

す。加えて申し上げると、今回の額改定ルールの見直しは、賃金が物価より低下するという望ましくない経済状態となった場合でも、所得代替率が上昇しないように確保するとともに、将来世代の年金水準をしっかりと確保していくために行うものであり、若い世代のために重要なものであると考えております。

また今後も理解を深めるよう努力してまいります。

○中野委員 国民年金、確かに、先ほど御説明いただいたような保険的な側面というのもありまして、もらえる期待値がどのくらい高いから得だとか、期待値がどのくらい低いから損だとか、実は必ずしもそういうものじゃないところも含めて、なかなか理解されていないようなケースというのかなりござい

ます。

国民年金、年金そのものが、支払いが半分、税の方で負担をしているということももちろんござい

ますので、全体的に見ると非常にメリットがあるというところは私は明らかであるというふうには思うんですが、それに加えても、こうした今回の法案のような、将来の年金の水準が不測の事態に下がってしまったような取り組み、こういうこともあわせてすることによつて、年金制度の信頼性そのものが向上していくんじゃないか。そういう意味でも、本法案の成立というのは非常に大事なのではないか、私はこのように感じております。

本法案では、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、これについても内容が含まれておりまして、ことしの十月から、五百一人以上の企業というところで適用が拡大をされたところでござい

ます。今回、五百人以下の企業でも労使合意に基づいて適用拡大を可能とする、こういう制度が盛り込まれておりまして、これについても、将来もらえる年金というのがこれでしっかりと確保される、こういう中身でござい

ます。

ただ、十月一日以降、この適用拡大に関連をして、何か負担がふえる制度改正なんですかと、実はこういう御意見も現場でいただくこともかなりございまして、この被用者保険の適用拡大についてのメリット、こういう部分をやはりもつと丁寧に説明をしていかないと、私自身もつと周知をしていかないと、私自身

もこのように非常に感じたわけでござい

ます。

政府の方でも、この被用者保険の適用拡大について、実際に働く皆さんにどういうメリットがあるのかということについて、よりわかりやすく、しっかりと周知をしていただきたい、このように思いますけれども、これについても答弁をいただければと思

います。

○鈴木政府参考人 今般の被用者保険の適用拡大でござい

ます。

○鈴木政府参考人 今般の被用者保険の適用拡大でござい

ます。

○鈴木政府参考人 今般の被用者保険の適用拡大でござい

ます。

○鈴木政府参考人 今般の被用者保険の適用拡大でござい

ます。

○鈴木政府参考人 今般の被用者保険の適用拡大でござい

だきたいと思ひます。

「年金改革法案に関するQ&A」、これはネットにも出ていますね、自民党さんの。この中で、とんでもない間違い、これはわかつてやっていますとすると、うそですね。こんなことを書かれていますので、ぜひ是正をしてほしい、これは公の場で、私は政調会長として申し上げさせていただきますというふうに思ひます。

一つには、この自民党さんがつくられた「年金改革法案に関するQ&A」のQ10 今回の改定ルール見直しは突然出てきた話ですか？、今回のこの改定ルール、私たちがまさに問題としていた賃金スライド、これも含んでいる書きぶりになっていますね。「今回の改定ルール見直しは突然出てきた話ですか？」この問いに対して、「いいえ、突然出てきた話ではありません」「民主党政権下で閣議決定された「社会保障と税の一体改革大綱（平成二十四年二月十七日）」に「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」と盛り込まれていました。こういうふうに書かれていますね。

塩崎大臣にお尋ねしますけれども、このときの閣議決定、二十四年二月十七日、「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」と盛り込まれていました」と、自民党の皆様が、私たちがこれを検討していたかのごとく書いてここに、このときに、賃金に合わせて、物価がどうであろうと賃金が下がれば年金を切るようなことを考えていたという一項目が入っているという証拠がありますか。

○塩崎国務大臣 大串先生は、多分、全ておわかりの上で御質問いただいているのだらうと思ひますが、自民党のこれは、今私は初めて見ましたが、「今回の改定ルール見直しは突然出てきた話ですか？」という質問です。「いいえ、突然出てきた話ではありません」と。その一つポチを飛ばして、「今回の見直しは、民主党政権時からの課題に対して、具体的な解決策を講ずるものです。」こう書いてあります。ここまでは多分先生も認めら

れることで、もっとも、先生がテレビで突然出てきた話だと明快におっしゃっておるのを私も聞いてびっくりいたしました。

それはなぜかという点、先ほど何度も答弁申し上げたとおり、平成二十一年の財政検証、この中で、デフレ下におけるマクロ経済スライドを含めてどういう調整をしていくべきなのかということに問題点、指摘がございました。その上で、民主党政権で、この「マクロ経済スライドの検討」ということで、「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。」という一文が入っている閣議決定の一体改革大綱というものがございしますが、ここで自民党が書いてあるものにも、今回の賃金スライドについて一体改革の大綱の中に入っているというふうには、見る限りは書いていないと思ひます。

ここで書いていないのは、民主党政権下で閣議決定された社会保障と税の一体改革大綱に「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」と盛り込まれていました。こう書いてありまして、これは、先生も多分お認めになると思ひます。

そうすると、ポチが三つありますけれども、全てこれは先生がお認めになることだと思ひます。

今申し上げているのは、「デフレの中で年金というものはどういうふうな調整をしていくことが持続性にとつて大事なのか」ということを申し上げて、それが大事なことであつて……（大串博）委員「質問と関係ないことを答えているので、委員長、切ってください。証拠を聞いているんですよ、当時の証拠」と呼ぶ多分、察するに、これは自民党に聞いていただかないと、私がかかつて答える立場では全くありませんので……（大串博）委員「いやいや、政府が答えられることを聞いているんだから。委員長、ちょっと注意してください」と呼ぶ聞いていただけますか。（大串（博）委員）聞いていますよ。聞きながらしゃべれるんですよ。どうぞ「と呼ぶ自分の声まで聞こえなくなっちゃうものですよ。」

そういうことで、いかにデフレのもとでの調整が大事かということで、マクロ経済スライドの効果を十分に発揮していく、このためには、今回の賃金スライド、これを、徹底を含む年金額の改定ルールは、言ってみれば前提条件であつて、一体改革大綱に書かれている問題を解決する上で必然的に行わないといけない改正だというふうに私は思ひます。それは何かというと、やはりこういうルールがなければ、万が一、賃金が下がった、物価以上下がったときとか、物価が上がった賃金が下がったときの調整が不十分であれば、代替率が上がつてしまつて、マクロ経済スライドの期間が長くなり、そして基礎年金の代替率が悪化する、このことを避けなければいけないということでもありますので、大串委員の御質問に答えておりますので、ぜひお聞き及びをいただきたいというふうに思ひます。

○大串（博）委員 先ほど来、長妻さんのときにもありました。全く質問に答えないで、自分のしゃべりたいことだけべらべらしゃべる。こんなもんじゃ、審議は詰まりませんよ。

私はもう一回更問いたします。

先ほど私が聞いたのは、民主党政権下で閣議決定された社会保障・税一体改革大綱の中で、二十四年二月十七日、「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」と盛り込まれていました。それは事実ですよ。この中で、物価が上がっているにもかかわらず賃金が下がれば、それに合わせて年金を切るというようにすることが検討された事実関係がありますか、証拠を示してください。事実に関する客観的な、イエスかノーかの答えだけ求めているんですよ。

この問いを發しますと、その前に、委員長にお願いします。大臣にこの場で端的に質問されたことにだけ答えるように、まず指示していただければいいですよ。

○丹羽委員長 大臣におかれましては簡潔に御答弁をお願いいたします。

○大串（博）委員 大臣、大臣の明晰な頭ですから、お間違えないように。この二番目に書かれている、私たちの政権時の閣議決定に書かれた「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討」、このときに、物価が上がつても賃金が下がれば年金を切りますというようにことが検討された証拠があるかないか、そのことだけ、ここで答えてください。

○塩崎国務大臣 我々野党でありましたから、何を議論されたかは私たちがわかりません。

○大串（博）委員 野党であつたと言われまうけれども、政府機構は、大臣の後ろにたくさん役人さんがいるじゃないですか。私は皆さんの顔も覚えていますが、当時、私たちが与党として年金の話の皆さんといろいろしたんですよ。覚えていらつしやるはずですよ。後ろに座つていらつしやる年金局の皆さんも覚えていらつしやるはずですよ。にもかかわらず、役人の皆さんは貝のように口を閉ざしている。一体どういふことなのかなと私は思ひますけれども。

大臣、私は当時、担当の政務官だつたんですよ。担当の政務官だから明確に覚えておりますけれども、当時、物価が上がつても賃金が下がつたら年金を切るような検討をしたこと、これつぼちもないんですよ。頭の片隅にもなかつたんですよ。これは事実。だから、大臣がありましたという証拠を示せないのは当然なんですよ。

もう一つ言ひますよ。

その何ページか前の、年金改革法案、受給資格期間短縮法案についてというこの紙の中で、これも自民党さんの紙です。この中の、この紙の中で黒塗りで書かれています、「民主党政権時でも、見直しの必要性が認識されていまして」「民主党政権の年金制度案においても、賃金が下がった場合には年金額も下がります、こう決めつけのように書かれていますけれども、私たち、これは決めたことは一度もありませんから。

いろいろなシミュレーションをやりました。田村憲久筆頭理事と私、NHKの「日曜討論」に出た

ときも、これは事実ではありません、決めたことありませんというふうなことを言いました。はあ、わかりましたというふうな顔を田村さんはされていたので、理解していただいたかなと私は思いましたけれども、それを知った上で書かれているんだしたら、これはうそです、虚偽。こういうふうな虚偽のことを言われては困ります。

私たち、民主党政権のときに決めた内容は、読み上げますよ、私たちが民主党政権のときに決めた内容は極めてシンプルで、「納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。」と。

ここまでだけなんです。これ以上のことは何ら決めていないんです。賃金によってスライドするとか何とか、何も決めていないんです。いろいろな試算はしました。表に出した以外の試算もいろいろしました。しかし、決めているのはこれだけなんです。

委員長にお願いがあるんですけども、これは議論の土台です。議論の土台で、与党の資料の中にこのような、知ってやっているとすると、そう、知らないでやっているとすると出せ、このよう

なことが書かれている状況で審議をやる、私、非常に気持ちよくないし、なかなか、質問時間もうかやっているとされるので、よくないことだと思ひますので、理事会の場で、与党の皆さんに対して、こういう指摘は、真実じゃないものは削除してくださいと理事会で取り扱ってください。お願いいたします。

○丹羽委員長 政党間の話でございまして、政党間に対応していただきたいと思ひます。

○大串(博)委員 委員長、取り扱ってくれないんですか、これ。

理事会で、与党の皆さんに、こういうふうな指摘は間違っているという指摘が委員会の中であつたので、どういふことが確認して、間違っているんだしたら落としなさいというだけの話なんです。委員長として公正な委員会運営をするんだつ

たら、そのぐらゐのことをすべきだと思ひますけれども、どうですか。理事会で取り扱ってください。(発言する者あり)

土台ですよ、委員会の。委員会の土台ですよ。理事会でこのぐらゐ取り合ひなさい……

○丹羽委員長 大串委員に申し上げます。(発言する者あり)

ちよつと御着席ください。今お答えいたしますので、御着席ください。(大串(博)委員「ちよつと、理事が出ているんだから、時計をとめてくださいよ。時計をとめてくださいよ。わかつた上でやっていると。理事会で取り扱ふというだけの話ですよ。そのぐらゐ公正にやってくださ

い。理事会の場で公党間でやりましようよ」と呼び、その他発言する者あり)

質疑に戻ります。

大串(博)委員 これは大きな問題なんです。これは我々、また問題にしますよ。こんなうそ、虚偽のことを公党の資料に書かれる、これはあつてはならぬことだ。

つまり、何でもこれを指摘するかと、政府・与党の年金に対する極めて不誠実な説明のあり方が通底していると思ひているから、私、言っているんです。なぜなら、今回の年金カット法案、大臣は将来の年金を確保するための法案だとおっしゃっていますね。私は、とんでもないミスリードな説明だと思ひますよ。

一つ、大臣、お尋ねしますけれども、今の年金、二年前の年金財政検証で確認をされましたけれども、年金法改正に基づく百年間安定的な制度になっている年金と、前回、二年前の財政検証のときに認定されましたか。

○塩崎国務大臣 百年安心についてお尋ねをいただきました。

我が国の年金制度は、言うまでもなく、将来年金を受給する現在の若い人たちが、現在年金を受給している世代へ仕送りを行うという助け合ひの仕組み、賦課方式でございまして。

今御指摘の平成十六年改正において、年金制度の持続可能性を高めて次世代に引き継いでいくために、現役世代の負担が過重なものにならないように保険料に上限を設けて、将来的に年金給付に使える財源を見通した上で、その限られた財源の範囲内で給付水準を調整する仕組みとしたマクロ経済スライドを導入したわけでございます。

その上で、少なくとも五年に一度、人口や経済の長期の前提に基づき、おおむね百年という長期的な給付と負担の均衡の見通しに関する財政検証を行っているわけでございます。平成二十六年の財政検証においては、日本経済が再生をし、高齢者や女性の労働参加が進めば将来の所得代替率は五〇%を上回るということが確認されているというところでございまして、政府として百年安心という表現を使っているわけではございません。

○大串(博)委員 百年安心という言葉を使っているか使っていないかじゃなくて、百年間安定的になるような仕組みとしていきますというふうなことを今まで言われているに、総理も、この間予算委員会でも私が質問したときに、前回検証においても百年間安定的になっているというところをどうも質問しましたし、田村前大臣も、国会で何度も質問されて、前回の財政検証に関して、百年間、ケースEのもとに安定的だというふうに言われています。

それに対して、資料一を見ていただきますと、これはこの間の予算委員会でも指摘したんですけども、二十六年の財政検証、一番下のコラムです。名目賃金上昇率をずっと見ていたと、二〇一四年一、二〇一五年二・五、二〇一六年二・五、一七年三・六、一八年三・七、一九年三・九、二〇年四・一、二一年二・五、二二年二・五、と賃金上昇率はかなり高いプラスの領域を見込んだ上で所得代替率五割を維持する、よって百年安定的になっているというふうに答弁されているんですね。

ところが一方で、デフレになるかもしれない、賃金が下がることもあるかもしれない、念のため

の転ばぬ先のつえだということで今回年金カット法案を出していらつしやる。一体どつちが、政府が、将来こういう世の中になるだろうかと考えている世の中なのかかわからないんです。

国民の皆様にしてみると、賃金が三、四%伸びる経済を前提に、百年安心ですよと政府から言われて、ああそうなのかなと思ひていると、いきなり突然、その二年後には、いや、ごめんなさい、賃金がマイナスになることもあるかもしれない、だから、そのときには年金をカットさせる、そういうふうな法案を通してくださいと。混乱するのは当たり前ですよ。

大臣にお尋ねしますけれども、この間の総理の答弁でも、これからリーマン・ショックみたいなこともあるかもしれないから、賃金がマイナスになることもあるかもしれない、よつて、それに対する転ばぬ先のつえという意味でこういうものを入れた、こういうふうにおつしやいました。そういうこととつてどのぐらゐ起きるんですか。よく起きるんですか、それとも起きないんですか。起きるときには、一時的に起こるんですか、それとも長く起きるんですか。

与党の皆さん、笑つていらつしやいますけれども、国民に言わせると死活問題ですよ。わかるわけないじゃないかなんてやじが飛びましたけれども、そんなことで年金をカットする法案を通されたらまかつたものじゃないですよ。

大臣、お答えください。賃金がマイナスになるということは、今後どのぐらゐの確度で起こるんですか。よく起こるんですか、余り起こらないんですか。起こるときには、一時的なんでしょうか、それとも長い期間起こるんですか。お答えください、担当大臣です。

○塩崎国務大臣 まず第一に、二十六年の財政検証における経済前提というのがありますが、もうこれは先生よく御存じのように、平成三十五年度までは、内閣府が行つた中長期の経済財政に関する試算に準拠して設定しております。今お示しをいただいた数字の比較的高い部分については、

その内閣府の試算でございます。

三十六年度以降は、内閣府試算を参考にしながら、経済、金融の専門家による検討を経て、中長期的な視点に立つて置かれている前提でございます。これは御案内のように、年金部会のもとに設置した専門委員会が客観的な議論を行って、この前提が、今非現実的という御批判があったようにお聞きをいたしましたけれども、必ずしもそれは当たらないと思っております。

大事なことは、先ほど大串委員もお認めのように、これは五年に一遍、百年先まで見通すという中で、特に所得代替率が五〇％を切らないかみたいなことをちゃんと確認しないといかぬという発想から、五年に一度の財政検証をやっているわけでございます。

基本的な経済政策は、何度も午前中申し上げたとおり、物価、賃金が両方健全な上昇を見るような経済政策をちゃんとやるということが一番大事なこと、アベノミクスはまさにそのために今必死でやっているわけでございます。

したがって、どういう頻度で、どの程度、どういう継続性を持ってと言われても、予測することはなかなか難しいのであつて、我々は、転ばぬ先のつえというのは、どういう頻度で、いつ起きるかということとはわからないままに、しかし何かあつてもいいようにしていこうと。

何があつてもというのは何かというと、これはまさに、平成二十一年の財政検証、そしてまた民主党政権下の一体改革の大綱、この中でも、先ほどお触れをいただいたデフレ経済下におけるマクロ経済スライドのあり方をどうしていくのかということ、やはり、所得代替率が上がつてしまつて、将来的に調整が長引いて、そして代替率が悪化をするということとを避けるということを図るために行うわけでございます。

したがって、私どもは、どういう頻度でとかいうようなことを予想しているわけではなくて、万が一のときはこういうルールをきちつとやることで年金の将来の受け取りが守られる、そのことを

大事にしなごう、みんなで分かち合つていける制度として、持続性を図るものとして今回また、これは民主党政権下の宿題だと申し上げているのは、さつきお触れをいただいた閣議決定の大綱に入っているデフレ下のルールをきちつとすること、年金をさらに安定的なものにしようという発想からでございます。

○大串(博)委員 この論点は極めて重要な論点で、すなわち、今、百年安定的に続く年金だという説明をずつと政府はしてこられたわけですね。それを担保する節目が五年ごとに来る。前回は二年前であつた。二年前も財政検証されて、ケースEという前提で、平成五十五年度には所得代替率五〇・六、これで安定するので、百年安定的に先を見通せますということとを政府として国民に約束されているわけですね。国民の皆さんは、そうかというふうに、多分、政府の皆さんは、それを聞いて安心してくださいたいということとをずつとおつしやつていらっしゃるんですね。

そのときの経済前提が、この資料の一の一番下に書いた経済前提なんですね。先ほど申しましたように、名目賃金上昇率が二％から三％、四％、二％、これはずつと続くという前提なんです。大臣もよく御存じのように、年金制度において、財政が安定するかどうか、賃金上昇率は根幹の数字です。物価は両様に働きます。物価が上がつても下がつても年金財政には両様に働きます。しかし、賃金上昇率は、これが上がれば上がるほど年金財政にはプラスに働くんです。だから、根幹の数字なんですね。

これを前提に、当時、田村大臣を初め政府から、私たちは、このケースEの状況であれば百年安心ですと、百年安心ですという言葉は使わないと言われましたので、百年間安定的に推移するということになっていきますというふうに言われました。その説明に対して、大臣、今提案していらっしゃる法律は、賃金がマイナスになることを前提とした法律ですよ。

国民にしてみると、一体どっちに行くのか。それは転ばぬ先のつえだということで、時々起こるかもしれないからそれに対して策をとりまうというふうに言われますけれども、そういうふうになるのと、普通の国民からすると、二年前にこの数字を前提に安心してくださいたいと言われました、賃金がずつと上がるという前提で安心してくださいたいと言われました、ところが、二年後のきようになつてみると、賃金が下がることになるかもしれないから、そのときには削らせてくださいたいと言われました。

普通の人であれば、では、それというのはどのくらい起こるんですか、たくさん起こることなんですか、少ししか起こらないんですか、必ず聞きますよ。これに関する説明がちゃんとできないまま、この法案は、国民に対して誠実な説明にはなりませんよ。

大臣、これは、さっきの逃げたような答弁じゃなくて、もう少しはっきり答弁できませんか。

○塩崎国務大臣 新規裁定と既裁定者に対する賃金・物価スライドのルールは、先生御案内のように、今回提起しているのは、何度も申し上げますが、けれども、物価がプラスで賃金はマイナスの場合には、既裁定者も新規裁定者もいづれもゼロということ、どっちにも行かないということをやつていました。それから、物価がマイナス、賃金もマイナスで、賃金が物価の下げ幅よりも大きいとき、そのときは物価の下げ幅で賃金を下げる形で新規裁定者について決めていたし、既裁定者は物価の下げ幅まで、こういうことでやつてきたわけで、これで代替率の上昇が起きてしまつて、将来の本来もらえる年金よりも代替率が下がつてしまつて、また期間も遅くなる。

先ほど、午前中の質問では、上がり幅は微々たるものときもあるという話がありましたが、微々たるものであつても本来あるべき水準には達していないわけでありまして、このことについて、やはりお互いの分かち合いがフェアに行われるようにルールにのつとていくべきで、このところはやはり賃金の動きに合わせていくという

ことが将来の年金を確保する、そのことにつながるということで、今回、先ほど来申し上げているように、民主党政権のときにも、デフレのもとで、何らかのことをやらなければいけないということにお気づきをいただいた宿題として残されていた、それに私どももなるの答えとして出しているわけですよ。

たしか、これは岡田副総理が、先ほどもちよつと答弁で言いましたけれども、デフレということは今後とも長いスパンをとれば起こり得るわけですから、マクロ経済スライドが発動できないというところではいけませんので、それはそれで何らかの改革が必要だということに思ひますということをしつかり御指摘いただいています。

さつき申し上げたように、何らかの改革というのは一体何を指すのか、これについてははっきりしないところで、我々、野党でありますし、彼らに聞いても、まだ聞いていませんが、一説には、名目下限を突破するという案も議論はされたというふうな聞いてるわけで、そうすると、私たちよりもつと厳しい案を御検討なさつたんだなというところに感服しながら、私も事務方からお話を聞いたところでございます。

いずれにしても、デフレがこれだけ予想以上に長続きをしまつて、年金の持続性に大きな影響を与える中で、どうやつたらこの制度が長もちして、みんなが分かち合い、助け合いの仕組みの中でお互いに納得がいく形になるのかということに私たちは思いをいたさなきゃいけないので、閣議決定をされた皆さん方の問題意識をしつかりと受けとめながら、今回の法律を未来への責任として出している、こういうことでございます。

○大串(博)委員 私たちが議論したのは、マクロ経済スライドのあり方なんです、デフレ下における。賃金スライドが物価スライド、そのことは一切考えていませんでしたよ。これは、私、担当政務官だったから言いますけれども、そこは間違えないように御理解ください。それで、もう一回言いますけれども、大臣、大

臣は、国民の皆さんに安心してくだされと二年前に言った立場に、田村さんと一緒にあられるんですね。それは、先ほど申しましたように、高い賃金上昇率が今後続くという前提で安心してくだされと言われているわけです。ところが、今回、賃金下がるかもしれないという前提でこういう法律を出されているわけですね。

それで、私は、政府の本音は別のところにあるんじゃないかなと思つています。資料の二枚目を見て下さい。

資料の二枚目、大臣、見ていただきますと、最近の賃金上昇率がどうなつていくか。最近だけじゃなくて、長い過去も含めた日本の賃金上昇率はどうなつていくかと思つてみると、御案内のように、このコラムの左側、これは、高度成長期も含めた日本のある意味より時代だったですね。賃金上昇率が非常に高い時期もありました。しかし、右側のコラムを見て下さい。昭和五十九年以降の現代、平成の初めぐらいにバブルがはじけて以降は、ずっと賃金上昇率は一%台あるいはゼロあるいはマイナスなんです。こういう時代に、ずっとこの二十数年入つていく。

この現状をもとに、私は、政府の皆さんは、この一枚目に書いたような、二年前の財政検証のときに前提にされたような、二%、三%、四%、こういうような高い賃金上昇率はなかなか望めないだろうということを皆さんはわかつていらつしやるんじゃないかと思うんです。

わかつていて、でも、財政検証のときには、国民の皆さんの目をくらまさないかならないから、あえて賃金上昇率の高い数字を並べて百年安心だと言ひ募り、過去の数字を見てみると、十年前の財政再計算、五年前の財政検証、田村さん、やじやなくても、ちよつとやかましいので、ちよつと静かにしてください。過去の財政検証を見ると、賃金上昇率の見直しは、ずっと上に上がつてきているんですね。デフレが続いているにもかかわらず、五年ごとに、賃金上昇率の見直しは毎回毎回上に樂觀的に上がつてきているん

です。

つまり、毎回毎回、賃金上昇率の見直しを樂觀的にすることで、ああ、今回も百年大丈夫です、ああ、今回も百年大丈夫ですと言つて、本当に必要な改革を先送りしている、現状に目を閉じさせているのが現在の政府のあり方だ。

将来の世代のことを考えて今回のことをやっているとおっしゃいますけれども、本当に将来のことを、将来世代のことを考えるのであれば、この財政検証、私は、うそと虚飾にまみれたようなこの財政検証を改めて、二枚目にあるような現在の賃金上昇率、この流れ、これを虚しく坦懐に受けとめて、本当に年金のあるべき姿はどういうふうにあるべきかというふうな真正面から問うのが、本当に将来世代のことを考えたときのあるべき姿だと思います。

そこで、大臣、考えると、今回のこの法案の年金カット部分が発動するのは平成三十三年度からですよ。まだ時間があります。年金財政検証は、もうすぐまたあります。二年後ですよ、二年後。二年後に、これは提案ですけれども、本当に賃金上昇率の見直し、前回見通したように、二%、三%、四%、二%、これでいいのかということも含めて、しっかりと検証し直して、その結果、今大臣が言われたように、いや、賃金がマイナスのこともあり得るという判断ならば、そういう見直しも加味して、賃金は伸びないんですよという見直しも加味していただいて、その上で、抜本的、包括的な年金のあり方を、こういうふうにしたらいよいよいいじゃないですか、どうですか、そのときに、この法案で考えられたことも含めて再検討されて、二年後の財政検証のときに、あわせて提案され直されたらどうですか。御提案です、どうでしょうか。

○塩崎国務大臣 大串委員とは長いおつき合ひをいただいて、大変いい人間関係だと思つておりますが、しかしながら、今の御提案は、私は、典型的な改革先送りだと思います。民進党の綱領に、「未来への責任 改革を先送

りしない」、こう書いてあります。ぜひ、そういうことで、果敢に、やはり将来を切り開く、そういう経済政策のもとで、社会保障についても安定したもの、にぜひ御一緒にしていただきたいなというふうな思つていて、確かに、失われた二十年間と言われるぐらいですから、賃金も物価も余り上がつてこなかったのは、今お配りをいただいたとおりであります。だからこそ、二十一年の財政検証で出てきた数字、まあ、すぐ我々は下野しましたが、民主党政権ができて、そこをしっかりと踏まえた上で、デフレ下における年金制度のあり方について、大綱を閣議決定までしていただいたわけであります。

そういうことでありまして、私どもとしては、何しろ強い経済をつくつて賃金も物価もプラスにしていくということが大事なのであつて、全力で取り組んでおりますし、足元、名目賃金は平成二十六年の春以降増加傾向でございますし、また実質賃金も昨年七月以降増加傾向にあつて、ことし二月以降、八月月連続でプラスというふうになつていくところでございます。

今、次期財政検証のときに議論をすればいいじゃないか、こういう御提案をいただきましたが、現役世代の賃金の低下に合わせた年金額の改定を行なかつたために、今の高齢者の所得代替率が上昇する一方で、将来の基礎年金の給付水準が下がってしまったということは、やはり、さつき申し上げたとおり、二十一年の財政検証で確認したとおりでありますし、それから、二十四年二月の、今の閣議決定された一体改革大綱でも認められていることであり、先ほど自民の方で引かれていたあの引用部分が記載をされて、問題意識をしっかりと押さえておられたわけでありまして、それで、二十六年の財政検証でも再確認されて、御安心くださいと言つたのは、将来、代替率が五〇%を切らないということを確認できたという意味で御安心をいただきたいということが主なメッセージだったというふうに思います。

二十六年八月から年金部会でずっと議論をして

きて、与党でも議論を重ねて、そして今回の法案になつたわけでございますので、もし延ばすということであれば、またこの二年間、言つてみれば無為にこのまゝいくということであれば、やはり私は無責任ではないかというふうに思いますので、ここはぜひ果敢に取り組んで、御一緒にこの案に御賛成をいただければありがたいなというふうに思ひます。

○大串(博)委員 ちよつと驚きましたね。自分が出された法案の重要な部分、年金カットの部分の法律が実際に動き出すのが平成三十三年度だから私は申し上げているんですよ。実際にこれがワークし出すのは三十三年度だから、その前に財政検証は来るから、改革先送りしようなんて一言も言っていないんですよ。三十三年度というのはわかつた上で言つていらっしゃるんです。

その前に、本当に改革をしようと思つたら、大臣、この財政検証のときに書かれている極めて樂觀的な賃金上昇率の見直し、これが将来世代の皆さんに大丈夫ですよという誤つたメッセージを送つてしまつていくのがゆゑに、逆に改革を先送つていないかということを虚しく坦懐に見詰めて、今こそ、では、二年後の財政検証のときに合わせて正直にやつていきましようということ、しかも、年金改革は難しいです。難しいですから、与野党でやりましよう、与野党で。

最後のページ、資料を見て下さい。

私たち、年金のあるべき像ということ、これは私、この間、予算委員会でも配らせていただきました。例えば、将来の数字のあり方に関しても、正直にいきましよう。これがあるからこそ、年金に関する信頼が生まれるんだと思います。逆に言うと、正直な経済前提を置かないと、大丈夫かな、信頼は生まれなかつたと思ふんですよ。さらには、長らく議論もありました最低保障機能、これを強化する、これはもう急務です、急務。さらには世代間の公平、将来の皆さんにツケを回さない。それから働き方に中立、世の中は変わつてきています、適用拡大の問題も含めて、働き方に中

立。そして安全な運用、GPIFの問題等々もあります。国民の皆さんに不安感もある。

こういったことも含めて、改革先送りじゃなく、まさにこの二年間、次の財政検証まで向けて一緒に与野党で議論しましょう。何も、三十三年度の時期をおくらせてくださいなんて言っていないんです。きちんと議論しましょう、正直に議論しましょう、それが本当に将来世代に対して考える責任ある立場じゃないか、一方的にこの年金カット法案だけ場当たり的に出されているのが、よほど将来世代に対して不誠実じゃないかと申し上げているんです。抜本改革、与野党でいきましょうよ。どうですか、大臣。

○塩崎国務大臣 今、「あるべき年金像」という資料をお配りいただきましたが、まさに今回我々が提案しているのはこのことでございまして、我々の答えはこれでありました。

先ほど申し上げたように、朝日、読売、毎日、日経、共同通信、皆この案に賛成をいただいております。問題を先送りするというのが全ての社説の論調でございます。

そういうことで正直に今の問題点に答えを出すということであり、また、最低保障機能を強化するという意味においても将来の世代の年金を確保する、これもそのとおりでありますし、世代間の公平もしかり、働き方に中立、これも適用拡大をと御提案を申し上げて、中小企業にも拡大をしていこうということであり、安全な運用についてはGPIFのガバナンスについてしっかりと提案をしているわけでありました。

全て、このあるべき年金像についての私どもとしての答えを御提示申し上げていますので、二年先まで先送ることなく、今はつきり、どうなるというところを見ることが実は国民にとっては大事な安心のもとになるわけでありまして、これまで次の財政検証までに何がどうなるのかわからないままに行くなんということはあり得ないというふうに思います。

○大串(博)委員 終わりますけれども、大臣の先

ほどの発言は、私の提案の中の一つ大事な、正直イコール信頼、この土台を大きく欠いているがゆえに将来世代を傷めている、このことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○丹羽委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

引き続き、年金の質問をしたいと思っております。

いろいろなことをこの間議論してまいりましたけれども、世代間の公平を図っていくというものは、これは別に与野党を超えて共通だと思えます。ただ、私は二つ問題があると思うので、冒頭申し上げたいと思います。

それは、前も申し上げましたけれども、我が国の賦課方式をベースとする年金制度は、一つのようなかんでの世代で分け合っていくのかということなんだと思います。

その中においてまず一つ目の問題は、制度が予定していた以上にいろいろな世代があると、制度が予定していた以上にもらえない人が出てきて、この辺のバランスをとりますよということ、で今回の法案の提案もあるんだと思います。そのときの問題は、一体どれぐらいのようかんが削られて、ではその分、どれぐらいの次の世代が食べられるようかんがふえるのかという具体的な、特に年金額に落とし込んできたインパクトの分析がないので、もう少し試算をきちんと出してやってほしいというのが一点なんです。

なぜかという、年金財政はこれで均衡するかもしれない。しかし、その結果、年金の額が生活を支えるに足る額に満たない、あるいは満たないような人たちの比率がふえた場合には社会全体に対する影響が大いなので、やはり制度を変えていく。少なくともこれは年金の給付を抑制する法案であることは間違いありませんから、その意味では、そういった影響を受ける方に対してきちんと、それこそ誠実に示していくことが大事だということ、我々は資料が余りありませんから、過去に適用したかどうかということ、我々なりの試算を出してきて、それについて政府からのある種の反論、再反論をしてきたということが一つですね。ですから、具体的な、どのような金額ベースのインパクトがあるのか必ずしも明白じゃない。

総理も本会議では、ケースEに基づけば常に賃金上昇、物価上昇しますから、発動されることはないんですよ。ないんですね。ないから試算ができませんというのはいくらもありませんが、ただ、万が一に備えて用意するということであれば、その万が一のケースをオプション試算のよう形で示して、やはりこういう場合にはこういう影響がありますよということを示すのが、私はまづ誠実な姿なんだと思います。

二つ目は、これも前回指摘をしましたが、どの世代でどれだけようかんを切り分けて食べるのか、それがよくわからないということに加えて、そもそも、みんなで分け合うようかんの総体積が予定した分本当にあるのかないのか、このことが実は私の問題意識の一番の根源であります。

これは、民主時代から非常に悩んできた部分の一つでありまして、ちよつと先に行きますけれども、資料四を見ていただければ、あえてこれは非常に簡略化してようかんを描きましたけれども、年金というようかんは三つの原材料でできています。一つは、基礎年金部分に半分入っている税金ですね、国庫負担分、これが一番下に描いてあって、あとはGPIFの運用の利回りを取り崩しの分、これが二つ目の原材料。一番大きい原材料の三つ目が、まさに賃金に連動して決まる保険料収入ですね。このことが、将来の分も含めた、どれだけ賃金上昇に伴って保険料が入ってくるのか、これが、ある種みんなで分け合うべき年金ようかんの総体積を決めているんだということなんだと思います。

この体積を決めるのに、五年ごとの財政検証の中で、では、その原材料のもとになる、例えば保険料のもとになる賃金。では、賃金上昇はどれだけあるのか、賃金上昇のもとになる経済成長はどのようなのか、経済成長のもとになる生産性の向上、とりわけトータル・ファクター・プロダクティビティ、TFPという指標がどうなるのかということ、で分析をして、まあまあ将来これぐらいのようかんがみんな食べられるかなというところがこの間の財政検証、そして年金の問題を考えたときの非常に重要なまず基盤だったと私は思います。

繰り返になりますけれども、どの世代でどれだけようかんが具体的に食べられるのかどうか、そもそもみんなで食べ合うようかんの総体積が一体幾らあるのか、このことについて確信が持たないので、多分いろいろな方向からいろいろな議論が出てきているんだというふうに思います。

そこで伺います。

まず、前回のちよつとおさらいになりますけれども、我々、過去十年に適用したときに、結構正直インパクトがあるなと思ったのが、一番最初に井坂委員が示した五・二％の減少の試算でありました。これに対して、政府は三％の減少ですというところ、いろいろなやりとりがあったんですけど、私が前回、塩崎大臣とやらせていただいた、非常にこれは明確になつてよかったなと思うのは、基本的な考え方は政府の三％の試算も我々の五・二％の試算も実は全く同じだということがわかったのは非常に成果でありました。

そこで伺います。

三％と我々の五・二％減、具体的な額に直すと、国民年金でいうと年間四万円ぐらい、厚生年金でいうと十四万円ぐらいのインパクトのある我々の五・二％の計算と政府のおっしゃる三％の違いは、いわゆる保険料がこの間、過去十年上昇してきたことに伴う可処分所得の減少を加味するかしないのか、このことだけが違いたということ、でよろしいですか。確認したいと思えます。

○塩崎国務大臣 今回の試算は、民進党のお求めに応じて、仮に今回の額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施されていた場合の仮定の試算

だということでございます。

繰り返し答弁をいたしましたけれども、そもそも、民主党政権時代も含めて、平成二十六年までは本来よりも高い特例水準の年金額が支給されていた。これが解消されない限り、仮に今回の改定ルール見直しが実施されたとしても年金額が減ることはない。その上で、機械的な仮定を置いて計算したものが、政府としてお示しをした試算結果でございます。

今回の額改定ルールの見直しは平成三十三年度から施行されるものでございますので、その際には、今御指摘をいただいた可処分所得割合の減少分、これは年〇・二%減ということでありまして、この影響は生じないことから、この影響を織り込まないことが適当であるということで、結果、井坂議員が示された試算結果と二%の差が生じているということでございます。

○玉木委員 では、それ以外にはないという理解でよろしいですね。

そこで、一つだけ、これも再度確認なんです。過去十年のうち、我々の計算だと六回、新ルールが適用されるんですね。これはこの前答弁もいただきました。政府は五回ですね。平成二十八年度は〇・二のかさ上げがありますから、旧ルールでも適用可能だということになるので、我々は六回、政府は五回ということになりました。

その中で、平成二十一年度は、我々の計算も政府の計算も新ルールが適用されない年でありまして。その年も、〇・二%プラスで過去十年間に当てはめた場合の計算をしているんですが、新ルールが適用されない二十一年度になぜプラス〇・二の数字を当てはめるのか、お答えください。

○橋本副大臣 先ほど大臣から、可処分所得変化率について、含まない方が適当だということで御答弁を申し上げました。

その可処分所得変化率については、結局、年金の改定を考えるときに、まず賃金と物価の変化率を見て、その丈比べをして、それからマクロ経済

スライドという決め方をします。

その丈比べをするときに、マイナス〇・二%を賃金の方から割り引くということになっておりまして、それが、それは、毎年それをやってきたわけですね。それが、平成三十三年度の、今回御提案をしている新ルールが導入をされた、施行された後にはないわけですから、常にないものとして考えた方がよからうという考え方に立つて、要するに、新ルールがこのときに適用されたらという前提ですが、けれども、そのときに新ルールになるのか、別のルール、今あるルールが適用になるのかということを含めて、少なくとも可処分所得変化率を見るということとは不適当であろう。要するに、タイミング的に違うので、そういうふうなことを考えているということでは御理解いただければと思います。

○玉木委員 平成二十一年度には、政府も、明確に可処分所得の減少を加味して計算をしていますが、過去にさかのぼって仮に適用したとすることというのを求めた以上、そこはやはり〇・二%の可処分所得の減は入れて計算するのが、もし仮に過去に当てはめられたとしたらということでは、私はより正確な数字だと思えます。ここは最後まで見解が分かれると思いますが。

ただ、確認したかったのは、我々が計算したやり方も、これはあながち間違っていないし、私が言いたいのは、冒頭申し上げたように、やはり、今回、結構インパクトのある改正なんだなというところが、これは正直申し上げて、私自身もちよつと驚きました。

それで、万が一と言いますね。万が一というのは、文字どおり読むと一回に一回だと思えますが、過去十年を振り返ったときに六回適用されているのは、一万分の一よりは確率がかなり高いかなと。しかも、それがかなりインパクトがある年金の減少につながるのであれば、このルールが適用されたとしたらどのような影響があるのか、これはプラス、マイナス両方ですけれども、やはりきちんとお示しをするべきだということを申し上げたいと思います。

げたいと思います。

その上で、過去についてはこうしてお示しをいただいたので、我々も検証はできました。なので、もう一つお願いしたいのは、将来、皆さんは、七%、その分増加するというところをおっしゃっているんですが、そのバックデータと計算の式とか根拠を示していたらいいと我々も検証ができないので、これはいい議論をしたいと思っています。それから、それは、バックデータと計算式、これを委員会に提出していただくように、委員長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○高島委員長代理 後ほど理事会で協議いたします。

○玉木委員 それで、もう一つ、先ほど大串委員が言っていました。自民党さんが反論のペーパーをつくられていて、私も読んでみたんですが、まあ、ちよつと都合のいいことだけ書いているなという感じは正直しましたけれども。

一つだけ、これも先ほど大串委員が問いの十で言っていましたけれども、私は、この括弧の中の、これは二ページ目かな、問いの二のところ、民主党政権の年金制度案(注二)、(注三)って何だろうなと思ったら、「平成二十四年二月十日に民主党「社会保障と税の一体改革調査会」に提出された新制度案」においても、年金額改定ルールは賃金への連動を基本としており、物価と関係なく、賃金が下がった際には、年金額も下がります。」と書いていますが、「物価と関係なく、賃金が下がった際には、年金額も下がります。」なんて記述は、どこにあるんでしょうか。

○塩崎国務大臣 ぜひ自民党に聞いてください。

○玉木委員 こういう記述は一切ないので、塩崎大臣も自民党所属の議員だと思えますので、ちよつとここは直していた方が建設的な議論につながるかなと。年金制度で、こういう、あんたが言った、私が言ったみたいな話は余り生産的じゃないなと思いますので、ちよつとここは修正、削除をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの話の続きに行きますけれども、きよう井坂委員が資料で、何かパネルを出しちゃだめと。資料で、所得代替率で三割、将来世代の年金が三割減るといふようなことを出したら、どうも、パネルは出しちゃだめだ。何か、テレビに映るからだめだといふふうに私は伺ったんですが、所得代替率が三割下がるのは、これは間違いないですね。ただ、賃金上昇を伴うので、年金額自体が単純に三割下がるわけじゃないので、だから、ちよつとこういう数字はどうかというのが……(発言する者あり)いやいや、与党が大きくなずいていただいていますけれども。

そういう考えもわかりますよ。ただ、あらゆる試算は全て、どういう前提を置くかによつて決まるので、政府は政府、与党は与党、我々は我々の一つの前提を置いて計算したものを、何か、これはテレビに映しちゃだめだといふのは、ちよつと言論の府としてはいかがなものかと思うんです。

私、これは一定程度、所得代替率が三割下がったときに年金額は三割下がらないだろうというのは、そうかなとも思うんですが、ただ、賃金上昇が例えば二〇四〇、二十年なかったとしたら、所得代替率が三割カットということは、その実額としての年金額も三割カットになりますよね。それはそうですよ。それで、過去二十年間、どれぐらいの賃金が、これは物価で割り戻していますからね。賃金との関係でいうと、賃金が二十年間ほとんど変わらないなんていうのは、アベノミクスががががうまくいったらあり得ないだろうと思うという、まあ、そういう答えなんではないでしょうか。

これは厚生労働省の毎月勤労統計で出してもらったんですが、私もちよつとびっくりしましたけれども、平成元年の男子の現金給与総額、三十九万六千円です。昨年、平成二十七年の同じ男子の現金給与総額が四十一万一千円。二十六年間たつて三十九万六千円から四十一万一千円です。四拾

五入すると、ともに四十万ということなので、ある種、二十年間あるいは四半世紀、賃金の水準、よくAケース、Bケース、Cケースとか出すときの、賃金に対してどれだけ年金があるかというところの、ピンク色でよく書きますけれども、賃金が、高さが変わらないで二十年、三十年推移することは結構あり得るんだと。少なくとも過去の実績からするとそういうこともあり得るので、井坂委員が示した、所得代替率が三割落ちる、年金額も同じだけ落ちるようなのはおかしいじゃないかと言うのもおかしいと私は思うので、やはりこういう議論は、もう少しさまざまな前提を置きながら建設的な議論を私はしたいと思っています。(発言する者あり)

田村委員、ちよつと静かにしてただけませんか。理事なので、お願いします。私は建設的な議論をしているつもりなんです。(発言する者あり)いや、叫んでないですけども、つぶやいていますよ、田村議員。私、そんなに、別に声を荒立てて議論しているわけではありせんし、建設的議論をしようとしているのに、与党の筆頭理事がずつとやじを飛ばされているのは、私はやめていただきたいと思えます、本当に。お願いをいたします。良識にお任せをいたします。

前提がそれぞれさまざまになるので、あえて私は政府の数字を使って質問をしたいと思うんですね。

冒頭申し上げたように、私の問題意識は、ようかん、の総体積が、ちよつと膨らませ過ぎているんじゃないのかということです。ですから、そこでマクロスライドを適用していつて、将来の年金受給者、今例えは二十代の方、こういつた方々が年金受給をされるような四十年後とかになったときに、その額が、つまり、所得代替率五〇%とかというような額が、一体いかなる額で、それが生活を支えるに足り得る額なのかどうかを知りたいんです。国民もそうなんだと思うんです。所得代替率五〇%とか四五とか四五とか言われても、それが結局幾らなのということがわからないので、私

は、結構、これはリアルな議論がなかなかしにくいんだと思う。

これはもう一回、ちよつと整理で、資料五を見てください。

二〇一四年、平成二十六年度の財政検証のときの、いわゆるケースAからケースHということです。ずらずらと書いていますが、大きく二つに分かれて、二〇二三年までは、内閣府がつくっている経済成長モデルと、ノーマルという参考ケースという、この二つのケースで行って、そこからまたさらに幾つか枝分かれして、全部で、A、B、C、D、E、F、G、Hと八つのケースに分かれるということですね。一番大きい差は、ここにもある生産性の向上で幾つかのパターンに分けてい

るんですね。

今政府が使っているEケースというのは、参考ケースのところをずつと行って、ずつと一%ぐらいの生産性の向上だということをやっているんですが、塩崎大臣、ここ直近十年間の生産性の向上、TFPというのはどれぐらいだか御存じですか。わかりませんか。時間がかかるので申し上げますが、平均すると〇・六八です。なので、〇・七ぐらいかなということという、ケースGに非常に近いんですね。過去十年間のTFP。そうすると、政府はケースEを使っていますけれども、私はあえてケースGでちよつと質問をこれからしたいと思うんですが、資料の七を見ていただけたらいいですか。これがケースGです。

直近十年間ぐらいの経済成長、生産性の向上を前提に、でも、これは左のところにちよつとパターンを書いていますが、結構いい前提なんですよ。物価上昇が〇・九で一%ぐらいあつて、実質の賃金上昇が一・〇、名目で一・九ぐらいですね、二%近い賃金上昇。運用利回りも二・二となつていますが、対物価ですから、名目でいうと三・一ぐらいの成長。実質の経済成長がマイナス〇・二ですけれども、物価が〇・九ですから、名目〇・七ぐらいの成長。かなりいい感じにな

んですよ。というか、今に結構近いが、今よりちよつといくらぐらいの感じですかね、ここ数年の。ですから、このケースGというのはかなり、私、ケースEよりも現実的だと思えます。現実的だと思えます。

そこで質問なんです、今二十三歳の若者が六十五歳になる四十二年後、二〇五八年ですね、まさに我々は若者世代の年金の受給を考えなければいけませんから、社会に出て働き始めたような二十三歳のケースを考えましょう。今二十三歳の若者が六十五歳になるころ、二〇五八年に、ケースGにおいては、年金財政をこの時点で均衡させることができるか書いていますね。二〇五八年、平成七十年度ですね。このときの所得代替率は四二%、今が六二・七なので、今に比べて、所得代替率でいうと三三%下落をします。先ほど井坂委員が言った約三割、これも比較的、Gのケースも年金財政が均衡するところまで所得代替率を下げた場合には大体三割強下がるということですね。

問題は、ここからがお互い分かれたところなんです。所得代替率が約三割下がるのは、お互い、まあ、あ、そうかな。厚生労働省の資料にもあるからね。ただ、その実績において、減らないだろう、同じぐらいだろうと言っていたんですが、ここには政府も出していた、いっている実績があるの、あえて質問をいたします。

この表を見ると、二〇一四年の国民年金は夫婦二人で十二万八千円。一人当たりなら六万四千円ですね。これは満額です。今実際に、現に受け取っている人はもう五万円ぐらいで、これより少ないですけども、一応満額もらったということでもやりましょ。六万四千円が、年金財政が均衡するケースGの場合において、二〇五八年、繰り返して見ますが、今二十三歳の若者が六十五歳になって年金の受給を行うようなときには十萬四千円、一人当たり直すと五万二千円になる。約二割減少する。この数字は正しいですか。〇塩崎国務大臣 今の数字が正しいかどうかとい

うことですが、これはこちらからお示しをしている数字でございますので、そのとおりですが、そもそも、そのために、別にケースEで決まっているわけではなくて、八通りのケースをお示しているということでございます。同時に、それには条件が幾つかついていて、

特にいつ書きついているのは、将来の経済状況の仮定の中で、今御指摘のTFP、全要素生産性の伸びによって場合分けをしていますが、もう一つ場合分けをしているのがあつて、それは労働力率でありまして、ケースEまでは労働市場への参加が進むケース、そしてケースF、G、Hは労働市場への参加が進まないケース。つまり、女性あるいは高齢者、そういった方々の労働力率が高まっていく場合と高まらない場合というふうにも分けているわけでございます。

我々としては、こういう八つのケースを示すことによつて、できる限り、より望ましいパターンに持つていくための経済運営、そして、今特に安倍内閣で力を入れている働き方改革、つまり労働力率をどう高めていくかということを含めたもの、こういったことをしっかりとやっていかないと、いけないわけで、我々は常に、先ほど申し上げたように、二十六年の財政検証でも、御安心くださいというの、主に、代替率が五〇%を切るということがないということが確認できたということ、一番の皆様方にお伝えをしたいということ、これは五年に一遍のローリングで見直していくわけでありまして、そのときそのときに、当然、改めて推計をし直して、百年程度の安定的な運営というものができるようにしていくというのが我々の責務だということに思っています。

〇玉木委員 合っているんですね、これ。私、ちよつとここは、我々各党のときもなかなか、与党になるといふか政府になると、やはり今の現状を追認的にどの政権もやらざるを得ないのは、我々も経験したからよくわかります。ただ、私も、やはりそうはいっても、これは本当に大丈夫なのかなと思うのは、所得代替率五〇

%が達成できませんでしたから安心してくださいではなくて、所得代替率五〇%を達成できる経済前提を選んでいくんですよ。

例えば、一つ言います。ケースEのケースですね。これはさつきよつと言ひ間違えましてけれども、ケースEは、足元、オリンピックが終わって二年後、三年後くらいまでは、内閣府の試算である経済再生ケースをぐつと行つて一・八ぐらいまで上がつて、そこからちよつと、一・〇ぐらいに長期に落ちついていくというケースです。

資料六を見てください。これも、前もお示ししましたが、TFPが、生産性の向上が、内閣府が試算する経済再生ケースの場合はどのようなパスをたどるのかということプロットしてみました。赤い線が経済再生ケース、青い線が、二〇一六年以降は、三角のところは参考ケースの試算ですね。左側は全部実績です。

これを見ていただいたらわかるんですが、ケースEの前提になっている生産性の向上は、この赤のところ、もう倒れそうになるぐらいグラフが持ち上がっています。こんなのはどう考えても私は非現実的だと思ふんです。しかし、安心してくださいと言っているケースEは、まさにこのような生産性の向上を前提に置かないと達成できないケースなんです。これをもちつと、長期なので保守的に、コンサーバティブに現実的な前提の中で出していつて、つまり、さつきお示しした資料の四のようかんをちよつと見ていただきたいんです、もう一回。

三つの原材料で成り立っていますという話をしましたが、税と年金の積み立てのところは、実は余り変わらないんですね。やはり経済前提、つまり賃金の上昇によって保険料という原材料の量は随分変わるわけです。

いずれにせよ、マクロ経済スライドを入れたら、今回の賃金スライドの徹底を入れると、右と左の収入、財源と給付は、ある意味では均衡していきまふ。これは我々にとつてみんな、やはり年金財政は均衡しなきゃいけない。

ただ、均衡の度合いです。これぐらいようかんがたふさん、大きなようかん分けて合つたら、その均衡したときのようかんの一切は生活を支える一切れかもしれない。ただ、経済成長が思つたより成り立たないときには、この右側の方の均衡の姿になつてしまつていて、分け与えられたようかんが、そのようかんでは生活が成り立たないという可能性があるのではないんですか。だから試算をきちんと出して、これは長妻委員も質問しました、生活に必要な基礎的消費支出、高齢世帯の基礎的消費支出との関係で、それをおおむね賄うような状況が保てるのか保てないのか。あるいは、生活保護の水準と比べて、過大にどうか。過剰に少なくなり過ぎていて、相対的に生活保護が有利になつて、みんなそちらに流れ込むようなことにならないのかということ心配しているわけでありまふ。

ケースGに戻ります。

もう一度、資料の七を見ていただきたいんですが、先ほどお認めになりましたケースG、過去十年間ぐらいの成長率と同じぐらいの生産性の向上があつた場合、ケースGと政府がお示ししているものでは、今の二十三歳の若者が六十五歳になるころの基礎年金額というものは月々五万二千円、今から比べると一万二千円も減るということなんですけれども、この五万二千円で、大臣、これは平成二十八年十一月二日に年金局年金課からのクレジットの資料によると、高齢世帯の基礎的消費支出というのは、単身世帯で七万七千円かかることとされているんですね。これは厚生労働省の資料です。

七万七千円、高齢の単身者が生きていくときに必要なときに、実績で五万七千円まで。これは物価でちゃんと割戻した額で、二十六年の物価で割戻して、二十六年水準でいつたときの五万七千円というのは、この二十七年として七万七千円必要になつたこの額から比べると少ないんですけれども、現在二十三歳の若者が六十五歳になつたときの生活をこれで賄ひ切れますか。

〇塩崎国務大臣 何度も申し上げているように、これはケースEを示しているわけで、そのケースを見ながら百年を展望してどうするかということを決めて、今回お出ししている法律もそういう意味で出しているわけですね、将来の年金を確保するために。つまり、今、もし仮に賃金が下がつても今の年金額を下げないということになれば、将来年金をもらう人の財源を今先に使つちゃうということになるということでありまふ。

今お示しをいただいたこの資料七、これを見ますと、平成五十年度に五〇・〇%という所得代替率になるようになっていまふ。法律は、もう先生御存じのように、国民年金法に、仮に、五年に一度の財政検証の結果、次の財政検証までの間に所得代替率が五〇%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる調整の終了や給付と負担のあり方について検討を行つて、必要な措置を講ずることを法律が定めてあります。したがつて、今、それを通り越して四二二というのになつていけるか、こういうお話でありました。

そういうふうになる前にどうするか。つまり、保険料を、一八・三をやめてぼんと上げるか、あるいは給付を減らすのか、そういったことを含めて、マクロ経済スライドの調整を、もう終わっているはずでございまふから、またやるのかとか、いろいろなことをごさいますから、またやるのかとか、これは責任を持つて将来を見通すというところを、五年に一遍やり直すというのはそういうところに意味があるわけで、今、六〇%を超えている代替率ですから、次、五年にどうのこのうという話は全くありませんけれども、仮にそういうところがある場合には、法律にはそのように書いてあつて、そういうことにならないようにどうするかというのが政権の大きな責任だということ、今、アベノミクスもそこに力を入れて、賃金と物価が健全な形で上がつていくようにしていくことが年金にとつてもプラスだということだったと思ひます。

〇玉木委員 改革派の塩崎大臣らしくない答弁ですね。将来がもしこういうふうになつていたら、今の法律上は、次の年金の再計算、今言つた財政検証のときに下回る場合には改革を講じるということになつていまふ。ただ、私は、それは先送りだと思ふんですね。

過去十年間の生産性の向上とほぼ同じようなケースGのパターンにおいて、今二十三歳の人が六十五歳になつたときには生活を支えられないような額になることがもう今の時点で見えているのであれば、私は、早目に対策を、まさに抜本対策を打つのが政治の責任、それを与党と野党でちゃんと議論していくのが政治の役割だし、社会保障を考えていくときの王道だと私は考えるんですけれども、大臣には御理解いただけないかなと、残念だと思つております。

もう一つ、ケースのHをちよつと見てください。これは余り世の中にも知られていないので、与党の先生方は御存じの方は多いかもしれませんが、実は、さつき、ずつと私がこだわっている生産性の向上、TFPなんです、これは申し上げまふ。二〇一二年、安倍政権ができてからのTFPの上昇率、これは内閣府からもらいまふ。二〇一二年〇・九、二〇一三年〇・七、二〇一四年〇・四、二〇一五年〇・三。ずつと減り続けているんです。これは、いろいろな理由が考えられるでしょう。金融緩和し過ぎていて、社会全体の生産性が高まつていないということかもしれまふ。新陳代謝が進まないということかもしれまふが、実は落ちていまふんですね。

そうすると、実はケースGでもまだ甘くて、このケースH、〇・五、これでも、現在もつと下になつていまふから、ケースHにした場合にどうなるかというところ、これは若干衝撃的なんですが、今度、現在二十六歳の若者が六十五歳になる三十九年後の二〇五五年、何と、国民年金のところで積立金が枯渇をします。その後は、積立金がないので完全賦課方式になつて、税金と保険料、だけで

回っていて、所得代替率は三五%から三七%程度になるんですよ。アベノミクスが始まってぐら
いからの生産性の向上が仮に続くとしたら、何
と、百年安心とあんなにうたっていたのに、あと
三十九年間で積立金が枯渇すると政府が出してい
るんです、ケースH。

ケースHが極めてあり得ない前提かと思つた
ら、今に一番近いんじゃないですか、これは。も
ちろん、いろいろな政策を講じてやっていくとい
うことはいろいろおっしゃいますが、今に一番近
いケースHで、何と、百年間ずっと積み立てを取
り崩して、最後の一年に一回分払いを残すとい
うの百年安心プラン、今のような経済状態だと、
少なくとも、今二十六歳の若者が六十五歳にな
る三十九年後には、積立金がなくなり完全な賦課方
式に移行すると書いていますが、これは大臣、事
実でしょうか。

○塩崎国務大臣 さつきから申し上げていると
おり、いろいろなケースをお示しして、正しき道
を行こう、よりよい道を行こうということでお示
しをしているわけで、今のケースHというのは、最
もTFPが低い場合のケースということでありま
す。

先ほど、改革派にしては遅いじゃないか、こ
ういふふうに言われましたが、法律にそう書いてあ
ると言っているもので、どうするかというのは別
でありまして、よもやこの五年先に明らかに五〇
を切るぞというところまでほったらかしておくと
うな政権は、私も安倍内閣は少なくともやらな
いわけでありまして。

もともと、今はそんな状態ではないので、それ
よりも今やるべきことは、今回お出しをしている
賃金スライドの新たなルールを含めて、さまざま
なことをお出しして、これは大串委員がお示しを
いただいた基本的な考え方にのっとった提案を私
たちはしているわけでありまして。

したがって、このケースHになるようなこと
には絶対にならないようにというのが政権に課
せられた使命でありますから、それを早目早目に

やる。そういう意味で、次の財政検証まで賃金
下がったときのルールの改定を先送るだのような
国民に対して無責任なことは、私たちはいたしま
せん。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○玉木委員 余り正面からお答えいただいてい
ないんですが、いずれにしても、私は、このケー
スG、ケースHというのは、これから注意深く、こ
れはむしろフォーローしていくべきケースではな
いかなと思っているんです。

実際、ケースHであっても、実は物価以上に賃
金が上昇することになっていきます。このケー
スが、いざ、実は年金財政は安定しません。私は、
Hでさえ、現状から比べるとかなり楽観的ではな
いかなと思うぐらいの要は前提だと思えますよ。
実際、見てください、過去のケースと比べて。そ
の場合には、何と今から四十年後には積立金が枯
渇してしまうということが、これは政府の一つの
数字として出ているということは、重く受けとめ
るべきだと思えますね。

そこで伺います。

私は、高所得な高齢者については、ある程度、
少し将来世代のことを考えて年金給付を抑制して
いくということも、これはよくわかります。た
だ、問題は、先ほどから何度も申し上げているよ
うに、今でもかなり生活するぎりぎりの中で年金
で暮らしておられるような方々に対しては、きめ
細かな手当てが必要だし、むしろ将来世代の方
が、先ほど申し上げたように、ある経済前提とい
うか、最近のような経済前提のもとでは、むし
ろ、所得代替率もそうですけれども、実額として
もかなり減ってしまつて、それが生活を支えるに
足る基礎的消費支出を賄えないというような額に
なる可能性が、政府の試算からも出ているわけ
ですね。

そこで伺います。

現時点において、そして、これは政府ケースE
でも結構です、年金財政が調整が終わったときで
結構なんです、生活保護の水準と比べて、生活

保護以下の水準の年金しかもらっていない方が一
体幾らいて、総年金受給者のうち、その方は今幾
らぐらいいらつしやつて、それは過去、十年前と
比べてどのようになつてきて、そして例えば、そ
れぞれのケースでいいですけども、調整が終
わったときにはそれがどれくらいまでに広がるの
か広がりはないのか、その数字をお示しいただけ
ますか。これは通告しています。

○塩崎国務大臣 これは長妻委員からも御指摘が
数々これまでもあつて、私も、いろいろきめ細か
く見ていくことは大事だということも長妻委員に
もお答え申し上げているわけでありまして、生活
保護の適用に当たりましては、その利用し得る資
産、能力その他、あらゆるものを活用するという
ことが前提になつていくわけですね。つまり、資産
をどういふふうに見るかとか、いろいろな難しい
問題もあるわけですが、既存の統計データのみ
で、保有する資産の評価額とか、あるいは親族か
らの扶養や稼働能力の有無などが把握できていな
いことから、生活保護基準未満の低所得世帯の推
計には一定の限界があるという問題点もあるとい
うふうに認識をしております。

過去に生活保護基準未満の低所得世帯数につ
いて推計を行った際も、二種類のデータに基づく推
計、これは長妻厚労大臣時代におやりになつたと
聞いておりますが、結果に大きな違いが生ずるな
ど、正確さに問題、疑問がある結果となつたこと
を踏まえまして、生活保護基準未満の年金受給世
帯の数を正確に示すことは、そう簡単なことでは
ないと思っております。

しかし、そういう中でいろいろ、今手だては、
福祉的給付などなど社会保障全体で低所得者を支
えるということをやっているわけでありまして、
同時に、きょうも長妻委員からお話がありました
が、低所得の高齢者の生活状況、あるいは国民生
活基礎調査や被保護者の調査などの統計データの
活用によつて、私からも申し上げたように、立
体的に見ていく、多角的な実態把握はやはり必要だ
ろうというふうに思います。

したがって、世帯にしても、単身の場合でも、
いろいろなケースをよく見ていくということが大
事でございますので、どこまでできるのか、検討
してみたいというふうに思います。

○玉木委員 大臣、ぜひ検討してみてください。
やはりこれは、ケース、きょうはGとHを示しま
したけれども、今の現在価値でいっても二割も年
金が減る将来世代が出てくるということは、大
きな生活へのインパクトがあると思いますから、特
に生活保護との関係で、生活保護未満の人が相
対的にふえるのであれば、これはやはりみんな生活
保護に行こうと。あるいはもつとと言うと、だつ
たら生活保護でいいじゃないかという若者がふえ
てもいけない、年金制度に対する信頼性を維持し
なければいけないという観点からも、やはりこ
ういったきちんとした分析をして、必要であれば、
私は、申し上げているように、高額年金受給者に
対して入っているような基礎年金部分の税財源は
低所得者に回すような、これは本当に抜本改革に
なりますけれども、こういうことを与野党で
しつかりやりながら、本当に安心できる、信頼で
きる年金制度をつくっていくのが責任だといふ
ふうに思っております。

今のままでは、将来世代年金確立法ではな
く、単なる年金財政健全性確立法になつてしま
つて、生活を支える将来世代の年金確立法にはな
っていない、ならない可能性が高いということを指
摘申し上げまして、質問を終わりたいと思いま
す。

ありがとうございます。
○丹羽委員長 次に、初鹿明博君。
○初鹿委員 初鹿明博君。
民進党最後のバツターになりました。もう大臣
もお疲れのようですが、どうぞよろしく願ひ
いたします。

最後なので、今まで玉木議員や長妻議員、また
大串議員が質問したこと疑問に思つたことや、
また不十分だったことなども含めながら、少し質

問いていきたいと思ひます。

その前に、委員長に一言申し上げさせていたゞきたいんですけれども、この間、ずっとこの委員会は職権で立てられ続けていて、十分に与野党の間での議論がまともでない中で委員会が開かれていくということは、非常に私は遺憾に思つております。

そして、我々は年金カット法案と言つておりますけれども、この年金の法案、マクロ経済スライドや賃金スライドの部分だけではなくて、例えば厚生年金の適用拡大の問題、これは非常に重要な課題であるんですよ。政府も、これでみんな、五百人以下の企業で働いていても厚生年金に入れると言ふ。まあ、それは事実なんですけれども、では実際にその人たちが全員入れるかというと、労使の合意がなければ難しかったりとか、そういうことがあると、私は入れるんだと思つても、意外と入れない人が多くなつたりということ、必ずしも期待をしているとおりにはいかないんじゃないか、そういう課題があるわけです。

また、GPIFの問題についても、運用のあり方をどう考えていくとか、また、経営委員会が指名した監査委員が監査をするということが、果たして適正な監査が行えるのかどうか。また、今回は見送られておりますけれども、検討事項の中にインハウス運用やオルタナティブ投資のようなリスクの高い投資のことも言及がされているというように、非常に問題点が多いわけです。

また、我々がかねてから言つてきておりますけれども、年金宿舍の問題。今回、やつと国庫に返納できるようになっておりますが、この条文等、また政府が出している資料を見ますと、入居者がいて、今後、必要があるようなところで耐用年数を超えるようなところはこれから使つていくような書き方をしております。それは建てかえを考へているのか、または新規でつくるうとしてゐるのか、そういうこともにおわせているような書き方になっておりまして、非常に、まだまだ議論しなければならぬと思ふんです。

それぞれ違う事柄なので、やはりそれぞれ切り分けて、きちんと時間をとつて、本当は、大抵、年金の賃入ラの問題、厚生年金の適用拡大の問題、GPIFの問題、年金宿舍の問題、大きく四つあると思ふんですが、それぞれ一日ずつ審議をするぐらい丁寧によつてもいい内容の法案なんです、ボリリュームが多くて。

そして、国民も、年金制度については非常に関心が高いです。地元の会合などを回つていると、やはり皆さん、TPPJやなくて年金のことを言います。私は東京ですからね。私は東京なので、都市部なので、年金のことをやはり皆さん気にして、年金、下げられるんだつてということをやられます。

ですから、ぜひ、拙速な審議をするのではなくて、きちんと審議時間をとつて、もう審議に入る前から出口をおわすようなことはやめていただきたいと思ひますので、委員長、慎重な審議をお願いいたします。

○丹羽委員長 初鹿委員に申し上げます。

私自身はまだ出口をおわすような発言はいたしておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○初鹿委員 きちんと審議時間は確保していただきたいと思ひます。

午前中も、長妻委員の質問で随分とまつてしましたからね。そういうときは、きちんと時計をとめて、質疑時間をそのとまつていゝ間使うようなことがないように、きちんとした運営を行つていただきたいと思ひます、中立的な。お願いをいたします。

質問に入つていきますけれども、先ほどの玉木議員の質問や、また、これまでの井坂議員初め、柚木議員の質問などを聞いていて、私もずっと思ふんですけれども、何で我々と皆さん方がこの議論が噛み合わないのかという、一番の大前提は、物価が上がつても、賃金が下がつたときに、それに合わせて下げるというこの新たな賃金スライド、これが、今回、法律でルールを決めるの

に、現在の財政検証だと今後一切起こらないという検証に基づいてずっと皆さん方は議論をしてきている。我々は、いや、起こつた場合にどういう影響があるのかを示さないで国民の皆さんが納得できないんじゃないか、どういふふうになるのかわからないんじゃないか、それをきちんと示せといふことを言つてずっとすれ違ひになつてゐるわけですよ。

先ほど玉木議員が示しましたけれども、ケースEの場合での議論だけが今されてはいますが、では、GやHとか、経済が思うようにいかなかった場合はかなり深刻になつてくるわけですよ。そういうさまざまなパターンもやはり考えていかないといけないといふふうに思ふんですよ。

先ほど大串議員から、今回のこの賃金スライドは平成三十三年からの発動であるから、その前に三十一年に財政検証があるんだから、この三十一年の財政検証できちんと、景気のむらをつくつたようなシミュレーションはできると思ふんですよ、ずっと賃金が上がり続ける、物価が上がり続けるというシミュレーションじゃなくて、景気の波をつくつて、上がつたり下がつたりというのをくりながらだんだん右肩上がりになつていく、そういうシミュレーションをして、下がる場合も考へて、その影響をきちんと示した、そういう結果を出して、その上でこの法案を再提出していくのが私は一番国民に対して誠実だといふふうに思ふんです。

先ほど大串議員が三十一年の検証を待つてからやつたらどうかと言つたら、改革の先送りだと言ひましたけれども、では、ここで通したつて、三十一年の財政検証の前に、仮に物価が上がつても賃金が下がることが来年とか再来年に起こつても、やらないんですよ、法律は三十三年からだから。結局、改革の先送りと言つてゐるんだつたら、先送りしてゐるんじゃないですかと言わざるを得ないですよ、こつちも。

三十三年からやるんだつたら、今ここで、国民の皆さんがいまいち不安に思ふというか納得でき

ないような試算だけを示して、それで法案を通すのではなくて、やはりきちんと、将来この賃金スライドが発動されるような、そういう事態をつくつた、その検証を三十一年にやつてみて、これぐらいの影響がありますよといふことを示して、それで三十一年以降にもう一回法案を提出すればいいんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 もう先ほどるの申し上げましたので、余り繰り返すことは避けたいと思ひます。

が、何度も申し上げるように、民主党政権時代の平成二十四年二月の一体改革のときに、もう既に、デフレといふものがいかに長続きをする可能性があるといふことに気づかれたがゆゑに、マクロ経済スライドの発動について、このあり方を、デフレ下で、考へなければいけないということをおの閣議決定の中で、大綱でおつしやつてゐるわけでありま。

それからもうは四年たつてゐるわけです。何にも答えがなかったといふことではなく、我々は、年金部会ですつと、この二十六年の財政検証以降、議論をした結果、これに至つたわけであつて、もう既に四年たつた、この問題の指摘があつて。

そういうことを踏まえてみれば、次の財政検証まで待つたところで何か事態が変わるかといへば、特に変わるわけではないのであつて、今問題視されているようなことはいつでも想定はし得るわけでありま。

それから、いかなる場合でもちゃんと長もちする制度にできる仕組みといふものをつくつていくことが我々に課せられた使命でありま。

ではないかと思ひます。

何らかの改革が必要だといふことを、デフレのもとでマクロ経済スライドが発動できないといふ、言つてみれば、今回、その前提となるスライド制について答えを出しているわけでありま。

しても、絵を見せないという意味において、改革先送りは変わらないというふうに思います。

○初鹿委員 何か言っていることが矛盾しているような感じがするのは、デフレが長期に続いているという、その前提で、そういう事態が起こり得るかもしれないから、それに対しての対処方法を考えなければいけないということをおきながら、今皆さん方が使っている試算は、デフレじゃなくて、永久に賃金も物価も下がらない、ずっと右肩上がりしていくような試算をもとにやっている、そこが我々からすると不誠実に感じるんですよ。だから、やはりきちんと、デフレの可能性もあるというんだったら、それに見合った試算を出して、それで議論を進めていた、たの私が私は一番国民に対して誠実な姿じゃないかなというふうに思います。

それと、きちんとした絵を見せなければいけないという言い方をしていますが、そうであるならば、やはり、我々がもらえる年金が幾らになるのかという具体的な金額を示すというのは、非常に重要だと思いませんか。先ほど、午前中に井坂議員が示した資料、三・五万円になるんじゃないか、今、基礎年金で大体五万円もらっているものが、二割から三割下がる三・五万円になる、そういう資料を出して、玉木さんは、それこそ厚生労働省の資料をもとに、今の六万四千円が五・二万円になるという資料を出しました。

国民は、所得代替率がどうだと言われてもイメージがさっぱりわからなくて、自分が一体幾らの年金になっていくのか、ふえるのか、減るのか、減る場合にはどれくらい減るのかということにやはり一番関心が行くし、それがイメージが湧くことだと思うんですよ。ですから、先ほど玉木議員が示した、また井坂議員が示した、年金額、所得代替率でどうなっていくのか、現在価値に換算してどうなるのかというのをきちんとやはり示していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○塩崎国務大臣 これは何人かの民進党の皆さん

方からお配りをいただいている資料もあるぐらいでございしますが、今お話しした、たまた、実質価格で基礎年金そして厚生年金がどうなるのかというのは、明確にケースごとに御提示をして、さっきの玉木委員の資料にもそのように入っております。

例えば、ケースEであれば、二〇四三年、よく指摘をされる基礎年金の代替率が二六になるといふときの、このときの物価で平成二十六年に割り戻した額として、基礎年金であれば十二・五、これはもと十二・八ですけれども、ほぼ横ばいということになっていくので、そういう形でお示しをしているので、代替率が三割下がったからといって、では本来の水準であるものがどういふことになるのかということについては、この金額ベースで示した実質の価格の額を見ていただければよくわかっていただけるわけでございますので、そういう意味でちゃんとお示しをしているというところでございします。

○初鹿委員 実は、多分そうはならないんじゃないかというのをこれから少しお話をさせていた

だいたいと思うんです。先日、我々の国対のヒアリングに、NPOほつとプラスの藤田孝典さんという、「下流老人」という著書を書いた方に来ていただいたいて、お話を聞きました。政府のさまざまな審議会の委員等もやられているので御存じだと思いますが、彼のお話を聞いていて、今の低所得の高齢者の実態というのが今の年金制度の改革の中でどれだけ考えられているのかということを私も非常に考えさせられました。

彼も言っていましたけれども、やはり今、基礎年金を満額もらえていないような、そういう高齢者は多くて、年金の穴埋めで働いている人は非常に多い。ちよつと何か支出があったりするだけで、もう生活保護基準以下に落ちかねない、そういう生活をしている人が多いんです。

私も、実感で、随分この数年間で変わったなと思うことがあるんです。

たまた、朝、駅に始発から立って駅頭活動をするんですよ。十年前と今とで大きく違うところが一つあるんです。何かというと、朝、始発前にシャッターの前に並んであくの待っている人が結構いるんですよ、最近、以前よりも多くなりました。朝の六時台よりも五時台の方が人が多かったりするんです。どういう人がいるかわかりますか。明らかに年金をもらっている年代の方々がたくさん朝、通勤しているんですよ、始発で。それで、七時ぐらいにのりて戻ってくるんです。何人かの人が話しかけてみたんですよ。そうしたら、何と言ったかという、年金が少なくて働かなくていいから、朝、仕事なんてそんなにあるものじゃないから、朝、ビルの掃除に行くんだという人が物すごく多いんですよ、高齢者で。それが実態で、やはり年金だけで暮らせない人が非常に今ふえているんだと思います。

そこで、お示しをした資料をちよつと見ていただきたいんですが、先ほどの年金と生活保護の役割のところを、もう一回、長妻議員に次いでおさらいしていきたいと思います。四枚目を見てください。これは厚生労働省が審議会を出している資料なんですけれども、「生活保護と公的年金の役割の違い」ということで、塩崎大臣、基礎年金が最低生活を保障するものであるかないかということ、とおおむね基礎的な消費支出を賄っている、そういう言い方をしてきましたが、保障できているという言い方はまだお認めになられていないんですよ。

ただ、この厚生労働省が出している資料にははつきり書いてあるんですよ。生活保護のところは、「基準」のところで「最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。」と書いてあるんですよ。

でも、年金のところは、まず矢印があつて、「高齢による稼働能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの。」「補てん」という単語はど

ういう意味かといったら、辞書で調べたら、足りない部分を補って埋めること。補って埋めることですから、年金以外に何かがあつて、それを補うものだという意味ですよ。

それで、「水準」は、「現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、」だから、収入の一定割合を保障しているだけであつて、これで全ての生活保障をしているわけじゃない。「老後生活の基礎的な費用に対応すること」としており、対応することですよ、おおむね賄うじゃなくて、対応すること。これはどういう意味か、どういう日本語なのかということをお聞きしたいですけれども、それで、「現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とする。」

ここまではつきりと書いてあるとおり、もう基礎年金は最低生活を保障するものではなくなつていきますというのをまず明確にしましょうよ。大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほどの年金局長の答弁で御説明を明確にいたしましたように、それは一〇〇％基礎的な支出を保障するというようなことを局長は決して言っているわけではなくて、基本的な考え方を保障という言葉で言っているということをおし上げました。それは絶えず負担とのセットであるということも同時に言っているわけでございます。保障をもととするとということが年金の制度として組み込まれていたということでもないんだらうというふうに思います。

したがって、今お配りをいただいている資料にあるような表現であるのが生活保護との違いとしての年金の姿というふうに考えるべきだろうというふうに思いますので、基礎的な支出についてはおおむねカバーしているということを申し上げているのと、局長が保障するというのを基本とすると言ふことと、大きな違いはないというふうに考えております。

○初鹿委員 おおむねカバーしていると言っておりますが、先ほど長妻議員の質問のときに示したとおり、住宅費を加味してしまうと、持ち家じゃない人は途端に生活保護基準以下に陥つてしま

う、そういう状態になっていることをまず指摘させていただいて、お配りをしている、一枚つけている資料を見ていただきたいんですが、平成十六年、二十一年、二十六年の年金の月額階級別受給権者数という資料をお示しさせていただきました。

こちらを見ていただくとわかるんですが、これ、年金額が五万円までの人と、五万円から十万円、十万円から十五万円、十五万円から二十万円、三十万円以上というふうに、五万円刻みで人数を書いてある資料なんですが、これを見ると、十六年から二十一年、二十六年と、年々、年金額の月額の低い人の割合が高まっているんですよ。

十万円未満の人で考えると、十六年は一八・五%ぐらいなんです。それが二十一年度になると二三・三%になって、二十六年度は二五・五%になってくるんですね、厚生年金です。

皆さん、基礎年金だけだと生活保護基準を下回ってしまっているんじゃないかということは大体イメージとして持っているんですが、実は、厚生年金を受給している人の中でも、もう既に、現在もらっている人で生活保護基準を下回っている、そういう人が結構いるんですよ。

それで、こちらのページ目の資料を見ていただきたいんですが、これは一万円刻みになっております。一万円刻みになっている資料を見ていただきたいんですが、八万九千九百、九万十万ぐらいのところはかなりボリュームがあるんですね。年金が十万円前後ぐらいの人が一番多いんです。

それで、一枚めくっていただいて、今度は生活保護の基準というのとはどれぐらいの差があるという資料を示させていただきます。

御存じだと思いますが、生活保護は六等級あるので、下から二番目を選びました、ちょっと厳し目にですね。

三級地の一、これで基準額の一類と二類を足すんですけれども、六十から六十九歳で、基準額①と②があつて、②で考えると三万二千八百九十円

なんです。第二類というのは世帯人員ごとのなので、これは三万四千円加えると大体六万六千円か六万七千円ぐらいなんです。生活保護の生活扶助基準は、でも、ここには住宅扶助が入っていないので、三級地の一でいくと、地域によってばらつきはあるんですが、大体、住宅扶助の上限で三万円ぐらいになるので、やはり十万円ぐらいなんです。生活保護の基準が。

そうすると、年金額が十万円以下の人たちは、場合によっては生活保護になるような金額になっているということなんですね。

これは、計算するとどれぐらいになっているかというと、何人いるかと全部足し合わせると、四百万人ぐらいいるんですよ。三百九十九万人ぐらいなんです。九から十万円まで四百万人ぐらいですね。

か。(初鹿委員)はい、そうです。(と呼ぶ)御指摘のように、老齢厚生年金の受給権者のうちで月額十万円未満の方が占める割合というのは、約二五%おられます。これらの方の多くは、定額部分のない報酬比例部分のみの年金が支給されている六十五歳未満の方ではないかというふうに考えられておまして、こうした報酬比例部分のみの年金を受給されている方々は、六十五歳になりますと基礎年金も含めた厚生年金を受給できるということになって、受給額も当然増加をするわけでありまして、一人一人、それぞれ異なるケースではないかというふうに思います。

ただ、前提が、これは厚生年金をもらっている一人当たりですから、全ての人がこれだけで生活しているわけではないです。働いている人もいますし、また、夫婦でいて、奥さんの方も厚生年金をもらっているからそれに上乗せがあるから、必ずしも全員が対象にならないんですけれども。

二枚めくっていただいて、今度、こちらは六十五歳以上の者のいる世帯の中での世帯数の割合というのを示しましたが、単独世帯だと二五・三%、大体四分の一ぐらいが単独世帯だということになるわけですね。

つまり、単独世帯で十万円ぐらいだと、ほぼほぼ生活保護水準になるんですね。なるんですね。これは間違いないです。大臣、いいんです。よ。これは間違いないです。大臣、いいんです。よ。ひとりで暮らして、資産と、あと、ほかの収入がないという前提で考えれば、この年金額だけだつたら生活保護になりますよ。

〇塩崎国務大臣 資産が全くないという前提です

それは多いのは当たり前なのかなと思うんですが。三十五から四十四歳は二九・六%、四十五から五十四歳になると三二・六%、五十五から六十四歳で四七・四で、六十五歳以上、七四・二となるんですが、ずっと上がつていくんですね。意外だなと思つたのは、四十五から五十四歳が三二・六で、それよりも若い世代よりも多い。つまり、非正規のままですつといく人に加えて、途中で離職なりリストラになったりして非正規に移っている人もたくさんいるんじゃないかと思うわけですね、推測ですが。

問題は、もともと二十歳、二十三歳ぐらいで働き始めて非正規のままですつといくような人が今後どれぐらいいるのかということで、それによって年金の受け取る金額というのが変わってくるんですね。そしてまた、一人当たりの年金で考えていかなければ、今みたいなモデル世帯で夫婦二人みただけで示している、結婚できない割合がふえていいたら意味がないわけですよ、一人ずつで見えていかないと。

非正規ですつとつてしまふ人数の見込みというのは、厚生労働省でしたことはあるんですが。〇塩崎国務大臣 非正規のままですつといく人数がわかるかという御質問ですか。(初鹿委員)それを推計したことはあるかと呼ぶ。ありませんが、まず第一に、最近、非正規で働く人たちがふえている、この増加は何かというのは、もう御存じかも知れませんが、この十年間で約三百五十万人ぐらいふえていますけれども、そのうちの七〇%強が六十歳以上の方々です。ですから、高齢者の方々が再雇用で非正規になつていくという方がこのところ約七割強であつて、あと、女性が二割五分ぐらいで、それで合計すると九割の後半までいくぐらいでございまして、今、非正規の方々のふえ方というのは、高齢者が七割、女性が二割五分。

今の問題で、ずっと非正規のままですつといく人がどれだけの割合かということについては、私ども、まだ統計的に把握をしておりませんので、何がで

今の年金の考え方というのは、夫婦二人だった
ら成り立ちますよねというのが基本じゃないです

〇〇五年の段階で生涯未婚率一六%、十五年ぐらい前の一九九〇年のときの三十から三十四歳の未

で、どのように、どういう環境に置かれるかということで、悲観ケースというのがあることはその

しを支えられる年金制度を維持するのは非常に難しいということだと思うんですよ。やはり、基礎

年金にまでマクロ経済スライドをかけていくというところもちょっと考えた方がいいし、先ほど玉木委員が指摘したと思いますが、年金額の高い人の基礎年金部分を低所得者に回すとか、そもそも年金制度とは別に最低保障機能を考えるとか、そういう抜本改革をそろそろきちんと検討しないと、年金制度だけではもうもたないんじゃないかというところを指摘させていただいて、終わらせていただきます。

○丹羽委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

本委員会の所信質疑から、あるいは前回の救済法案まで、さまざまな機会でご覧いただき、呼ぶ法案が議論をされてきました。ですが、委員会の質疑は私にとつてはこれが初めてでございます。これまで、法案のときは法案の議論をしていましたし、一般のときは一般の議論をしておりましたので、もう答えたなどということは言わないでいただきます。きょうの議論を通して一部ダブるところもあり、また今の初鹿委員のところと重なる部分もあると思いますけれども、やはり私は、正直言つて、税と社会保障の一体改革のときからずっと一貫して野党だったわけでありまして、そういう意味でも言いたいことがございます。ですので、そこをぜひ踏まえていただきたいと思います。ということをお願いしたいと思います。

それで、まず、今年度の新規裁定者、初めてもらう方の年金額は、老齢基礎年金の満額では六万五千八百円、妻が専業主婦で夫が厚生年金かつ四十年間加入したといういわゆるモデル世帯では二十二万一千五百四十四円となっております。これはほぼ昨年と同水準でありますけれども、当然、みんながこんなにもらっているわけではありませぬ。基礎年金が基礎的消費支出を補えないではないかという、きょうも随分議論がありましたけれども、私自身も前回も指摘をしたところでありまして、これは見ればわかる話なんです。でも、やはりそれだけではないということでは

まず資料の①のグラフ、これは厚生年金保険の男女別年金月額の分布を示したグラフであります。一目瞭然だと思ふんですが、総数の山があるのは九万から十万のところでありまして。そして、女性性が圧倒的に手前に山がある。つまり、低年金だということでもあります。男性の方がわずかに右に山があるわけですが、だからといって決して高いわけではございません。内訳は二枚目、これは今、初鹿委員が出されたものと同一のものであります。

平成二十六年年度末現在、二〇一四年度末現在で、厚生年金の受給者は千五百四十二万二千二十四人です。平均月額額は十四万四千八百八十六円。でも、最も多い階層、つまり一番もらっている人が多いのは幾らかというと、今言つた月額九万から十万なんですよ。そうすると、七・三％である。そして、一目瞭然のように十万円以下の方も非常に多い、一万円未満という方もいらつしやるわけですが、これが二五％を超えています。三十万円を超える方が二万六千六百六十三人もいます。一方、基礎年金よりも少ない六万円以下の方が六十六万八千九百五十人もいらつしやいます。この実態をやはりしっかりと見るべきだと思ふんです。

前回、年金期間短縮法案のときに、基礎的消費支出に比べて単身世帯ではそもそも足りていないことや、年金生活者の深刻な生活実態の声、一部ですが紹介をいたしました。しかし、大事なことは、年金がこれ以上減ると暮らせないという声は決して一部のもの、レアケースではなくて、むしろ大部分の声だということなんです。

しかし、カット法案は、まさにここから下がる一方、あるいは、ほとんど横ばいになるんじゃないか、こういうことを私たちは危惧しているわけなんです。

まず大臣に、この年金生活者の現状について、今私が指摘をしたことについては、きょう認識はほぼ一致できると思ふんですけれども、その点で伺いたいと思います。

○塩崎国務大臣 先ほど初鹿委員からも少しお話がございましたけれども、今の御指摘のとおり、老齢厚生年金の受給権者のうちで月額十万円未満の方が占める割合は約二五％となつておりまして、これらの方の多くは定額部分のない報酬比例部分のみの年金が支給されている六十五歳未満の方々だということふうに考えられます。

こうした報酬比例部分のみの年金を受給されている方は、六十五歳になりますと基礎年金も含めた厚生年金を受給されることとなりますので、その時点で受給額も増加をするというふうに考えられます。

一方で、御指摘の女性の年金額につきましては、平均して月額約十万円でございます。男性の約十六万五千円に比べると低額になつております。これは、男性に比べて女性の方が年金額の算定の基礎となります標準報酬月額が低いということと、それに加えて加入期間が短いといったことが影響しているものではないかというふうに思われるところでございます。

○高橋(千)委員 例えば、今もあるいはきょう朝からも、生活保護世帯と比べた議論がありまして、ただ、六十五歳以上の生活保護受給者の中で、既に五割近くの方は年金をもらつています。逆に言うと、五二％が無年金であるというのが厚生労働の調べです。

私も、本当に、ワーキングプアという言葉がテレビで話題になったときに、そのテレビに出た方に直接お会いしたことがありましたけれども、四十年間ばりばり働いているんです、正社員です、そして名立たる大企業です。だけれども、一人では到底暮らしていけない、もう先立たれてお一人でしたから。それで、生活保護を一部受給していただきます。ですから、生活保護を受給していることが、何か満額で、そして年金よりもえらい高いという議論もありますけれども、そうじゃないんです。あくまでも不足した部分ですから、一万か二万だけの方もいらつしやいます。

そういうことも、全体を踏まえて、やはり公的

年金の役割を、ちゃんと働いて、頑張つて納めて、頑張つて暮らせるようにする水準にしていることが実は前向きな議論なんじゃないか、私はこのように思います。最初にそのことを指摘させていただきたい、こう思います。

スライドの話をする前に、年金支給額のもととなっている標準報酬月額がどうなっているのか。これも少し議論がありましたけれども、非常に差があるわけですよ。やはり男性と女性でも差がある。

ここ数年、若干伸びているわけですが、いわゆる百年安心と言われた二〇一四年から十年間で見るとどうなっているのか。つまり、二〇一四年と二〇一四年の比較を男女でお答えください。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。年金額の算定の基礎となる標準報酬月額につきまして、平成十六年度末における平均額は、男子が三十五万八千六百七十七円、女子が二十二万五千六百六十三円となつております。一方、平成二十六年末における標準報酬月額の平均につきましては、男子が三十四万九千七百三十五円、女子が二十三万五千七百六十三円となつております。

○高橋(千)委員 今お答えいただいたように、男子は実は減つてしまつて、女子はふえている。ですが、その額は余りにも男子と比べると少ないというところが耳で聞いてもおわかりいただけたと思ふんです。

資料の③に、これをグラフにしてみました。やはり女子は若干肩上がりになっている。だけれども、比較するとまるで少ない、六割、七割の水準であるということ。それから男子の方は、若干上がつてきているんですけれども、二〇一〇年の水準、三十六万五千円を超えている、この水準にまだまるで届いていないというのが実態であるかと思ひます。

先ほど来議論があつたように、物価上昇率は〇・二％前後ですので、ゼロ近傍、だからほとんど物価を加味しなくてもいいような、そういう実

態だ、横ばいになっている、こういうことが言えるのではないかと思うんですね。

そこで、実は、二〇〇四年の改革のときは、参議院の厚労委員会の質問で、当時の坂口厚労大臣は、現在、現役男子の手取り賃金が三十九万ぐらゐである、それが二〇一七年には五十万ぐらゐに上がる、あるいは二七年ですと六十三万円と答えています。その時点で既に、毎年二%以上のプラスを期待していたと思うんですね。現実が全く違っていたのは、もう既に御存じのとおりです。だから、これから先が急にそうなるはずがないという議論がなされてきたのかなと思っております。

そこで、やはりこのグラフの意味をよく考えてみたいと思うんです。

大企業の内部留保は、これだけゼロ近傍で横ばいだと私は言いました、デフレの中でも最高水準までたててきているわけですよ。二〇〇〇年の比較では一・七四倍、三百兆円近くをためています。なのに、標準報酬は減っている。おかしいじゃないか。結局、正規が減って非正規雇用で置きかわっていること、男女の賃金格差が依然として大きいこと、あれこれではなく、ここを解決する以外にないと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 二〇〇四年以降の経済の伸びがあるいは実質賃金の動きについては、リーマン・ショックの発生、それから、長続きするデフレからの脱却に向かう過程での物価上昇など、さまざまな要因が影響していると考えられます。

御指摘のうちに、まず、正規、非正規の動きにつきましても、足元の数値では、働き盛りの五十五歳未満では、二〇一三年から十五四半期連続で、非正規から正規に移動する方が正規から非正規になる方を上回ってきております。それから、二〇一五年につきましても、正規雇用労働者が、第一次安倍内閣以来八年ぶりに前年比でプラスに転じて、二十六万人増加をいたしました。こう

いったことで着実に改善を見ているわけでありま

す。正社員を希望する方々の正社員転換、この推進は重要でありまして、本年一月に策定をした正社員転換・待遇改善実現プランに基づいて、非正規から正社員への転換などを行う事業主を支援するキャリアアップ助成金の活用促進などに取り組んでまいっております。

男女間の賃金格差についてであります。これを平成十七年で見てみますと、男性を一〇〇とした場合、女性が六五・九でございましたけれども、平成二十七年、昨年では七二・二となっておりまして、縮小傾向にございます。しかし、依然として格差は大きいわけでありまして、本年四月に施行された女性活躍推進法に基づいて企業に行動計画の策定を促すなどの取り組みを進めております。

非正規雇用の方々の正社員転換や男女間の賃金格差の解消は安倍内閣にとっても極めて重要な課題でございます。働き方改革を含め、今後とも全力で取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○高橋千七委員 女性活躍推進法は、内閣委員会に私も出張っていつて質問しましたけれども、賃金格差を指標に入れておりませんので、やはりこういうところが問題である。

平成十七年からの比較でおっしゃいましたけれども、一定は縮まってきたというところは確かです。しかし、欧米から比べるとまだまだ低いということがはっきりしているし、また、働き盛りの、非正規から正規にふえたというの、総理がよく予算委員会から答弁されていたのを脳で聞いておりました。

団塊世代が一定リタイアをして、あるいは底を打ったという中で今労働力が不足しているわけですから、正社員が一定ふえる展開になるというのは自然の数字であろう。ですから、アベノミクスが貢献したわけでは決まてないわけ、やはりこれは、本当にこれからの本格的な議論が必要では

ないかと思っております。ただ、やり方についてはまた今後議論するわけですが、問題意識は基本的には一致しているのではないかとこのうふうに思いたいと思っております。

そこで、二〇一四年の財政検証、これも先ほど議論があったわけですが、これは、私もこのときに既に質問しておりますけれども、昨年一月二十一日の社会保障の年金部会の整理でいいますと、一つは、日本経済の再生と労働市場参加の促進を進めば、現行の制度のもとで、将来的に所得代替率五割を確保できる。二つ目は、低成長が続いた場合、五割を割り込む。三つ目は、オプシオン試算によって、三類型いずれもが持続の可能性がある。高めに、給付水準を確保する上でプラスになるということだったと思えます。

ですから、この財政検証は、はっきり言って、今のままでは破綻するということを明確に認めたものだと思えます。その上で、今までずっと横ばいだったけれども、経済が再生し、かつ、労働市場参加が促進して初めて五割を確保できるというのを言ったものであろうということで、かなりこれは、正直、安心ではなくなつたという財政検証そのものだったのではないかなというふうに思っております。

そのことをお認めいただきたく、その上で、そのときにオプシオンを言つたわけですが、でも、その中の一つが、さっきから話題になつて、デフレ下でもマクロ経済スライドをフル発動するというのが入つておりました。こうしたことが議論されたわけですが、採用しなかった理由は何かでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年の財政検証でございますけれども、これは、必ずしも現行のまゝいいますと制度が破綻するといったことを前提とするというよりは、経済が健全に機能していけば所得代替率五〇%が確保できるということが確認された財政検証であるというふうに思っております。その上で、今お尋ねございましたオプシオン試

算でございますけれども、これは三つの事項についてやっております。

一つは、今御紹介のございましたマクロ経済スライドの見直し、すなわち、デフレ下でもフル発動した場合どうなるか。それから被用者年金の適用拡大、これは、この十月から二十五万人の適用拡大をやっておりますけれども、これを思い切つて拡大して二百二十万人にしたらどうなるか、さらに拡大して一千二百万人にしたらどうなるかという計算でございます。三項目が保険料拠出期間の延長ということで、今現在、二十から六十歳までが基本的な拠出期間でございますけれども、平均寿命の延長等もございまして、これを四十五年まで拠出できるというふうにしたらどうなるかなど、一定のオプシオン試算を行ったわけでございます。

このオプシオン試算自体は、御案内のように、社会保障制度改革国民会議の報告書、そして、これを受けて成立いたしました社会保障制度改革プログラム法、この中で、年金制度の課題ということで、今御紹介した三項目も含めて課題が提示されておりました。こういった課題の解決に資するよう、そういったオプシオン試算をするべきであるというところが国民会議の報告書でも位置づけられて、その結果、オプシオン試算をしたものでございます。

そこで、今お尋ねございました、マクロ経済スライドの例えばフル発動をなぜ今回やらなかったかということでございます。

当然、このオプシオン試算自体はアイデアでございます。これをやれば所得代替率の大きな改善につながるということは間違いないと思いますが、これは、やはりフィードバックというものを考えて、さまざまな検討が必要になってまいります。

今具体的に御指摘のございましたフル発動ということになりますと、これは従来から御議論に出しております、いわゆる名目下限措置を廃止して、

実際マクロ経済スライドだけで年金の実額を下げる、こういったことを前提とするわけではございませんけれども、これも従来から御答弁申し上げておりますように、マクロ経済スライド自体は、経済の動きそのものと直接関係があるわけではない、人口構造の調整を長期間かけて行う制度でございますので、今般の改革におきましては、そういった趣旨に鑑みて、名目下限の廃止まではせず、これを、しかも、片づかなかつた未調整部分をそのまま放置するのではなく、景気がよくなつた段階で解決するという、いわゆるキャリーオーバーというところで御提案を申し上げた、こういった考え方と経緯でございます。

○高橋(千)委員 まず、前段のところは、必ずしも破綻わけではないとおっしゃいましたが、それを言っちゃつたらもうおしまいでしょうから、そういう答弁になるのは当たり前ですが、それは、あくまでも経済の再生と、プラス労働市場参加が進めば、つまり、一億総活躍がうまくいけばという大前提でありますから、それを二つともかなえなさいいけないという点ではかなり厳しい、裏を返せば、それができないう破綻するよという試算であることの指摘は間違っていないと思ふんですね。

それから、誤解のないように言っておきますが、私が今なぜかと聞いたのは、デフレ下でもマクロ経済スライドをフル発動せよという立場で聞いたのはございませんで、答弁が今大事なことであるとして、やはり名目下限措置を維持するということ、基本はやはり前の年金を減らすんじゃないんだということ、ましてそれは経済とは無縁のものであるから、乱暴なことではやっちゃいけないという意味だったのではないかなと。そこはとて大事な答弁ではなかつたかなと思ふのであります。それと今度のカット法案は、実は非常に考え方が近いものがあるかなという心配をしております。

そこで、話を進めますけれども、資料の④で今の財政検証の資料を幾つかつけておきましたけれども、労働力人口が六千万人前後を二〇三〇年まで維持できるというのが大前提になっているというところ。それから、めくっていただきまして、資料の⑤を見ると、AからEのケースでは、今年度、二〇一六年度までは実質賃金にマイナスが立っているわけですが、来年度からは、物価上昇率二・二%、実質賃金一・四%というように、ずっと成長が続く前提となっている。

そうすると、この財政検証AからEのとおりであれば、絶えず物価上昇を賃金上昇率が上回っている、だから無理だという議論をさつきからされていると思うんですが、しかし、本法案で言う賃金スライドはその場合は発生しないということを確認したいのと、だとすれば、なぜこの法案が必要か、伺います。

(三ツ林委員長代理退席、委員長着席)
○塩崎国務大臣 二十六年の財政検証で、デフレから脱却、それから長期的に物価、賃金ともにプラスとなる経済を想定しております。経済再生ケース、いわゆるAからEにおいて賃金がマイナスになるということは想定をしていないということでございます。

安倍政権としては賃金上昇を含む経済再生に全力で取り組むわけでありまして、今回の法案は、将来、不測の経済状況が生じて、名目でも実質でも賃金が下がったときに、将来の基礎年金の水準がこれ以上下がることのないように改定ルールの見直しを行うということでございます。

この見直しによつて、制度がさまざまな事態に対処できるようにすることで、若い世代の年金制度への信頼が高まって、安心して今の高齢者の年金を支えていただくこととなりまして、年金の持続可能性にもプラスだということだと思ひます。

○高橋(千)委員 賃金がマイナスは想定していない、想定していないから本来は必要ないはずだけれども、万が一ということがこの間ずっと議論されてきたのかなと思つております。ただ、万が一ではないだろうというのが、ずっととは、もちろん私たちも言いませんが、そうではないだろうということも言いたいわけなんです。

それで、最も現実的な試算と言われている資料⑤の下にあるケースEの場合、これは私、実際は、この間ケースEを言ってきたけれども、今の現状はHだなどというのは皆さんと同じ認識であるわけですが、物価上昇率が二・二%、賃金は二・五%がずっと続くという場合になつております。

これは、現行ルールのままなら、厚生年金の調整が終了するのは二〇二〇年度、この表にあるとおりです。基礎年金の調整が終了するのは二〇四三年度。この場合のマクロ経済スライド調整率は一・二%、この理解でよろしいでしょうか。

○鈴木政府参考人 今御指摘のございました平成二十六年の財政検証のケースEでございますけれども、マクロ経済スライドによる調整率でございますが、二〇一五年から二〇四〇年までの平均でございますが、今お示しのとおり一・二%となつております。

○高橋(千)委員 そこで、平成三十年、二〇一八年から、まずキャリーオーバー制度が導入されるわけですが、資料の⑥を見ていただきたいと思ひます。

マクロ経済スライドの名目下限維持の原則は変わらないわけですね。つまり、前年度の水準は維持することに変わりがないので、物価、賃金がプラス一%であれば、調整率一・二%だと全部引けないわけですね。そうすると、残り〇・二%は翌年度以降に繰り越されることとなります。マイナスタった場合は、一・二%が九々翌年以降に繰り越されることとなります。

それが二回以上続いた場合、足し算で、一・二%が二・四、三・六というようにたまっていくわけですね。これは一体最大何年繰り越すんでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘のマクロ経済スライドの調整でございますけれども、これは言うまでもなく世代間の分かち合いの仕組みでございます。

て、早く終了することができれば、その分終了後の所得代替率がより高い水準で安定する、これが基本でございます。

その中で、今回の法案に盛り込まれましたキャリーオーバーの仕組みでございますけれども、これは、マクロ経済スライドの調整をできるだけ先送りしないで、若い人たちが将来受給する基礎年金の水準が低下することを防止する、こういうものでございます。

こうした趣旨を踏まえまして、繰り越しに期限を設けることなく、より早期に調整を終了させることが世代間の公平を図ることにつながるものと考えております。

○高橋(千)委員 これはなかなかすごい話だと思ふんですね。

さつき言ったように二〇四三年まで終了年度があるわけで、そうすると、始まる年度が一八年度から、あと二十五年ですが、ずっと繰り越すと、でも、ずっと成長しない場合のケースであるとして、最大で二〇七二年が終了というのがあります。そうすると、そこまでもずっと足していく。これは、期限がないと言つたんですから、そういう意味ですね。

○鈴木政府参考人 繰り越しがずっと生ずるようなそういった経済が続くということでありまして、今先生の御指摘のとおりでございますが、一方で、キャリーオーバーの仕組みといひますのは、先ほど来申し上げておりますように、現在の受給者の方々に配慮して、前年度よりも年金の名目額を下げない、いわゆる名目下限措置と裏腹の問題でございます。

したがひまして、この調整期間、繰り越しの期間に終わりが無いということ、これが難しいというところで、逆に、平成十六年に設けました財政スキームのもとでは、これはもとに戻りまして、けれども、それではデフレ下でもマクロ経済スライドをフル発動するという選択肢しかないわけでございます。これは、現在の与えられた状況の中で一番最適な選択肢ではないだろうかというふ

うに考えてございます。

○高橋(千)委員　そういう答弁で、結局、さつき私が言ったように、デフレ下でのフル発動と根っこは同じ考え方だと思ふんですね。二〇七二年まで繰り越す場合もあるというわけです。だけれども、肝心なことは、キャリーオーバー制度、そんなに繰り越すのか。いやいや、そんなはずはない、上がる時もあるんだと皆さんはおっしゃっているわけなんです。これが二〇二一年度、平成三十三年度には賃金スライドが施行となる。これが合わせわざになったらどうなるのかということを考えてみたいわけですね。

資料の⑦に六つのパターンがあるんだということ、上が現行制度であります。下がこれからの新しい改定ルールであります。

これは、比べると、実は、六つと言いました、新しい制度はそのうち二つを交えるだけだということですね。

まず、今の考え方というのは、既裁定者、既に年金をもらっている方は購買力維持のために物価に合わせる。新規裁定者、初めて年金をもらう方は賃金に合わせるのが基本というのが今までのルールだったと思います。

そこで、Dを、上と下を比べていただきたいと思うんですが、既裁定者にとつて物価が1%上がっているけれども、新規の人は賃金に合わせる。とマイナスになってしまふ。これは、両方を鑑みてゼロスライドであるというのが今の状況であります。ところが、新しくなると、1%物価が上がっているにもかかわらず既裁定者は新規裁定者と合わせてマイナス1.0%、賃金スライド、こういうことになるわけでありまして。

また、Eのケース、上の方を見ていただきますと、これは、物価はマイナス1%だけれども賃金はマイナス2%である。今までは、既裁定者は1%マイナスで、新規の人も1%に合せていた。余りにも2%減らすのは酷であるということですね。ところが、今回は、逆に引く方に合せて、どっちもマイナス2%、賃金スライド、こういう

形になると思ふわけです。

そうすると、問題は、マクロ経済スライドが発動するのは調整率1.2%以上に賃金がアップするときのみなんです。

賃金スライドが採用されると、現行でも、物価が2%上がったとしても、賃金が1%なら、ほぼ年金はゼロ増なわけですね。キャリーオーバーで積み越された調整率があれば、これは当然2%以上なければ、また引き切らずに繰り越されるということで、つまり、一度でもマイナスの年があれば、ずっととは言いません、一度でも二度でもマイナスの年があれば、この繰り越しが来て、そして、やつとちよつと上がった、物価も賃金もやつと上がったというところをばつさりいかれる。そうすると、結果として際限のない引き下げの道になりませんか。

○鈴木政府参考人　今御質問がございましたけれども、そもそも、経済の状況がよくて賃金と物価が上がる、こういう状況のもとでは年金額が下がることはないわけでございます。むしろ、こういう状況のもとでは年金が上がることも当然あり得るわけでございます。

したがって、今の政府といたしましては、このデフレ脱却、それから賃金の上昇に全力で取り組んでいく、これが、年金制度以前にいますか、年金制度の大前提となつていきます経済政策の姿勢でございます。

しかしながら、従来から申し上げておりますように、万が一、例えばリーマン・ショックのようなことが起きて賃金下がるといふようなことが起きたときには、これは転ばぬ先のつえということで、将来の基礎年金の水準がこれ以上低下することのないように改定ルールを見直したということでございます。前提の置き方次第でございますけれども、あわせて、例えば、六万円の福祉的給付の措置、これをスタートさせた後の三十三年度から新ルールを導入するということもございますし、先ほど来申し上げておりますように、名目下限の措置というものもきちんとつけており

ますので、際限のない引き下げが行われるというような御指摘は当たらないのではないかとこのように考えております。

○高橋(千)委員　名目下限をつけていても、やつと上がったときにはばつさりいかれる、賃金が下がれば引かれる、結局どういふときに上がるのか。な。一年でも二年でもこれがマイナス改定になつてしまえば、それがずっと響くんではないか。ということで、キャリーオーバーに制限がない。さつきお答えになりました、二〇四三年度まであるいは二〇七二年度まで行つた場合でも制限がない。この制度設計は非常に危険ではないでしょうか。

○鈴木政府参考人　もとより、年金制度は、経済が健全に機能して、年金制度以前の、あるいは年金の基盤になります社会経済がきちんとその役割を果たしているということが前提の制度でございます。将来の若者たちにもしっかりといたしますと、今御提案申し上げておりますマクロ経済スライドのキャリーオーバー、そして年金額改定ルールの見直しというものはやはりどうしても必要な措置でございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○高橋(千)委員　二〇一四年度の財政検証では、先ほど来言つておられるように、アベノミクスの成功と一億総活躍で百年安心、大丈夫だということを描いて、内実はもしかしたら破綻する可能性があるというところを見越して、賃金スライドとキャリーオーバーを入れ込み、転ばぬ先のつえだと言つておられる。私は本当に、今にも折れそうなんつか、あるいは既に骨折してあるんじゃないか、そういうことを見て見ぬふりをしていることを指摘しなければならぬと思ひます。

それで、ずっと答弁されているんですけど、スライド調整が早く終われば将来世代にプラスになるという表現がされています。これは総理も何度も答えているんですが、そのイメージ図が資料の⑩でありますけれども、これは上の方は年

度が全然入っていないんですが、さくさくとマクロ経済スライド調整ができずに、なだらかな線になつた場合に、この調整期間が長期化して給付水準が低下するといふ意味であります。

ということで、改めて伺いますけれども、このマクロ経済スライドの調整期間の終了というのはどういう意味なんですか。何をもつて終了と判断するのでしょうか。

○鈴木政府参考人　マクロ経済スライドの調整でございますけれども、これは法律にルールが決めておられておまして、具体的には、年金財政の均衡が見込まれて調整を行う必要がなくなったと認められるときに終了するということになっております。

具体的にはどういふことかと申しますと、このマクロ経済スライドによる調整を進めていく中で、当然、財政検証をやつていくわけでございますけれども、財政検証の年からおおむね百年後に給付費の一年分程度の積立金を保有する状態で年金財政の収支が均衡するといふ見通しが立つた時点、この時点で終了することとなっております。

○高橋(千)委員　済みません。後で追加したもので、この資料の一番下に入っているかもしれませんが、申しわけありません。

この⑩の下の方の図が今言つたことをあらわしていると思うんですが、確かに、入りと出が一緒で、決まっている中で、調整をしていくといふところの中で、一年分の積立金が残つていくといふところになつたときに終了するといふお話だったんですが、ただ、これは、二〇四四年のときは二十年で終了する予定だった。そうすると、あと八十年安心だと言つておられるわけですね。

これはちよつと想像しがたいわけで、今は、二〇一四年のケースでいいますと、三十年間に延びちゃつたといふことで、皆さんが言つておられるのは、そのために、スライドがきかなかつたから所得代替率が上がつてしまつたんだと、とても悪いことのようにおっしゃるわけですね。

それで、最初は五九・三%だったものが六二・

七%にまでなつてしまつたんだということを指摘しているわけですが、括弧して書いていますように、そうはいっても、実質の手取り収入でいいますと、三十九万三千円、後の方が三十四万八千円と減っているわけなんです。ですから、代替率が高くて、もろえる年金額は逆に減っているというのをまず指摘しておかなければならないわけです。だから、多分その逆もあるんだと思う。所得代替率が下がっても年金水準は上がる場合がある。これは物価以上にスライドをきかせていくので実質価値は上がるんだという説明をしていたと思うんです。

では一体、この賃金スライドとキャリーオーバー制度を導入すれば、マクロ経済スライドの調整期間がどれだけ早まつて、何%寄与するんでしょうか。

○鈴木政府参考人 まず、賃金スライドの方でございますけれども、二十六年の財政検証では、先ほど来申し上げておりますように、デフレから脱却をいたしまして、長期的に物価、賃金ともプラスになる経済を想定しておりますので、今回の賃金変動に合わせた年金額の改定ルールの見直しが発動することとは、この中で想定されてはいないわけでございます。

ただ、今先生お示しのこの十ページの資料でございますけれども、まさに、当初二十年間でもくろんでおりましたマクロ経済スライドの調整期間が三十年間に延びてしまつた。その原因の一つが、この賃金スライドの徹底をしていなかったことによつて、足元の代替率が、現役の賃金が下がっているにもかかわらず、年金の水準が、五九・三から六二・七に上昇してしまつた。その結果、マクロ経済スライドの調整期間が長期化してしまつたということです。で、逆に申し上げれば、今回の賃金スライドのルールの徹底をするということは、こうしたマクロ経済スライドの長期化が防がれる効果があるというふうに御理解を賜ればと思います。

一方で、キャリーオーバー制度でございますけ

れども、二十六年の財政検証ケースEで申し上げますと、現行制度と比べて、マクロ経済スライドによります給付水準の調整終了年度が一年短縮して、調整期間の終了後の所得代替率が〇・三%、夫婦で申しますと月額二千円程度上昇するものと見込んでおります。

○高橋(千)委員 ということなんですよ。

何が言いたいのかというと、いろいろ言うけれども、マクロ経済スライドの調整が一年早まるだけだ、しかも、その寄与度は〇・三%だ。それにしても、余りにも長い間、年金が減つていく、あるいはふえない状況に耐えなければならぬということをお願いしたい。それから先はずっと同じ年金で安心ですと言われても、到底そんなふうには言えないだろう、これが多くの皆さんの思いじゃないかということを描きたいと思ひます。

それで、改めて、資料の⑨になりますけれども、百年安心のときの坂口試案という骨子がございします。私たちは、当然、このときの制度自体にも反対をしているわけですが、ただ、その出発点の思想、これはとても大事なものであるのではないかと思ひます。『給付と負担の具体的見直しに当たつての基本方針』『公的年金制度の堅持』、アンダーラインの箇所を読みます。『公的年金は、高齢者の生活のため不可欠なものであり、高齢期の親の生活の安定を通じ、現役世代も安心して社会で能力を発揮できる。』

私がこれをなぜ紹介したかというと、今、高齢者がちよつと我慢すれば将来世代につながるんだという話をされるわけですが、この出発点は、やはり今の高齢者、親の世代の安定こそが現役世代の安定にもつながる、そこから出発したのではなかったのかということが言いたいわけなんです。

その次の⑩のところ、これは、骨子を受けて、社保審の年金部会が年金制度改正に関する意見というを出しています。長いものですが、最初のところだけ紹介したいと思ひます。

公的年金は、いまや、高齢期の生活の基本的

な部分を支えるものとして国民生活に不可欠の存在となつてゐる。

高齢者世帯の所得のうち公的年金が占める割合は約七割に達しており、公的年金を高齢期の生活設計の中心と考えている人の割合も七割を超えている。

また、公的年金は、現在年金を受けている高齢者世代はもとより、若い世代にとつても、親の高齢期の生活費についての心配や自分自身の高齢期の心配を取り払う役割を果たしており、ひいては個々人の自立や経済・社会の発展にもつながっている。

これはとても大事な思想だと私は思ひます。大臣に伺いたい。

本日に今政府がさんざん言っていることは、高齢者が我慢しなければ将来世代にツケが回る、そればかりです。あるいは、今の年金だけで暮らしていけると思ひな、蓄えや私的年金で補え、こんなことばかり言つてゐる。この出発点の立場は忘れたんでしょか。国民年金法の第一条、私は何度も言ひますが、憲法二十五条が書かれてあります。これはもう空文になつちやつたんでしょか。

○塩崎国務大臣 今回御議論いただいております法案は、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りせずに、また、仮に現在の若い人たちの賃金がかかるような経済状況が起きた場合は、現在の年金額も若い人たちの賃金の変化に合わせて改定をすることで、若い人たちが将来受給する基礎年金の水準が低下することを防止するものというふうになつております。

世代間の公平を確保し、そして将来世代の給付水準を確保する、こうした改革によつて若い世代の年金制度への信頼感というものが高まることで、安心して今の高齢者の年金を支えていただけて、年金制度の持続可能性も高まると思ひます。

こうした不断の改革に取り組むことによつて、将来にわたる年金がその役割や法律に規定をされ

た目的を果たすことができるようになるというふうに考えております。

○高橋(千)委員 信頼感という言葉がありましたけれども、もう一度大臣に伺ひますが、今紹介した出発点、高齢者の、今の世代の安心が現役世代の、これからの世代の安心にもつながるんだという思想、だつて、そうじゃないですか、親の年金が余りにも少なく現役世代が補つてゐる、その逆もありますし、そのことを考えたときに、決して対立だけではないんだという立場は共有していただけるでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど坂口試案をお取り上げいただきましたけれども、ここにも『親の生活の安定を通じ、現役世代も安心して社会で能力を発揮できる。』というような表現がありますけれども、やはり、現役で働いてゐる世代、すなわち、今の高齢者に言つてみれば仕送りをしてゐるという方々の世代間の助け合い、そして、その方々が今度は将来年金をもらう立場になるわけでありまして、時間を経ても、この分ち合ひというものもしつかりとやつていくということが両方成り立たないといけないのではないかとこのように思ひます。で、どちらかだけを助ける、どちらかだけを助けてどちらかが助けられるというふうなことではないんではないかというふうに思ひます。

○高橋(千)委員 私はもちろん両方の立場で言つてゐますので、政府がどちらかというところだけの話をしてゐるんじゃないかということで指摘をさせていただきます。

あとは、要望だけを言いたいと思ひます。

改めて原点に立ち返つて、どうしたら安心の年金制度をつくれるかを考えるときだと思ひます。私は、政府がやる気になれば、できることはいっぱいあると思ひます。

例えば、五千三百万人に減るだろうという労働者を六千万人に維持しなければいけないと言つてゐる。そのときに、六百万人いるパート労働者のうち、今回最大で五百万人なんです、十月から始

まったく方を入れても七十五万人にしかありません。そのときに、百三万、百三十万の壁と言われます。けれども、そもそも、最低賃金が一律千円以上になる、あるいは均等待遇がきちんとルーラル化されれば、壁を越えてもメリットがある水準になれるはずなんです。

男女の賃金格差が将来の年金格差になつていきます。これも、男女雇用機会均等法の間接差別の定義とか、さつき指摘をしました女性活躍推進法にきちんと位置づける、そうしたことを国が正面から取り組むことによって大きな改善が見られるはずなんです。

国が補助金で誘導したりお願いベースではなくて、ルールに定めることで改善できることがあるはずだ、私はそういうことを提案して、減らさないで、最低保障年金制度創設へ重ねて検討を求めて、きょうの質問は終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 日本維新の会の河野正美でございます。

本日最後の質疑者ということで、私は、この委員会、この法案、二回目の質問に立たせていただきます。

厚生労働委員会、いつセットされるか、非常に微妙な状況でございましたので、たくさん質問を用意しておりました。そういった関係から、きょうは行けるとするまで、途中で終わるかもしれないが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

先ほど午前中の議論の中で、長妻委員の方から、当時の古原年金局長の発言をめぐって、五万円がどうのこうのという話があったかと思ひます。これを、ちよつとさつき、興味があったので議事録を取り寄せて見ておりましたら、その前段階が、政府の立場もありましようが、五万円というところで、はい、そうでございますかというわけにはいかないということから質問が始まっているんですけれども、質問者を見たら「河野(正)委員」

と書いてありまして、私の父親でございます。

それについて先ほど議論があったということ、実は父親が死んでもう九年たつんですけれども、十年ぐらいたつて、まさかその身内がこういった議論を目にするとは多分思つていなかったと思ひますので、そういうことを考えますと、

我々の今の議論も、先生方、ここにおられる方皆さん、死んで十年ぐらいたつてから身内の方が見られるかもしれないので、きちんとそれは心して質問をしていかなければいけないし、答弁もしつかりお願いしたいなと思つた次第でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思ひます。

今から十二年前の平成十六年、二〇〇四年、年金制度改革法案は国会で大きな議論となりました。現在のマクロ経済スライドによる給付水準調整など、今回提出された法案につながる年金制度の基本的な仕組みは、そのときに築かれたものであるというふうに思ひます。

その際には、先ほど来出ておりますが、百年安心というキーワードが国民に示されたわけですが、その後も、年金記録の不整合問題や個人情報漏えいなど、年金制度の信頼を根本から損なうような出来事が相次いでおります。

まず冒頭に、大臣にお聞きしたいと思ひます。年金制度が国民から信頼を獲得するためには何が重要と考えられておられるか、大臣の基本的な考えを伺いたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 国民年金被保険者実態調査というのがありますが、これを見ますと、年金を納付しない理由の中で、掛金ですね、保険料、年金を当てにしていない、あるいは制度の将来が不安といった回答は減少してきているところでございます。

このため、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するというところ、これを通じて、若い世代が年金制度を信頼し、制度に参加した上で、今の高齢者もしっかり支えていただくということが重要だというふうに思つております。

あわせて、年金教育や広報を通じて、年金の仕組みや障害年金も含めた役割について周知することや、日本年金機構など年金業務に携わる者の業務の質を高めていくことが、信頼を高めるために重要というふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 今の答弁の中にも若干ありましたが、国民が年金についてどのように考えているのか、まずは若い世代の考えとして、新成人を対象とした調査をもとにお話をしますが、株式会社マクロミルというところが実施した二〇一五年に成人になった方々への調査、二〇一五年、新成人に関する調査によれば、「将来、自分がもらえるか不安と感じる人が九一％いる一方で、「国民年金は、必要な制度だ」と考える方が八二・四％おられます。けれども、「国民年金は、持続可能な制度だ」と思う」と答えた方が三七％にとどまっていますことから、国民年金は必要だが、持続可能性に疑問がある、自分がもらえるか不安というふうに、先ほど大臣もおっしゃったように考えているというふうに思ひます。

また、国民年金をどの程度信頼しているかという問いに対しては、「信頼できない」、「どちらかといえば、信頼できない」と答えた方が六九・八％と約七割に上つています。

つまり、年金は必要な制度だとは思っているけれども、持続可能だとは思っておらず、自分がもらえるのかも不安である、信頼できないという考えが強いのではないかと、この結果から思われます。

持続可能性、もたない不安というのが鍵になつてくると思ひますが、今回の法改正は、将来年金確保とおっしゃるように、その点に焦点を当てたものであるはずであります。

こうした調査結果や国民年金に加わつたばかりの二十歳前半の方々の考えについて、どのように受けとめられているか、若い世代に伝わるような、議事録を見てもすぐわかるような言葉でお答えいただけたらと思ひます。

○塩崎国務大臣 御指摘のマクロミルによる調査でございますけれども、これはサンプル調査でありますので、調査の母体とか調査人数などによつても結果が影響を受けることに留意をしなければいけないのかなというふうに思ひながら、年金に関する項目についてはしっかりと拝見をさせていただいたところでございます。

その中で、御指摘のように、将来、自分が年金をもらえるか不安であると回答をされた新成人が九割を超えると同時に、国民年金は必要な制度だと思つて回答された新成人も八割以上おられるわけでございます。

公的年金制度においては、まさにこの調査に示されているように、給付の十分性と持続可能性の両方を成り立たせていくということが重要な課題だと思ひます。

御指摘の調査の中で、年金を信頼できない理由といたしまして、「少子高齢化社会が進んでいるから」と挙げられていたわけでございまして、まさに、年金制度を持続可能にし、そして、しっかりと将来に引き継いでいくために不断の見直しが必要ではないかというふうに思つてございまして、今回御審議をいただいている年金改革法案も、世代間の公平を確保して、将来の年金水準を確保するために必要なものではないかというふうに思つております。

○河野(正)委員 やはり若い方たちに不安を及ぼさないようにしていかなければいけないというふうに思ひます。

このような新成人の意識を踏まえれば、これから国民年金保険料を払い続ける彼ら、彼女らに対して、国民年金制度が持っている役割をきちんと伝えて、この制度は頼りになると信頼を得るための努力をしていかなければならないと思ひます。

次に、二十歳代の国民年金保険料の納付率がどのようになつていくかを調べますと、二十から二十四歳は五〇％台後半、平成二十七年では五九・二七、二十六年度五八・九四、平成二十五年では五六・三三％、下がつていきます。二十五か

ら二十九歳の方々は五〇％台前半で、五三・四七、五二・九八、四九・八八というふうになっております。

二十歳代前半から後半にかけて納付率が大きく低下、約七％低下しておりますが、この理由はどのような点にあると考えられているのでしょうか。

また、二十歳代の納付率の低さが、さきに見てきたような年金への信頼の低さによってもたらされているのではないかと考えますが、あわせて政府の見解を伺いたいと思います。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、二十歳前半から二十歳後半にかけて納付率が低下しているのではないかと、その理由は何かということでございます。

詳細な分析を行ったことはございませんけれども、二十歳代前半の方の場合は、相当数が学生であると思われるので、その場合は、その一部は、本人にかわって親御さんが国民年金保険料を納付しているというケースが想定されます。したがって、二十歳代前半以降と比べると高い率が出るという可能性がございます。

他方、二十歳代後半の方の場合は、親元から自立したものの、所得水準が余り高くない、また老後生活が遠いこともありまして、納付意欲が他の年齢層に比べて低いといったことが、こうした背景にあるのではないかと考えられます。

ただ、幸いにしまして、近年、若い層の納付率は改善してきておりまして、例えば、最も低いとされる二十五歳から二十九歳で見ますと、平成二十二年には四六・六％でありましたものが、二十七年には五三・五％と、七ポイント、伸び率にして一・一五倍と上昇してきております。

こうした若年者に対する納付率の向上は非常に大事なテーマだと思っております。我々といったしましては、まず、納付しやすい環境を整えていくということで、コンビニエンスストアでの納付とかクレジットカード納付などを進めるとともに、経済的に保険料納付の難しい方には、免除や

納付猶予というものの勧奨を進めているところでございます。

さらに、年金に関する知識を広めていただく上で、各種年金セミナーなどを大学などで実施していく、こういうことに努めて納付率の向上に努めていきたい、このように考えております。

○河野(正)委員 済みません。先ほど私は新しい方から言っていたので、若干上がつてきているということですね。引き続き、しっかりと、若い世代が自分たちで働き始めても納付をしようというように思っていたかなければならないと思います。

三十歳代前半も、おおむね二十歳代後半と同水準で、三十歳代後半から次第に上昇していく傾向となっております。全世代平均の納付率である六三・三九％に届くのは、五十歳代に入ってからというふうになっております。二十代から四十代にかけての納付率の低さが、全体の納付率を押し下げてしまっていると言えのかもしれない。このような年齢階別の納付率の傾向について、どのように分析、評価されていて、納付率の向上に向けていかなる対策をとっておられるのかを伺いたいと思います。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、二十七年の国民年金保険料の納付率を見ますと、全体では六三・四％でございますが、年齢階別に見ますと、最も高いのが五十四歳から五十九歳で七四・九％となっておりますが、最も低いのが、先ほど御答弁申し上げましたが、二十五歳から二十九歳で五三・五％となっております。やはり若年層の納付率が低い状況でございます。

したがって、繰り返しになりますが、若年層も、やはりこの層を中心に納付率を高めていくということが非常に大事だと思っております。やはり若年者の収納対策に力を入れる、さらには、被保険者になる前、あるいは、なっている直後の高校や大学時代に年金制度についての御理解を深めていくといったことが大切だと思っております。

て、そこに力を尽くしていきたい、このように考えております。

○河野(正)委員 では、五十歳以降の中高年齢層は年金についてどのように考えているのかという調査があります。中高年齢者の生活実態に関する全国調査というのがありますが、これによりすると、公的年金制度を信頼すると答えた人は一七・六％にとどまっております。この調査は、今の二〇一〇年で、その後も二〇一二年、二〇一四年と継続されておりますが、これも七・八％、一三・一％とおおむね低い水準にとどまっております。

五十歳を超える中高年齢層でも低い信頼しか得られていないというのはなぜでしょうか。実際に年金を生活の糧にしている世代にとっても、きょうずっと議論がありますが、年金だけでは暮らしていけない、頼りにならないといったような感覚が強いのかもしれません。この点について、政府の受けとめをお聞かせください。

○鈴木政府参考人 ただいま御指摘ございました中高年齢者の生活実態に関する継続調査、これは東京大学の大学院人文社会系研究科が実施されているものでございますけれども、これにつきまして、年金に関する項目を拝見いたしました。この調査は、一定のサンプルに対する継続した聞き取り調査だということで承知をしておりますけれども、回答につきまして、その理由についての調査項目といったことが、拝見した限りではよく見当たらないので、今の御質問に対して、なかなか評価、分析しづらいところがあることは事実でございます。

しかしながら、いずれにしましても、年金制度は世代間の信頼と分かち合いによって成り立つ制度でございますので、御指摘のように、やはり一定程度、信頼できない方がいらっしゃるということについては、真摯に受けとめて、対応を考えてまいらなければならぬと考えております。

そういった点で申しますと、先ほど来大臣からもお答え申し上げておりますように、年金教育、広報といったものを、これは年代を問わずきちん

とやっていくということとか、あるいは、年金機構を初めといたします年金業務に携わる者の質を高めていく、それによって信頼を高めるということも必要だろうと思っております。

また、そうした中で、本日成立をさせていただきました年金の受給資格期間の短縮措置でございますけれども、これによりまして、例えば五十代の方でも、これまで年金が受給できないと思っていた方もいらっしゃるかもしれないけれども、受給の可能性というものが生ずることになりますので、必ず保険料を納めれば給付に結びつくということで、年金制度への信頼がさらに高まるのではないかと。

こんなようないろいろな手だてを尽くして、世代間の支え合いであります年金制度についての信頼性を高めていく必要がある、改めてこういうふうにご感じている次第でございます。

○河野(正)委員 次に、年金の役割について伺いたいと思います。

こうして見ていきますと、年金制度に対する信頼感の低さは、特定の年齢層だけの問題というよりも、国民全般にわたって共通する感覚と言えるのかもしれません。なぜこれほど信頼が得られないのかということ。国民が年金制度に期待していることと、実際に年金が提供しているものとが、ずれているのかもしれません。

厚生労働省のホームページでは、公的年金制度について、予測できない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものというふうに説明されております。

改めて、年金の役割はどういうところにあるのか、国民は何を年金に期待していると考えているのか、厚生労働省の見解を確認させていただきたいと思っております。

○塩崎国務大臣 年金制度というのは、老齢、障害、そして死亡によって生活の安定が損なわれる、その防止を主たる目的としているわけでございます。また、老齢年金は、終身で受給できると

いうことが大きな特徴でございます。老後の生活を生涯にわたって支えるものというふうにご考えております。

国民の中には、年金だけで全て賄えるようにしたいという御希望をお持ちの方がいらっしゃると思うわけですが、公的年金は高齢者世帯の収入の七割を占めるなど、老後の生活の柱となっているわけではございますけれども、年金だけで全てを賄うということは難しいものと見ております。

今後年金が老後の生活の柱としての役割を果たしていくためには、年金は長く保険料を納めれば受給額もふえるということから、保険料を納付しやすい環境の整備、保険料免除制度の活用、被用者保険の段階的な適用拡大、こういったことなどを進めることが重要だと考えております。

また、現に低所得、低年金の方には、年金生活者支援給付金や生活困窮者支援制度を初め、年金のみならず、社会保障制度全体で支えていくということが重要なことは、繰り返し述べさせていただきましたところでございます。

○河野(正)委員 時間がもうあとありませんので、先に行かせていただきます。

年金が老後の支えになるものと考えれば、納付しようという国民の意欲を高めることにつながると思いますが、きょうずっと議論されておりますが、年金だけで生活するのは難しい状況をのぞいてみると、納付しようという意欲をそがれてしまう者もあるかもしれません。今回の国会の議論におきましても、安倍総理などから、国民年金で全てを補うことはできないので、ある程度の蓄えはお願いせざるを得ないとの発言もあったと思っております。

国民からすれば、国民年金を納めても老後の生活の頼りにならないのであれば、払っても当てにならないから払わない、あるいは最低限の納付だけにして、残りは自分のための私的な年金や保険に振り分け、自己防衛をしよう、それに徹しようという考えを持つ人が出てくることも想像で

き得ます。

本日、参議院の方で成立したと思いますが、年金の受給資格の短縮ということが決まりました。受給資格の短縮というのが、こういった傾向を後押ししてしまう可能性も危惧されるところであります。

こうした国民の考え方や不安に政府はどのように応えていくのか、年金保険料の納付を求めていくために政府はどのように訴えかけていくか、改めて伺いたいと思います。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、国民皆年金というものを堅持していく上で、公的年金制度に対する信頼を確保するということは非常に大事でございますし、特にそういう意味から申し上げますと、保険料の納付義務について御理解いただいて、しっかりと納めていただくということはとても重要な課題だと考えております。

そういう意味におきましては、年金は保険料を長く納めれば受給額もしっかりふえていくんだとか、あるいは、保険料を納付いただくことで、万が一の場合でも障害年金あるいは遺族年金を受け取ることができ、低年金とか無年金の防止につながる、こういったことについてよく御理解いただく必要があると思っております。それを、さまざまな場面で国民の皆様にご理解いただくよう、例えば、ねんきん定期便というのは現役の方々に毎年お送りしておりますが、こうしたものを通じて周知、広報に努めてまいりたいと思っております。

あわせて、収納対策に関しまして、納めやすい環境を整えていく、あるいは滞納処分もしっかりとやっていく、そうした国民年金保険料の収納対策についてもしっかりと取り組んでいくことが必要だ、このように考えております。

○河野(正)委員 しっかりと周知、広報していただかないと、年金カット法案ということで誤った考えも広まってしまうかもしれませんので、しっかりとその辺は広報していただきたいと思っております。

それでは、時間が来ましたので、また次回に持ち越したいと思っております。ありがとうございました。

○丹羽委員長 この際、本案に対し、とかしきなおみ君外三名から、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。とかしきなおみ君

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○とかしき委員 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」から平成二十九年四月一日に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○丹羽委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○丹羽委員長 この際、お諮りいたします。第百九十九回国会、井坂信彦君外六名提出、労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条のうち公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第五号の改正規定中「同条第五号中「第十七条の下に」から第十七条の四まで、第四十三条の二」を「同条に次の一号」に改める。

第七号中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項及び第二項の改正規定の前に次のように加える。

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三条の二の規定 平成二十九年四月一日

附則第一条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第七号の規定 平成二十九年四月一日 附則第二条第二項中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

附則第六条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に、「第二号施行日」を「第三号施行日」に改める。

附則第七条第一項中「第二号施行日」を「第三号施行日」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

附則第八条中「第二号施行日」を「第三号施行日」に改める。

附則第九条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

平成二十八年十二月八日印刷

平成二十八年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K